

商 工 文 教 委 員 会 会 議 記 録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

1 日時

平成29年12月 8 日(金曜日)

午前10時開会、午後 8 時14分散会

(うち休憩 午前11時21分～午前11時21分、午前11時47分～午前11時47分、
午前11時58分～午後 1 時 0 分、午後 1 時34分～午後 1 時40分、
午後 3 時 0 分～午後 3 時16分、午後 3 時40分～午後 3 時40分、
午後 4 時18分～午後 4 時24分、午後 4 時33分～午後 4 時47分、
午後 5 時52分～午後 6 時47分、午後 6 時47分～午後 6 時48分、
午後 8 時 9 分～午後 8 時12分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、千田併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

上田文化スポーツ部長、泉副部長兼文化スポーツ企画室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
工藤スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長

(2) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、
佐々木教育企画室学校施設課長、永井教職員課総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、菊池学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、

中島学校教育課首席指導主事兼総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
佐藤学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐々木学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

(3) 総務部

高橋副部長兼総務室長、佐藤総務室特命参事兼管理課長、
松本法務学事課総括課長、黒田法務学事課特命参事、
岡部法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

- ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
- イ 議案第36号 岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第39号 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- エ 議案第44号 岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- オ 議案第47号 岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第48号 岩手県営野球場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- キ 議案第49号 岩手県営スケート場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ク 議案第50号 岩手県営スキージャンプ場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第51号 岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- コ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

- ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
- イ 議案第42号 岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第43号 岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- エ 議案第45号 岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- オ 議案第46号 岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
- キ 議案第22号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

（請願陳情）

受理番号第57号 県立高等学校統合に係る新たな判断基準等を求める請願

（3） 総務部関係審査

（議 案）

議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

（請願陳情）

- ア 受理番号第63号 私学助成の充実強化等に関する請願
- イ 受理番号第64号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

（4） その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。なお、本日は昨日の審査に続き、議案延べ18件、請願陳情3件の審査を予定しておりますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

また、きのう斉藤信委員から要求のありました資料については、各委員席に配付しておりますので、御了承願います。

初めに、議案第36号岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 運動公園の指定管理については、これまた申請団体がわずか1者で、収支計画書を見ると、平成30年度の指定管理料が9,000万円余、平成31年度が9,100万円余、平成32年度が9,100万円余というふうになっていますが、債務負担行為限度額の支出予定額は、平成31年度は9,200万円となっています。恐らくこれは消費税の増税を加味して、大体100

万円ぐらいというふうにこれを理解していいのか。その割には、収支計画書の中では、平成31年度、平成32年度はずっと変わらないのです。消費税が上がるのは平成31年度の10月からですから、その試算の仕方がちょっと雑ではないかと思うけれども、いかがですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 答弁の前に、昨日、答弁が残っておりました件について、何点か御答弁させていただきたいと思います。

屋内温水プールの温度の関係でございますが、施設では常時、水温、室温とも30度という設定で、毎日2時間ごとに計測し、温度管理を行っております。しかし、冬期間におきましては、ボイラーをフル稼働しても室温、水温ともに30度に達しない日があるということは事実であるというふうに聞いています。その原因は、施設設備の老朽化が進み、加熱保温機能が低下していることが一因と考えられ、燃料費用を節約しているということではないということでございます。このため、更衣室の入り口への風よけカーテンですとか、廊下へのストーブの設置など、保温のための努力を行っております。御不便をおかけして申しわけございません。

関連でございますが、平成24年度から平成26年度までの債務負担行為限度額について確認いたしました。平成24年度が8,500万円、平成25年度、平成26年度が8,400万円という債務負担行為限度額になっておりまして、今期までの債務負担行為額8,900万円ということで上がっておりますので、債務負担行為限度額が下がったことにより節減を図ったものではないということで御理解をいただきたいと思います。

続きまして、県営運動公園の積算でございますけれども、消費税につきましては、委員御指摘のとおり、平成32年10月を想定して積算をし、県としての上限額を設定しております。この上限額を提示した上で、スポーツ振興事業団のほうから計画が出てきたものと承知しております。

○斉藤信委員 工藤スポーツ振興課総括課長、きのうのことを言うのであれば、議案の審議の前にやるべきです。私の質問に関連してやるなんて、だめですよ、そんなのは。そういうことを言われれば、こっちだって聞きたいことがあるのだから。

ボイラーを燃やしたって30度にならないというのでしょうか。水温だけではなくて室温も。それで利用者が減ったら意味はないので、そういう苦情というのが寄せられていたのか、いないのか。そして、それについて対応しようとしたけれども、できなかったのか。それはどうだったのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 そのような苦情が寄せられていたということは聞いておりまして、指定管理者のほうでも保温のための努力を万全にしようというふうにしていただいております。今後におきましても、どのような対策ができるのか、新しい指定管理者のほうとも協議していきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 これから指定期間を5年にするわけだから、ハクセル委員はきのう大変具体的に話しましたがけれども、そういう状況だったら利用者をふやせないのです。だから、やっぱりそういうことを県として、指定管理者任せにはできないわけだし、それなり

の改善をせずに、ただ任せるだけでは済まないのだと思うのです。この指定管理者制度というのは、そういう意味で県の責任を曖昧にして、全て指定管理者に任せると。しかし、施設は県のものなわけだから、施設の不備については県が責任を持って改修しなければだめではないですか。きちんと寒くない程度の室温確保をできるような施設の改修というのはやられているのですか、これからやるのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 現行でも施設の改修等々については実施しております。それでも、なおかつまだ寒いという事実がございますので、今後においても指定管理者と相談いたしまして、どのような方法が適切なのか、真摯に検討させていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** これから5年間という長期の指定管理になるわけだから、既にそういう切実な声が出ているとすれば、県が感度を高めて、私はそういう手だてをしっかりとるべきだと思います。もし必要な改修であれば、この指定管理料とは別枠で当然やるべきなので、本当にこれを活用するというのであれば、県が責任を持って、県民が使いたくなるような施設にすべきだと思いますが、きちんと教えてください。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 施設の改修費につきましては、この債務負担行為議案とは別に、県スポーツ施設の整備費という形で毎年度予算を要求させていただいております。今回の事案がこれに該当するかどうか、もっとしっかりと検討させていただければと思います。

○**斉藤信委員** 県営運動公園に戻りますけれども、県営運動公園そのものの施設設備についてお聞きしたいのだけれども、この間、盛岡市スポーツ人の集いがあって、このまま推移すれば県営運動公園の陸上競技場は第3種公認陸上競技場になってしまい、必要な大会も開催できないと、それでいいのかと、こういうお話を聞きましたが、実情はどうなっていて、県はどういうふうにそれに対応しようとしていますか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 県営運動公園内の陸上競技場についてでございます。私どもとしては、第2種公認陸上競技場の維持を最優先に必要な整備を行う予定になっていきます。

○**斉藤信委員** いい答弁でした。整備が必要だと思いますが、いつどのようにやる予定なのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 正確な日にちは忘れましたが、第2種公認陸上競技場を維持するための審査というものが2年後に予定されております。それに合わせて施設の改修、あるいは必要な備品を購入していく必要があるというふうに認識しております。

○**斉藤信委員** まず、第2種公認陸上競技場を維持すると、そういうことで必要な改修をやるということで、これはいい答弁だったと思います。

それで、県営運動公園の申請書の中身についてですが、50ページの人件費のところ、正規職員5名、臨時職員3名、非常勤職員3名、パート3名を充てるということで記載さ

れていますが、県営運動公園の場合は、今までは正規職員が4名だったのを5名にして、非正規職員は10名から9名と、正規職員が1人ふえます。こういう計画が出たときに、その分の人件費はきちんと見ると、その分は指定管理料もふえると、こういうふうに理解していいですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 私どものほうで提示した上限額に対して、今回、このような収支計画書が出てまいりました。それに基づいて債務負担行為限度額を設定しておりますので、必要な人件費が確保されるものというふうに理解しております。

○斉藤信委員 それで、60ページの収支計画書を見ると、人件費が2,700万円、恐らくこれは正規職員の人件費で、5で割ると大体1人当たり500万円ぐらいかというふうに思いますが、一般管理費の賃金というのが非正規職員だと思いますが、この非正規職員の時給はどういうふうになっていますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 運動公園に関しましては、有期採用の職員につきましては884円となっております。

○斉藤信委員 私が本会議で聞いたときには、今回指定管理で提案された平均は999円でした。それよりも若干低いと。きのうのやつは750円でしたから、とんでもなく低いと。県の試算の単価はどうなっていますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 1点訂正させてください。今申し上げた単価は平成28年度の単価でございまして、平成30年度以降の単価ではないことについて御理解をお願いしたいと思います。それで、平成30年度以降の単価につきましては、前3年間平均をとっておりますので、ほぼ同じような単価になっているものと考えています。

○斉藤信委員 いやいや、僕は試算の単価を聞いたのです。

○工藤スポーツ振興課総括課長 県が試算する場合、県が試算した結果が債務負担行為の相手方に提示する限度額になります。相手方に提示する際には、前3年間の平均をとって積算していきますので、これまでの単価を参考にして積算いたします。したがって、同じような単価884円とそれほど変わらない単価をもとに積算していくものでございます。

○斉藤信委員 それではおかしいと思います。今回指定管理で出された非正規職員は999円というのが平均ですからね。この場合、今まで884円だったからそれを基準にということですか。県はもう少し統一した単価というか、本会議で平均は999円と言っているのだから。これは、ほとんど1,000円に近いというので、非正規職員の時給だったらそれなりに評価できるレベルだと思っていますが、ここで聞くとみんな低いのよ。だから、低いところは低く、高いところは高くという話はおかしいのではないですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 施設の特性もございまして、実はこの施設、都市公園ということもございまして、芝の管理ですとか、清掃、あとは当直専門員という職員もおります。そういった特殊な勤務形態をとっているもので、平均しますと時給が低くなることもあり得るということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○斉藤信委員 平均すれば低くなるのではなくて、今の話だと高い人もいるから、もっと

低い人もいるということになるのです。だから、下手すれば限りなく最低賃金に近くなる方もあるのではないですか。私が言っているのは、最低賃金があるわけだから、きのうの750円のような時給はやっぱ正しくないと。どんな仕事をやっても。県の事業でやる場合には、850円とかというようにところを最低基準にするとか、そういう考え方はありますか、ありませんか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 県の仕事で最低基準を設定する、しないにつきましては、ちょっと私どものところでお答えするのは難しいかと思えますけれども、このスポーツ振興事業団は、県営運動公園以外にもいろいろな施設を所管しておりまして、今回お示ししている6施設を平均いたしますと、有期採用職員の平均時間単価は920円となっているところでございます。そういう意味からしますと、やはり特殊な勤務形態、当直専門員、芝の管理ですとか、そういった部分もあるということで御理解をいただければと思います。

○斉藤信委員 今、県の臨時職員の場合には920円と言いましたか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 今回の6施設です。

○斉藤信委員 6施設の平均が920円とすれば、ここは平均よりも低いということになりますね、880円だから。

それで、61ページの職員配置計画ですが、私は全部の9施設を見たのだけれども、雇用形態のところの区分けが曖昧なのです、常勤職員、パート、臨時職員。常勤職員といったって、非正規職員があるのです。これだと正規職員か非正規職員かわからない。ほかは、ちゃんと正規職員何人と書いているのもあるし、きのうの商工労働観光部でもちゃんと正規職員、非正規職員で分けているのです。常勤職員なんて曖昧なことにしないで、正規職員なら正規職員と、臨時職員、パート、その他というような形で統一して、こういう職員配置計画書はやるべきではないですか。全部見ましたけれどもまちまちです。これだと正規職員か非正規職員かわからないですよ。

○工藤スポーツ振興課総括課長 部局あるいは担当課のほうで、計画書を策定する際に様式が若干異なることについてはおわびを申し上げます。基本的にスポーツ振興事業団につきましては常勤職員につきましては正規職員となります。

○斉藤信委員 職員配置計画書でちゃんと正規職員と書いているのもあるのだから。常勤職員イコール正規職員ではないです。そういう曖昧な区分は正しなさいと僕は言っているのです。こんなのは、常識です。常勤職員といったって、正規職員か非正規職員か違うのだから。そういう曖昧な配置計画ではなく、きちんと正規職員であれば正規職員と。こっちの文書の中には書いているのです、ちゃんと正規職員何人と。整合性がないのです。それは、私、指摘しておきますので、改善してください。

いずれにしても、運動公園の管理は、県としては大変重要な施設なので、今回は正規職員が1人ふえるということなので、そこは評価をしたいと思えますけれども、しかし申請は1者で、ずっと同じところが指定管理を続けるという指定管理のあり方が問われるのではないかという気がいたします。いずれ質疑は終わります。

○郷右近浩委員 私からもちょっと質問させていただきます。質問の前にですが、私も人件費5人で2,700万円、そして賃金9人で1,200万円と、ちょっといびつだといったような、まずそうした感覚を得ているということで、これは指摘でとどめます。

今回の指定管理ですが、60ページの収支計画書を拝見させていただいても、委託料という形でほとんどの業務が、これに網羅されているのではないかと思います。だとすると、2,700万円も払って、5人の職員の方々であったりとか、ほかを合わせても全体で14人しかいないということで、確かに、あそこの公園を全部管理するというのは大変だろうというふうには思うのですが、再委託というか、そうした業務が余りにも多くて、だとすると自分たちでやっているというよりは、管理のためだけの形にしか見えないわけであり、この点につきましては、施設管理運営計画書には、整地をしているような写真があったりということではありますけれども、ただこの人数でそもそもできないのではないかと。それならば、再委託云々というよりも、ちゃんときちんとできる方々を直接雇用なりをしていくということを前提としての管理をお願いしたほうがいいのかというふうに思うわけでありまして、この点につきまして、実態等はどのようになっているのかお知らせいただきたいと思います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 芝の管理を例に申し上げますと、当地域は寒冷地混合型芝生ということで、芝生の管理が非常に難しい状況になっております。専門の業者がおりますけれども、高度な知識とか経験が必要だというふうに聞いておりまして、専門の業者の指導により日々の芝の管理を技能員が実施しているという役割になっております。例えば専門業者に年中委託するとなりますと、委託料が非常に高額になってしまうということが想定されますので、直営で技能員が毎日芝を管理する部分と、専門業者が時々来て指導していただく部分というものを分けて管理させていただいております。

○郷右近浩委員 芝生管理なんかはまさに、440万円くらいで、年間を通じた管理ができるというものではないというふうに思っております。そういった意味では、予算的には非常に少ないと。もちろん職員の方々が、いろいろとノウハウを教えていただきながらバランスの中でやっているというようなことは理解できます。理解はできますが、だとすると委託料の四百何十万円でそのような能力を持った方を2人も雇えるのかどうかというのはあると思いますけれども、例えば清掃業務についても七百何十万円の予算での再委託ということを考えていくと、何かみんな丸投げするためだけの単なる形態であって、そうした団体が今回も受託されたというようにしかどうしても私には見えないというふうに思います。

もちろん1者しか申し込みがない中で、ではどうすればよいのかということにはなってくると思いますが、私自身は県内企業それぞれのノウハウを持ったところに、例えば清掃業務なんかは岩手県スポーツ振興事業団からの再委託ではなく、直接的な形で仕事を出したほうが、同じ金額でさらに多くの仕事ができたりとかすることも考えられる部分というのはたくさんあるのではないかと思います。交通公園の指導業務にしても、四百七

十何万円も使うのであれば、公園業務と全く切り離れた中で、別枠で例えば依頼するなど、そうした指定管理のあり方も含めて、全体としての指定管理としては、これまでもこの1者しか応募してこなかったがゆえにももちろんそこをお願いをしてきたという経緯はあるかもしれませんが、もっと分割して、そして出すということも今後考えられるのではないかというふうに思うわけであります。そうしたことについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 委員御指摘のとおり、より効果的、効率的に指定管理をしていく、あるいは費用を有効に使っていくという観点は非常に大事だと思っております。今後に向けてどういった形で組みかえていく必要があるのかどうかといった部分も引き続きスポーツ振興事業団のほうと相談をしながら検討していきたいと考えています。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○斉藤信委員 県営運動公園の指定管理について、私は指定管理のあり方については問題があるとは思いますが、有期採用から1名を正規職員化して、陸上競技場については第2種公認陸上競技場を維持するという方向性が示されましたので、これについては賛成いたします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかにないようですのでこれをもって討論を、終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 資料64ページの債務負担行為限度額ですが、総額が8,000万円、年度ごとでは1,600万円ということで、これは、5年間変わらないのですけれども、御所湖広域公園の艇庫というのは消費税の影響を受けない施設ですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 こちらの施設も消費税の影響を受けますけれども、100万円単位にそろえる際に、その差額は消えてしまっているということでございます。

○斉藤信委員 これはどのぐらいの消費税負担増の試算ですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 収支計画書が示されておりますけれども、収支計画書の額そのものが限度額になっておりまして、平成30年度が1,570万8,000円、平成31年度が

1,577万5,000円、それから平成32年度が1,599万9,000円、平成33年度、平成34年度とも同様になっております。

○**斉藤信委員** それで見ると、消費税の影響は22万円程度、そういう形の収支計画だということでもいいですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** そうでございます。

○**斉藤信委員** 御所湖広域公園の雇用実態を見ますと、今までは正規職員が1人、非正規職員が5人。これが今後、正規職員が2人で非正規職員が4人と、有期採用から1名を正規職員化というふうに総務部管財課からは資料提供されていますが、この点での人件費総額はこれまでに比べてふえていると思うのだけれども、どれくらいふえていますか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 過去3年の平均で申し上げますと、平成26年度から平成28年度でございますが、1,121万4,000円余りから、第5期、平成30年度以降でございますが、1,138万9,000円と増加しております。

○**斉藤信委員** 正規職員が1人ふえても10万円ぐらいしか人件費総額は変わらないということですか。それで、人件費の収支計画書を見ますと、正規職員の人件費は511万円ですから、2人だとすれば250万円程度、正規職員といっても決して高くないですね。非正規職員は582万円、うち賃金は500万円ですから、これを4で割ると120万円ぐらいです。非正規職員の労働時間、労働条件、時給単価はどうなっていますか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** この施設につきましては、期間が4月から10月までと限られております。御所湖広域公園にあるボートハウスということで、4月から10月の期間で設定しております。実は、同じ職員がほぼ丸々、11月以降は、スケート場のほうの管理をするというふうな形になりますので、スケート場と艇庫のほうを合わせていただかないと年収というものが出ないというふうなことになりますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○**斉藤信委員** それはわかったけれども、この非正規職員の時給は幾らなのですかと。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 平成28年度実績ベースで答えさせていただきます。賃金単価は991円でございます。

○**斉藤信委員** ここは991円ね。文化スポーツ部がことしから所管するというところで、今までについてあなた方の責任は余りないのだけれども、やっぱり県の事業で単価がそれぞれらばらですから、若干の違いはあっても一定の基準があってしかるべきではないかというふうに思います。991円ということであれば、それはそれなりですが、あなた方が委託するところは、大体スポーツ振興事業団でみんな同じなのだから、この時給が違ったらおかしいです。どうなのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 全く同じ業務であればそのとおりだとは思いますが、業務内容が異なります。先ほどの運動公園であれば、当直、あとは芝の管理というのがございますが、こちらのボートハウスにつきましては、ボートの貸し出しですとか指導、それから小型船舶操縦免許を持って救助に行かなければならないというような事情

もございます。また、年齢も全く違いまして、結構年齢が高い方ですとか、清掃ですと年齢が70歳前後であったりとかということもございますので、一概に一律の基準でいくというのは困難でございますので、それぞれの業務に応じ、あるいは年齢層に応じ、的確に対応させていただければと思います。

○**斉藤信委員** そんな一般的なことを答弁してはだめです。いいですか、資料の90ページ見てください。この職員配置計画、臨時職員、ここには教員免許取得、障がい者指導養成講習受講云々書いていますね。事務員の方も小型船舶操縦免許2級、技能員の方も小型船舶操縦免許2級、みんな資格を取っているのではないですか。あなたの答弁と全然違うよ、これ。みんな、それなりの資格を持った人たちが臨時職員になっているのではないですか。だから、こういう資格から見たら、そんな大きな差は出るわけではないでしょう。

○**上田文化スポーツ部長** スポーツ振興事業団の全体についてのお話を若干させていただきますと、当然委員の御指摘のとおりで、例えば臨時職員なり、非常勤の職員なりの賃金単価というのはそれぞれ規定で決まっております。ただ、その際には、職務の内容に応じて、それ相応の合理的な単価が設定されているものというふうに承知をしております。今指定管理の中でのお話ではございますけれども、これは法人運営のことになるかと思えます。私どもで、指定管理者を指定するということとあわせて、この法人についての指導業務もあわせて行っておりますので、その単価のあり方等については、法人としてどういう姿勢なのかをお聞きした上で、改善が必要な点についてはぜひともアドバイスをして、合理的な単価なりを設定するように話し合いをさせていただきたいというふうに思います。

○**斉藤信委員** 一般論で991円は低くないと思ったけれども、今こうした臨時職員の資格を見ると低いと思います。これだけの資格を持って、小型船舶操縦免許2級、普通救命講習受講、エコスタッフ認定者とか、これだけの資格を持った人たちの時給としたら、991円は低いと思います。一般事務員でこの程度だったら評価するけれども、これだけ資格を持った人たちがこの程度で使われたら安過ぎるのではないですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 賃金単価につきましては、スポーツ振興事業団の規定の中で決定されているものと承知しておりますが、そこで働いている方の年齢層等々に対応して適切にやられているものと思っております。一例を申し上げますと、技能員につきましては、年齢が70歳を超えている方でありまして、そういった事情もあるのではないかとこのように考えております。

○**斉藤信委員** 70歳だから時給が低いということはないでしょう。月給なら、例えば勤務日数が短いからとかというのあったとしても、時給で、70歳だから、そんなことしたらあなた違反だよ、これ。年齢で差別したらだめなのよ。男女とか年齢で差別したらだめだというのは労働法制なのだから。それなりの資格を持って同じ仕事をしていれば、30代だろうが70代であろうが、時給が変わってはおかしいでしょう。だから、ちょっと答弁がお粗末だ。これだけの資格、免許を持って働いているとすれば、この時給は低過ぎると、こう

いうふうに指摘をします。

それと、先ほどの答弁の中で、期間が4月から10月までで、あとの期間は県営スケート場、ここが兼務になると。指定管理の中でそういう連携をとられているのは、基本的にこの二つですか。それともいろいろなやりくりはあるのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 時期によってスタッフが異動するというのはこの二つだけでございますが、あと業務の繁忙によって、スポーツ振興事業団の施設内での応援態勢というのはあると聞いております。

○郷右近浩委員 そもそもところから教えていただきたいのですが、今回のこの御所湖広域公園の指定管理者の指定関連でありますけれども、この施設の今回の指定管理というのは、艇庫というように括弧書きされておりますけれども、公園全体の管理ではなくて、あくまで艇庫の部分の管理ということでしょうか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 御所湖広域公園自体は、この艇庫の部分を除いた議案がまた別に出ておりますので、この議案では艇庫部分のみの指定管理でございます。

○郷右近浩委員 先ほど来、人件費であったり、賃金の部分の話はありました。確かにこの人数で管理ができるのかといったようなこともあるのですけれども、利用料収入が112万円、113万円といったような計画がある中で、この資料の73ページでは、自主事業の参加料収入として8万8,500円が入って、そして経費を差し引いた中で約5万円が収支差額になるとか、利用者人数についても110人であったりといったような数字しか読み取れないのですけれども、艇庫であったり、カヌーであったり、そもそもの部分で、そちらを利用している人数というのは、全体でどのぐらいになっているのでしょうか。わかりますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 利用者数でございますけれども、平成26年度が1万5,292人、平成27年度が1万4,537人、平成28年度が1万7,878人となっております。高校の部活動での利用が多い。土日には一般の体験とか、そういう利用が多いというふうに承知しております。

○郷右近浩委員 どうしても全体の利用状況がなかなかこの資料から読み取れなかったものですから。といいますのは、110万円余りの収入に対して、単純計算で1,600万円何がしぐらいを年間でかけて、5人の方々が10分の1の収入でやっているのであれば、極論でいえば、それこそ岩手県ボート協会や岩手県カヌー協会などの方々との連携する事業計画が載っている中では、そうした方々に直接的にお願いしたほうがいいのではないかとといったような思いもあったわけであります。ただやっぱり、直接的にカヌーをやっている方々のみならず、1万何がしの多くの方々にこの御所湖広域公園というものを使っていただいているということを理解しましたので、この件については私の質疑は終わらせていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私の考え方として、文化、スポーツと、それから観光をきちんとリンクさせていかないと、文化、スポーツについての取り組みをしているところがなかなか生きていかないのではないかと、そういうスタンスでありまして、それでちょっと

質問させていただきます。この御所湖広域公園の艇庫、私も利用するのですが、親子で行くと非常に楽しいところなのです。ただ、やっぱり利用促進の部分が弱いということとは行ってみてすごく感じています。

きのうの商工労働観光部のほうで質問した中で、体験型観光というのをこれから国も充実させていくというような方向性が出ているということも話をさせていただきましたけれども、これはまさに体験型観光のコンテンツになり得る場所であると私は感じています。ただ、スポーツ振興事業団にそのまま指定管理者としてお願いするとなると、どうしてもその連携のところが今後どういうふうにやられていくのかというところが見えないのと、お互いにこっちでやっているから、あっちでやっているからということで、つながっていないのではないかとという心配もあります。

外国の方が来たとしても、御所湖の広域のエリアはきれいですし、それからつなぎ温泉や鶯宿温泉とかで、外国人の観光客をもっと取り入れようということで頑張っているところもあるわけですから、実際に訪問による利用促進はされているようなことが計画には書かれていますけれども、もうちょっと力を入れていくべきだというふうに感じています。スポーツ振興事業団のほうでそういった考え方を持っていっているのか、そういうことも確認した上でお願いすることになっているのかという点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 委員御指摘のとおり、御所湖広域公園のボート場は非常に有力なスポーツ資源であると認識しております。今年度に入って初めて私も実際に行ってみました、行って見て、これは非常にいい施設だということを感じました。

スポーツ振興事業団におきましても、さまざまな形で情報発信しておりまして、フェイスブックのページなども持っておりますが、場所的につなぎ地区からちょっと外れているものですから、周知に課題があるというふうに感じたところでございます。スポーツ振興事業団としても、これを活用し、利用促進を図っていこうという気持ちは共通しておりますので、今後ともそういった方向で取り組まさせていただきたいと思っているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 指定管理者が1団体しかいないので、スポーツ振興事業団がさまざまなスポーツ施設、これから出てくる分も指定管理されることになるのだと思っているのですけれども、文化スポーツ部のほうでも、商工労働観光部の観光のほうとの橋渡し役のような、そういったことをやっていただけないと、スポーツ振興事業団だけでそういった観光コンテンツのところに入っていくということはなかなか難しいのではないかとこのように思いますので、大きな目線で、これからの取り組みについて文化スポーツ部が先導してやっていくような形で取り組んでいただきたいと思います。これについては要望して終わりたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 私は、御所湖広域公園の艇庫の指定管理については反対をします。最大の理由は、非正規職員の待遇について、時給が資格を持っている割には低過ぎるというふうに思います。有期採用職員1名を正規職員にするということは評価をしたいと思いますけれども、今ハクセル委員から大変大事な意見が出たと思います。資料73ページに自主事業収支計画というのがあって、ここに湖上ウォークラリーとか、レディースカヌー教室とかがありますが、ただ、参加者が110人なわけです。そして、収支は合わないというような、そういう計画です。あそこは、つなぎ温泉の一大観光宿泊施設があるところです。私は、もっと連携したら観光資源にもなるし、あの地域のサッカー場なんかは今かなり活用されていて、全体として活気が出てきているところなのです。だから、艇庫の活用もそういうものと一体でやると、つなぎ温泉に観光に来た人たちも、余りほかのところでは味わえないような体験型スポーツができるのではないかと。そういう点でいくと、この計画は、やりますよという程度で、これを進めるという計画に率直に言ってなっていないのではないかと思います。もっと積極的な計画があつてしかるべきではないかということを指摘して、私の討論とします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論は終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 資料の125ページの部分ですけれども、公益財団法人としての税制上のメリットを生かしということで、事業実績1,224万2,000円、76件と記載されておりますけれども、この公益財団法人の税制上のメリットというのはどういう意味か、ちょっと教えていただければと思います。

公益財団法人そのものは、事業をやりますけれども、一定の範囲があるわけです。そういう意味でいきますと、この事業そのものは、税理士が入っているから多分問題はないのだろうと思いますが、事業として利益を出してはいけない部分なのです。その範囲内で事業をやるということになっているので、本来的にはある程度最終調整をしながら契約行為をしているのですということなのかと思ってずっと聞いていたのですけれども、その辺についてどうなのでしょう。

○中里文化振興課総括課長 125ページに記載については、東日本大震災津波の関係の事業ですとか、芸術公演等による支援事業の財源とするために、寄附金を募集して事業を実施しているというものの実績になっておりまして、この寄附をした相手方にメリットがあるということでございます。

○高橋孝眞委員 多分そのとおりだと思います。もう一つ感じたのは、県民会館の指定管理料の範囲内で別の事業をやっているわけですよね。そして、それに利益が出てくるということはないのですよね。事業として利益は出さないということなので、最終的に調整しながら進めるということですよね、指定管理者制度としては、そういうことでよろしいですか。

○中里文化振興課総括課長 収支計画書をごらんいただければと思います。収入につきましては、県からの指定管理料のほかに利用収入がございます。この利用収入で収益が出た部分につきましては、自主事業として事業を行いまして、県の文化芸術の振興に還元していただいているということでございます。

○高橋孝眞委員 そうすると、事業をやっているということになってしまいませんか。公益財団法人は、一定の範囲内での事業しかできないはずですよね。それは、どこまでの範囲で事業をやっているいいということになりますか。さっきから聞いていると、最終的にこの事業をやって収益にならないのではないかということをお願いだけです。相殺になっていって、ゼロになります。最後に調整をしてやっていきますということではないのかということです。ですから、債務負担行為として5年間はやっているけれども、年度、年度で金額が変わりますということではないかということです。

○中里文化振興課総括課長 委員がおっしゃるとおりでございます。収益が上がらないように、それを使って自主事業としてさまざまな取り組みを行っているということでございます。

○高橋孝眞委員 そういう意味合いでいくと、最終的には指定管理料の部分としては、金額云々のことについて余り議論しても、最終調整をしていくので、まずは相手方がよいのか、悪いのかということを決めていくほうがいいのではないかというふうに思うわけです。そういう意味合いで議論をしていったほうがいいのかと思って発言をしました。どうなのでしょう、部長。

○上田文化スポーツ部長 委員御指摘のとおり、公益財団法人でございますので、収益を出さないという法人でございます。逆に言いますと、利益を見込むのであれば、公益財団法人ではなく一般財団法人になったはずですよ。ですので、収入とかは確かに年度ごとに変動いたします。それに従って、事業等の内容もおおのずと決まってくるということでございます。それも委員のおっしゃるとおりでございます。そういったことでは、年度ごとに確かに計画はございますけれども、実際に年度によっては、予定した額よりも当然増減いたします。そういった場合には、適時、債務負担行為などの予算も変更いたしまして、それで法人としても法人の目的である公益の部分で事業をやっていただくように、そして県の

ほうでもそれに見合う指定管理料をお支払いするという事で調整をしているものでございます。

あと、これに対しての議論の部分については、お答えする立場にございませんので、そこは御承知をいただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 県民会館は、ことしから来年にかけて大規模改修していますよね。あれは来年度に影響がかなりあると思いますが、改修期間は怎么样了。

○**中里文化振興課総括課長** 今年度の12月2日から来年度6月25日までの7カ月間、休館ということで改修工事を進めております。その影響につきましては、収支計画のほうに見込んでおまして、来年度の収支といたしましては、かかる費用も少なくなります。受付スタッフが1人その分必要なくなるということがございますが、それに伴って今度は事業ができなくなるということで、利用収入も減るということがございますので、30年度の指定管理料は逆にふえているという実態がございます。

○**斉藤信委員** わかりましたが、収支計画書でいうと利用料収入が平成30年度では7,388万円、平成31年度、通常年度だと9,230万円ですから、利用収入の差が約2,900万円あるということです。債務負担行為限度額は、平成30年度は1億9,300万円で、それが平成31年度は1億9,200万円、そうするとその差は100万円です。6月25日という、年度でいうと4、5、6月、3カ月分事業ができないということになると思うのだけれども、この程度の影響で指定管理料は対応できるのですか。

○**中里文化振興課総括課長** 平成31年度の指定管理料の積算に当たりましては、休館による影響のほかに、10月からの消費税の増を見込んでおりますので、こういった額になっております。

○**斉藤信委員** 私が言ったのは、平成30年度の話をしたのです。平成30年度は1億9,300万円、それが平成31年度は1億9,200万円でしょう。100万円しか変わらないではないですか、3カ月事業ができないという中で、3カ月というのは年間の4分の1の事業期間ですよ。その点で、この指定管理料は100万円ちょっとを上乗せした程度で十分なのかということを私は聞いたのです。

○**中里文化振興課総括課長** 平成30年度と平成31年度の比較でございますが、指定管理料は100万円減ということで債務負担行為の限度額を設定しております。この指定管理料を積算するに当たりましては、利用料収入の増減、あとは平成30年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、かかる人件費が休館分1人減としております。平成31年度につきましては、消費税が10月から上がるということを考慮いたしまして、このような額になっております。

○**斉藤信委員** かみ合わないような感じしますが、いずれ来年度は3カ月間、6月25日まで事業ができないということですが、今盛岡市内の施設は大変なのです。どこでも会議室から何から、県民会館が使えないために、本当にいっぱいいっぱいになっているのです。それだけ県民会館というのは、地の利もあって、施設は古いけれども、やっぱりそ

れなりの格があつて、使いやすい施設だったということは言えると思います。

それで、私は、ここでも職員配置計画と人件費についてお聞きしたいのだけれども、平成30年度の人件費は5,734万9,000円で、県民会館は平成30年度は正規職員が1人減るのです。11人で割ると、これは1人当たり521万円になります。非正規職員は14人で、1人ふえるのですが、これは一般管理費の賃金、平成31年度の平常時で比べますと1,264万円です。1,264万円を14人で割ると90万円です。これはなぜそういうふうになっているのか、時給換算を含めて示してください。

○中里文化振興課総括課長 有期職員ということで、資料のほうに平成30年度14人ということで整理をしておりますが、この14人の内訳でございます。職員配置計画書のほうをごらんいただきたいと思います。事業団で採用しております有期職員につきましては6人で、委託職員が8人となっております。委託職員につきましては、電気、空調及び給排水設備の保守管理を行うために、労働者派遣契約を締結の上、派遣されている職員4名、それと舞台設備のために再委託をしている専門業者の職員が県民会館に常駐しておりますので、その合計8人を委託職員としているものでございます。

給与につきましては、当然派遣委託の職員は派遣元あるいは委託先から支払われているということになります。事業団で採用しております有期職員の平成28年度実績ベースでの1時間当たりの賃金単価につきましては、1,041円となっております。

○斉藤信委員 わかりました。常勤職員6人というのがこの賃金で出されている賃金額だということですね。だとすると、これを単純に割ると1人当たり250万円ぐらいになって、時給が1,041円と。何回も聞きますが、それぞれの技能、資格はあるのだけれども、余りにもばらつきがあるから、一定の統一的な考え方というのを示す必要があるのではないかというふうに思います。職員配置計画だと、これは基本的に常勤職員になっていますから、フルタイムということですから、1,041円、時給単価としては高いとは言わないけれども、それなりなのかなというふうに思います。

ただし、県民会館は、ことしまでは正規職員10人、非正規職員13人で、来年度から正規職員が減って、非正規職員が1人ふえるのです。スポーツ振興事業団は有期雇用を1人正規職員にしてというふうになっているのに、県民会館は、定年退職だと言うのだけれども、なぜ正規職員を雇用しなかったのか。

○中里文化振興課総括課長 今回正規職員として減になります職員でございますが、保守管理を担当する定年に達した職員が、引き続き勤務を希望したことによりまして、再雇用で正規職員として勤務していたものでございます。今年度65歳に達することで、1人減ということになります。保守管理業務ということもございまして、なかなかすぐには正規職員としての採用が困難ということで、有期職員を見込んで計画が出ているということでございます。

○斉藤信委員 その理由はわかりましたが、正規職員が減って非正規職員がふえるというのは、雇用形態からいけばやっぱり後退というふうに言わざるを得ないので、指摘をして

おきます。

県民会館は大規模改修をやって、新たに利用客、利用をふやす、そういう計画はどこにどう示されているでしょうか。

○中里文化振興課総括課長 県民会館の利用者、あるいは施設利用のリピート率の向上に向けましては、舞台演出と総合プロデュースの強化、あるいは自主事業におきまして新たに若年層、25歳以下を予定しているということですが、若年層を対象としたチケット割引サービスの導入などを予定して、利用者の増に向けた取り組みを実施していくという計画になっております。

○斉藤信委員 いま一つ見えないけれども、今まであそこにレストランがあって、バイキング昼食サービスを福祉団体がつい最近までやっていましたね。今はもうやめまして、あそこのレストランがなかなか定着しないと。恐らくあそこのフロアが未活用になっているのではないかと思いますけれども、なぜ成り立たないのか、そして今後どういうふうにあのスペースを活用する計画になっているのか、示してください。

○中里文化振興課総括課長 ああのスペースにつきましては、NPO法人がレストランを開業しておりましたが、9月で休業いたしまして、11月には撤退をしたところでございます。利用者がなかなか伸びないということもあったようでございます。今後、12月から来年の6月まで全館休館ということがございますので、少し時間をかけまして、あのスペースの活用方法につきましては検討していく予定となっております。

○斉藤信委員 あそこのスペースがあいているというのは、施設の魅力としてはちょっとマイナスになるのだと思います。場所も施設も悪くないわけだから、テナント料が高過ぎて成り立たないのか、料理に魅力がないのか、そこはぜひ考えて活用できるようにしていただきたい。

最後の質問ですけれども、資料の116ページに事業団の概要として文化振興事業団は正規職員が87人、非正規職員が73人と書いていますが、正規職員のほうが若干多い程度で、非正規職員が多い事業団ですね。なぜこんなに非正規職員が多いのか。非正規職員の常勤職員部分というのは、この73人のうちどのぐらいを占めるのか。この賃金水準はわかりますか。

○中里文化振興課総括課長 事業団の概要ということで、ここに記載されております正規職員87人、非正規職員73人は、ほかにも文化振興事業団では博物館ですとか、美術館、埋蔵文化財センターなどを所管しておりますので、その全体の職員数となっております。非正規職員の内訳、あとは賃金の実績につきましては、現在資料がございませんので、御答弁できない状況でございます。

○斉藤信委員 そんなのわかっているのです。指定管理でたくさんとっているのだから。ただ、事業団の概要ということで、ここに書いてあるわけでしょう。だから、私は聞いたのです。後できちんと調べて報告してください。以上で質疑を終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 県民会館の指定管理については、正規職員雇用が1名減ったということは大変残念な事態です。そして、非正規職員の時給単価が1,041円ということですから、今までの指定管理の中では一定のレベルということは評価しますが、レストランだったスペースの活用、その他を含めて、私はさらなる改善の余地があるのではないかと。そのことを指摘して、反対をいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第47号岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県営体育館も申請団体が1団体で、指定管理に値するのかと私は思いますが、ここでも、県営体育館は有期採用職員から採用して、1名正規職員がふえて、非正規職員は1人減るということでしたが、県営体育館の非正規職員の時給はどうなっていますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 県営体育館の有期採用職員の1時間当たりの賃金単価でございますが、平成28年度実績で808円になっています。

○斉藤信委員 それから、有期採用職員から正規職員に1人かわりますけれども、人件費、総額はどのくらいふえていますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 平成26年度の給与でございますが、1,062万2,000円余となっております。これが第5期でございますが、平成30年度以降は、1,169万1,000円となっているものでございます。

○斉藤信委員 収支計画書、資料の155ページを見ると、平成30年度の人件費は約1,284万円になっていまして、そのうち給料手当は約1,085万円となっています。1,160万円とちょっとデータが違いますが、どこが違うのですか。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

○**斉藤信委員** 資料133ページの施設利用促進目標値について、参考で利用者数の推移があるのですが、平成25年度、平成26年度は8万1,000人、8万7,000人なのです。平成27年度、平成28年度は、これは国体の関係というよりは改修工事でしょうか、休館になったので3万7,000人、4万7,000人なのですが、利用促進目標値で見ると、これは何年間の平均でしょうか、6万9,000人台になっていて、平成30年度から、7万人台という利用計画になっています。利用者数の推移の8万1,000人というのはジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(Bリーグ)を含めての数なのか、それを除いた数で試算しているのか。その整合性がない気がしますけれども、どうなのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** こちらの利用者数につきましては、Bリーグを開催した際の観客等を含めた数と承知しております。

○**斉藤信委員** そうすると、利用促進目標値は、これはBリーグは含まないのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** Bリーグは、今年度から盛岡市総合アリーナ(タカヤアリーナ)が本拠地になっておりますけれども、タカヤアリーナが使えない場合に、県営体育館を若干使う場合もございます。

○**斉藤信委員** 県営体育館も、整備されたのは1970年の国体のときです。かなり老朽化をしていると思うけれども、Bリーグを含めた数が8万1,000人、8万7,000人だったということですね。それを除けば、頑張って7万人台ということの計画ですか。施設の老朽化の中で、7万人台を確保するのも大変だと思うけれども、指定管理者の計画ではどういう新たな努力と計画方針が示されていますか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 施設利用時間の弾力化ですとか、休館日を弾力的に運用するといったような計画が示されているところでございます。そのほか、利用時間ですけれども、平日の日中ですとか、あとは夕方に高校の部活動などで使う時間帯、そして夜の社会人、勤労者が使う時間帯といったように細かく分割して、満遍なく利用が可能となるようにしているところでございます。

○**斉藤信委員** 県営体育館というのは、国体では何かの競技に使われたのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 国体におきましては、体操競技の練習会場として使われたと聞いております。体操競技はちょっと特殊でございまして、いろいろな鉄塔とかをつけないといけないのですが、体操競技自体はタカヤアリーナで行われたのですけれども、そういった練習を行う鉄塔というか、ポールを立てられる競技場が県営体育館しかないというふうになっておりまして、そういう形での使い方になっております。

○**城内よしひこ委員長** さっきの答弁はありますか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 平成26年度の実績につきまして改めて申し上げますと、1,780万1,000円でございます。平成30年度につきましては、1,775万円でございます、その内訳として給与費が1,284万4,000円、賃金が490万6,000円となっております。

○**斉藤信委員** 今の説明では、減るのですよね、1,790万円から1,775万円、正規職員を1人ふやして人件費総額は減るのですか。何で減るのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 その点につきましては、スポーツ振興事業団内での人事異動が予定されているというふうに承知しております。施設間での人事異動があると聞いております。

○斉藤信委員 私がもらっている資料だと、県営体育館は、これまでは正規職員が2名、非正規職員が3名、それが平成30年度は正規職員が3名、非正規職員が2名となっているのです。人事異動があっても、正規職員がふえればそれなりで、人件費が減るということは余り考えられないのだけれども、人事異動というのはそんなに影響あるものですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 人事異動によりまして、例えば県で言えば担当課長級がいたところに主査級が入ってくるとか、主査級がいたところに主事級が入ってくるとかというようなこともあり得るというふうに承知しております。そういったことを踏まえての見込みを立てているということで、この施設だけをとるとそうなのですけども、スポーツ振興事業団に指定管理をお願いしている今回の6施設、全体を通してみますと、トータルではふえているという状況になっております。

○斉藤信委員 職員配置計画を見ると、館長は実務経験30年以上、主査は実務経験10年以上、そして恐らくこの主査というのが今度有期から正規職員になると思うけれども、これも実務経験10年以上です。それなりの人が正規職員になっていますので、どうも今の説明と合致しない気がしますけれども。

○工藤スポーツ振興課総括課長 職員配置計画書上で見ますと、今回で有期職員から常勤職員、正規職員にかわる職員は、上から2段目の方というふうに聞いております。そのほかにスポーツ振興事業団内部の人事異動があるというふうに聞いているところでございます。

○高橋孝眞委員 スポーツ振興事業団そのものに人事異動があることによって、指定管理料が変わるというのはおかしいような気がするのだけれども、それはそちらの問題であって、指定管理料は指定管理料として整理していかないとおかしいのではないですか。もし今のような回答になってしまうと、この事業団そのものを指定管理者にしますということの大前提で進めていることになるので、その大前提で進めるとすれば、五つなり六つの指定管理施設があるとすれば、それら全てを指定管理者としてやってもらったほうがいいということになりますよね。だから、異動によってというのは、回答としてはおかしい話ではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○工藤スポーツ振興課総括課長 今回の指定管理の募集の仕方につきまして改めて申し上げますと、県のほうとして上限額を具体的に設定いたします。それは、各施設ごとに設定いたします。施設に応じて上限額を提示した上で公募をさせていただいております。公募に当たっては、上限額を超えない範囲で応募していただいておりますが、今回のスポーツ振興事業団が指定管理者候補者となっている施設全てについて、ほぼ上限額で応募があったものと承知しております。その中で、スポーツ振興事業団の独自の工夫として人事異動があるというふうな情報を入手しているところでございます。したがって、最初か

ら人事異動を前提とした公募の仕方というものではないということを御理解いただきたいと思えます。

○高橋孝眞委員 それはそのとおりでいいと思えます。ただ、話の中身の中で、相手先がどうやって事業をやっていくかについては、この範囲内でやりますよという整理なのだから、人事異動があるから変わりますとか、そういう回答といいですか、そのことを言われると、あれっ、おかしいよねということになるということです。最初からありきでやっていることになるのではないですかということです。相手先が人事異動をしようがしまいが、指定管理料の算定根拠はこのくらいだから、この範囲内でやれる相手先を見つけますと。それが公益財団法人だとすれば、利益を出すわけにいかないの、その金額で最終的に指定管理料を調整しましたというふうな整理でないとおかしいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 委員御指摘のとおりでございます。私の答弁が非常に言葉足らずであったかというふうに考えております。大変申しわけございません。

○郷右近浩委員 私も高橋孝眞委員と同じような思いを受けております。もともとこのスポーツ振興事業団は、公益法人としてつくった際も、はなから県有施設の委託を受けるべく、そうした意味合いでつくったのではないかと思うぐらい、これまでの経緯を含めて、各施設をこのように受託している中であって、しかもコントロールタワーをこの体育館の中に置いて、全体をうまく運営、管理といったような、そうした形をとりながら、その部分を管理している。どうもこのスポーツ振興事業団以外は、これらの施設はどこも受託できないのではないかと思うぐらい、ありきというような思いを非常に強く持っているとあります。ただ、それはそれとして、それぞれの施設をきちんとうまく利用して、県のために活用していただきたいといった思いはあるわけであります。

その中で、私の質問ですが、先ほど斉藤委員のほうからも話ありました利用者数の推移、確かに資料の133ページにBリーグを含むと書いてありますけれども、利用者自体も、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度とこのように少なくなっている。Bリーグが平成29年度からはタカヤアリーナに行ったというのは覚えているのですけれども、平成27年度、平成28年度はどうしてこのような人数の経緯になったか、お聞かせいただきたいと思えます。

○工藤スポーツ振興課総括課長 平成27年度、平成28年度の利用人数ということでございますが、この体育館は、一時期、つり輪が落下した事故等がございまして、改修工事に入ったことがございます。工事期間は利用を停止したということもありまして、平成27年度、平成28年度の数値が利用者数も落ち込んだというふうな事情がございます。

それから、スポーツ振興事業団につきましては、本部は実は運動公園の建物の中にあります。

○郷右近浩委員 今回の指定管理料は、5年間総額で債務負担行為限度額として1億7,000万円ほどということで、これについては、私自身きのうも別のときにお話しさせてい

いただきましたとおり、正規職員をふやすといったような形で、従事されている方々に対してきちんと手当ををしていただけるというような部分も含めて、全体論として了とするといふふうに思っているところであります。Bリーグが開催されているとき、そしてBリーグが開催されない、そのために収入が入らなくなったことに対する単なる穴埋めとなってしまうのか。そうしたものを私自身確認したい意味を含めまして、平成25年度からの利用料収入について、資料があればお聞かせいただきたいと思います。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 利用料収入ですが、平成25年度が951万3,000円余、平成26年度が907万3,000円余、平成27年度が357万円余、平成28年度が974万7,000円余となっております。

○**郷右近浩委員** 何となく全体の雰囲気はわかりました。ただ、今回Bリーグがタカヤアリーナに行ったことを受けて、もっと利用者をふやしていこうという今回の計画等も拝見しております。そうした中で、スポーツ振興事業団については、ありきでやっているような部分というのがどうしても私自身には感じられるといったことを含めまして、利用料収入もこれからさらにまた何らかの形できちんと上げていく、そして施設をきちんと活用するような形にぜひ県のほうからも支援をしながら進めていっていただきたいという意見を述べさせていただきたい。

○**斉藤信委員** さっきの人件費の1,775万円というのは、正規職員の人件費と、いわゆる賃金を合わせた額ですね。それで、恐らく1,284万円というのは、正規職員の3人分というふうになるのだと思います。そして、賃金のほうは490万円ですけれども、非正規職員は2人なのです。そうすると、これを単純に割ると245万円ぐらいになるのだけれども、時給808円ではそうならないのではないかと思いますのですが、この乖離は何ですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 808円と申し上げましたのは、平成28年度の実績でございまして、今回お示している490万6,000円というのは平成30年以降ということでございます。この職員の中でもスポーツ指導員でございますが、複数の施設に分かれておりまして、複数の施設の中でのローテーションがあるというふうに聞いておるところでございます。そのあたりが影響しているのではないかとというふうに考えております。

○**斉藤信委員** 質問にしっかり答えてほしいのだけれども、新しく申請された計画について我々は聞いているので、808円というのは今までの時給だったと。では、今出されている収支計画書で非正規職員の賃金は490万円、そのうち、これは社会保険料も入っていますから、それを除けば422万円なのです。これは2人分ということでしょう。そうすると、時給換算すればかなり高くなるのではないですか。そこを聞いているのです。それから、この2名は基本的にフルタイムですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** この二人についてはフルタイムというふうに聞いております。

時給換算でございますけれども、大変申しわけございません、平成30年度以降については、時給換算という形では算出できておりません。

○**斉藤信委員** 私が本会議で質問して、全体の指定管理の時給は999円、いわてリハビリテーションセンターの正規職員が多いところを除けば、九百七十何円というふうに本会議で答えている。積み上げて答えている。ずっと私はこのことを聞いているのだから、ちゃんと答えたらいいのではないですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 本会議で御答弁した金額についても、平成28年度の実績ベースというふうに承知しております。

○**斉藤信委員** 指定管理者は非正規職員の割合が多い。そして、非正規職員の賃金、労働実態をずっと一貫して聞いているのです。この実態は県が締結する契約に関する条例、いわゆる公契約条例に反するのではないかと、こういう立場で私は一つ一つ聞いているのです。だから、さっき時給は808円と平成28年度の話をして、この新しい申請、収支計画書に基づいて議論しているのだから、それを示してくれなかったら議論にならないのではないですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 全ての施設についてそうなのですけれども、早番、普通番、遅番というような勤務シフトがございまして、そういった勤務シフトですとか、さまざまな要因を考慮して、それで実績を示すような状況になっておりまして、そういった勤務シフト等が事前にわからない段階では、計算ができないというのが正直なところでございます。

○**斉藤信委員** 勤務シフトといたって、正規職員は2人です。そして、さっき、あなたはフルタイムだと言ったではないですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 勤務シフトは施設長を含む全体で、早番、遅番、あるいは普通番といったものを採用しておりまして、正規職員、非正規職員、全てがローテーションにはまるものでございますので、非正規職員がどのシフトに当たるかというのは、最初から決まっているものではないという、そういう事情でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 私は、賛成をしようと思っただけけれども、申請書に基づいて非正規職員の実態を聞いているのに、今までの答弁を覆すように出せないと。これではまともに議論できません。今までのやつだっただけ出していたのでしょうか。今回は出せないということですか。今までも全部過去の話をしていたということですか。私は、本当に信じがたい。この点については極めて不明瞭なところが多いので、反対します。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開いたします。

次に、議案第48号岩手県営野球場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県営野球場は、本会議の議論でも、盛岡市の新しい野球場の整備とあわせて検討されており、その検討には県も入っていると。まず、この野球場の今後について、盛岡市とどういう協議が進んで、現状はどうなっているのか示してください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 盛岡市が計画している新野球場についてでございますが、盛岡市においては盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に係る民間活力導入可能性調査を実施している最中でございます。県はそれに参画しており、勉強会、あるいは報告書の検討等の作業を行っております。年度内にその結論が出る見込みと聞いておりますので、それを参考に今後共同で整備するか否かも含めて、県としての考え方を整理していきたいと思っております。

○斉藤信委員 盛岡市の検討の中身をもう少しお聞きしたいのだけれども、盛岡市では、これはコンサルタントか何かに委託して検討しているのですか。それとも検討委員会をつくって検討しているのか。年度内に出すというのは、どういうレベルのもので、どういう報告書なのかをわかりやすく示してください。

○工藤スポーツ振興課総括課長 盛岡市においては企画コンペを行いまして、コンサルタント業者を1者選定しております。そのコンサルタント業者を通じて、民間の活力を導入するにふさわしい施設かどうか、そしてどのような民間活力の導入の方法が適当なのか等々について検討を進めているというふうに聞いておりまして、私どもは定期的にその内容について報告を受けたり、一緒に勉強会をしたりしているという状況でございます。

○斉藤信委員 年度内に報告書が出るということですが、熟度についてはどのように意見交換で聞いていますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 現段階でどの程度まで進んでいるかということでお話を申し上げたいと思いますが、現段階では報告の素案程度のものが示されているというふうに承知しておりまして、その素案がこれから案、そして報告書になっていくものというふうに理解しております。

○斉藤信委員 報告書の素案が出ているというのですから、その素案はここで紹介できま

すか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** まだ内部検討の段階で熟度が低いものでございますので、ここでは差し控えさせていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 県営野球場については、盛岡市が一定規模の、プロ野球も迎え入れるような、野球場をできれば県と一緒に整備したいと、そういうことで検討が進められていると思いますが、県営野球場の耐用年数というか、県自身はどういうふうに考えているのか。今回の指定管理は5年間になっているわけですね。だから、恐らく5年以内にすぐ整備ということではないのだろうけれども、報告書を受けて細密に検討するとしても、盛岡市自身は大体どういう時期に新しい野球場を整備しようとしているのか。県営野球場の今後の活用について、県は今の段階ではどういうふうに考えているのか示してください。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 盛岡市における新野球場の計画でございますが、本年2月に公表された計画書によりますと、平成35年度の竣工を予定していると聞いております。県営野球場につきましては、新野球場が例えば高校野球の決勝戦ですとか、プロ野球に対応ができるような野球場になるということであれば、そういった試合を行う必要がなくなるわけでございますので、別の形を考えていかなくてもならないというふうに考えておりますが、現段階では全く方向性といったものが決定しているものではございません。

○**斉藤信委員** 県営野球場もかなり古くなったとは思いますが、長期に活用する気になればかなり使えるということですか。そして、盛岡市が平成35年度に竣工となったら、工事は少なくとも1年前でしょう。だとすれば、指定管理期間とぴったりになるか、重なるかという感じですね。だから、その議論がかみ合ってくるのではないのか。それを考えれば、5年間の指定管理期間がいいのかということもあると思うのだけれども、その点どうですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 今回の5年間という指定管理期間については、そういった部分も若干意識はしておりますけれども、そもそも施設が今後とも使えるか否かということでございますが、野球場のようなフィールドの部分につきましては、耐用年数という考え方はありませんが、建物の部分については耐用年数といったものがあります。したがって、県営野球場ですと、スタンド部分の耐用年数という考え方が生じてまいります。スタンドにつきましては、現在も雨漏りですとか、そういったさまざまなふぐあいが生じておりまして、今年度もそうですし、これまでも必要な補修に努めているところでございます。今後に向けても、少なくとも平成35年度という、ある程度のめどがありますので、そういった必要な改修というのは進めていかなくてもならないというふうに考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、資料の188ページの職員配置計画書、これはちゃんと正規職員、パート、臨時職員となっているのです。だから、私はこの様式は統一すべきだと、それは指摘しておきますが、臨時職員が3名、そして収支計画書では一般管理費の臨時職員の賃金は520万4,000円というふうになっておりますが、これは恐らく臨時ですから

時給だと思いますけれども、幾らになりますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 先ほど申し上げたとおり、平成28年度実績ベースということで御了解いただきたいと思うのですが、野球場におきましては有期採用職員が966円となっております。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 県営野球場は、今盛岡市との関係で、私はかなり微妙なところにあるのではないかと。この指定管理期間は、そういう点でいけば、かなりぎりぎりのところで、もちろん一緒につくるかどうかということも決まったことではないので、この指定管理はそのとおりだと思いますが、いずれにしてもまだまだ使える施設でしょうから、多面的な検討が必要だということは指摘しておきます。あとは、臨時職員の時給が966円という実績でしたので、この野球場については、私は賛成いたします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第49号岩手県営スケート場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県営スケート場の指定管理について、資料の205ページのところで受動喫煙の配慮ということで、受動喫煙防止の観点からスケート場内での喫煙は原則として禁止とし、一定スペースに喫煙所を確保していますとなっています。県営運動公園は全面禁煙でした。県営スケート場だって子供たちが参加するところなのに、なぜ全面禁煙にならないのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 全面禁煙にするか否かについては、こちらで指定しているものではございませんが、この点については指定管理者候補者のほうと相談してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 県営運動公園のときには指摘しませんでしたけれども、あそこは敷地内全面禁煙なのです。同じスポーツ振興事業団でしょう。県営運動公園というのは一番広い施設です。そこで全面禁煙していて、スケート場の場合には喫煙所のスペースをつくるというのは矛盾していると思います。小さい子供たちも活用する施設は、全面禁煙にすべきです。ぜひそういう方向で改善をしていただきたい。

それと、206ページに、県営スケート場と御所湖広域公園艇庫のトータル管理ということで、先ほどもこの話がありましたが、この図を見ると艇庫で夏場の仕事をした方が冬場はスケート場の管理ということで、これを見ると、スケート場のほうからも艇庫に行っているということになります。人件費の算定上、それぞれの施設の正規職員、非正規職員という振り分けをしているのでしょうけれども、そういう点では、これは夏場と冬場という形になるので、私はこれ自体は合理的だと思うのだけれども、スケート場というのは何月から何月までなのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 11月から3月までの開設期間となっております。

○**斉藤信委員** だとすれば、指定管理の仕方も、艇庫とスケート場はセットで出すとか、これを別々にしたら大変ではないですか。こういう合理性があり、連携ができるところは、そういうふうに本来すべきではないかというふうに思います。

それと、職員配置計画と収支計画にかかわってですが、スケート場は、これまで正規職員は1名、非正規職員が7名でしたが、今度は正規職員が2名、非正規職員が6名で、有期採用職員を1名正職員化ということで資料をいただいております。正規職員と非正規職員の賃金水準についてはどうなっているのでしょうか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 他の施設と同様でございますが、平成28年度実績ベースでお答えさせていただきます。正規職員が時間単価ですが2,535円、有期採用職員が909円でございます。

○**斉藤信委員** 正規職員の場合には月給ですから、月収、年収で答えてもいいと思います。非正規職員の場合は909円。先ほどの艇庫のときには991円でしたか。入れかわって仕事をしているというのに、こっちが909円で、艇庫のほうは991円というので、これは整合性が図れるのでしょうか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 全員が入れかわるということではございませんで、券売職員ということで、チケットを販売する職員はスケート場のときだけの採用という形になりますし、艇庫だけの採用職員という場合もあります。

○**斉藤信委員** 収支計画書を見ると、人件費は281万円なのです。ですから、これを2人で割ると140万円ぐらいにしかならないのです。これは期間が期間だからですが、正規職員なので、だとすれば、正規職員の場合はスケート場で11月から5月まで、では別の期間はどのような働き方をしているのですか。

○**工藤スポーツ振興課総括課長** 正規職員がスケート場で5カ月、御所湖広域公園艇庫で7カ月というような12カ月の雇用期間になっているということでございまして、そのほか

に臨時職員でも一部はそういった形の方もいらっしゃるし、券売職員のように、その期間だけ採用されている方もいらっしゃるということでございます。

○**斉藤信委員** 正規職員がそれだけ連携しているというのであれば、これは二つを一緒にした指定の仕方のほうが合理的ではないでしょうか。私はそう思います。そうすれば、基本的には通年雇用が可能なわけですから、それは検討すべき課題ではないのかということです。有期採用職員1名を正規職員化したというのだけでも、ここの人件費の額だけ見れば、待遇がよくなったのかどうかと、全然わからないのです。そうすると、先ほどの艇庫の正規職員とここの正規職員というのは、別な人ではなくて、ダブっているということで理解していいわけね。そうであれば、ぜひこれは指定の仕方を変えていただきたいというふうに思います。

○**高橋孝眞委員** 例えばですが、この議案がここで否決になると、この有期採用職員も正規職員もやめていただくことになるのでしょうか。この辺はどうですか。

○**上田文化スポーツ部長** 否決になりますと、指定管理はできないということになります。そうしますと、指定管理の決定について、再度手続を一から始めるということとなります。もしそれでも落とせなかった場合には、法人内で人員配置について検討されるということになろうかと思います。

○**高橋孝眞委員** さっきスケート場と艇庫を一緒にという話もありましたし、スポーツ振興事業団に100%県が出資しているわけですから、スポーツ振興事業団で受けるものについては一括で発注をして、仕事をしてもらうというような整理をしていかないと、先ほどのように、この施設にかかった分の人件費が安いとか高いとかという話になるけれども、全体で整理をすると、それなりの年数なり、正規職員なり、臨時職員の関係とといいますか、非正規職員の関係についても整理になっていくと思うのです。これをそうしなさいというのではなくて、そういうことを次といいますか、これから考えていかなければいけないことではないですか。国もそういう方向で考えていきたいと思いますと言っているわけですから。今回は今回として、次回以降考えながら、整理をしていただければと思うのです。多分どこも受けようがないという言い方はおかしいけれども、この人たちにやってもらうことが最良の方法だと思うのです。という意味合いで、私は今後考えたほうがいいのかというふうに思います。これは、スポーツ振興事業団が受けているものについては全体的に整理をしたほうがいいのかというふうに思いますので、検討していただければと思います。提案です。

○**田村勝則委員** 資料を我々に提供するに当たっては、ちゃんと精査もしつつ出していると思うのですが、207ページの3行目、これは誤植ではないかなと思うのですが、どうですか。

それから、スケート場ですから、施設で一番大事なのは製氷作業、いわゆる氷の安定だと思うのですが、そういう部分の技術者は何人いらっしゃるものですか。製氷によって、例えばスピード等も違ってきたりするわけですが、その辺のレベル的には岩手県は

どういう状況であるのか、1点だけお聞かせ願います。

○工藤スポーツ振興課総括課長 御指摘の誤植につきましては、おわび申し上げます。子どものチェックが甘くて、これは申請書をそのまま添付したものでございますが、ちょっとチェックが漏れてしまったものでございます。

それから、製氷作業につきましては、委託料のほうに入っております。スケート場運営業務となっております、作業員が何人いるかというのは、今現時点で数字を持ち合せていないところであります。

○郷右近浩委員 先ほど高橋孝眞委員のほうから検討していただきたいということで話がありましたが、高橋孝眞委員は非常に優しいので、そのような引き取り方をされたというふうに思うのですけれども、今後の指定管理の出し方であったり、この委員会で議論になってきたものを含めて、例えば、そもそも1者しか申し込みがないといったような現状であったり、またその1者であるスポーツ振興事業団で、その中で従事している方々が他の施設への異動とかの話も含めて、今現在求められているのは指定管理の申請を出したそれぞれ施設について、債務負担行為の限度の中で、この方々が受けていいかというような話だとしております。しかしながらこの間議論している中では、指定管理を受ける側であったり、それをお願いする県側の視点であったり、そうしたものの部分での質疑があったというふうに思っています。これまでのさまざまな意見を踏まえて、これからどのように考えているかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○上田文化スポーツ部長 公の施設の指定管理という制度にのっとっての指定管理者の指定ということとなります。基本的な考え方といたしましては、できる限り多くの方に御提案をいただいて、その中で施設利用者に対するサービスが充実して、施設としても非常に使い勝手がいいといったところを選ばせていただくということで、できる限りそういった方々に広く門戸を開くということを基本としております。ですので、例えば複数の施設ということになりますと、当然手を挙げられる業者というのは限られてしまうということもございまして、できるだけ広く応募をしていただくという観点からこういった施設ごとの指定管理というやり方をとらせていただいているところでございます。

ただ、複数の委員から御指摘いただいたとおり、結果的にスポーツ振興事業団とかが指定管理となる、ほかに手を挙げるところがないという実態がございますので、これから整理をさせていただいて、どういう指定管理の仕方がふさわしいのか、そして利用者の利便につながるのかということで、次期ということになりますと、5年間はそのまま指定管理ということになりますけれども、それまでの間に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○斉藤信委員 今の問題は、私が一貫して、きのう、おとといと取り上げてきた問題で、きのう菊池商工労働観光部長は、指定管理制度の意味はコスト低減と、そしてサービスの向上だと答弁しました。しかし、制度を導入して12年が経過して、コスト低減が何をもたらしたかという、指定管理者で働く労働者の7割は非正規職員という実態です。これは

岩手県の公契約条例にも反すると。だから、コスト削減は限界に来ている。働く人たちの労働条件の悪化をもたらした。もう一つのサービス向上はどうかというと、例えばきょう9件審議していますけれども、競争になったのはたった一つです。屋内温水プールが3者で、あとはみんな1者です。文化振興事業団とスポーツ振興事業団。だから、そういう点で言うと、指定管理者制度の行き詰まりというか、やっぱり抜本的にこのあり方を考えなくてはならないと、そういう時期に来ているのではないかというふうに私は思います。今回認めると、今後5年は指定管理が続くので、私はそういう意味でいろいろな角度からその問題を指摘しています。今、上田部長の指定管理の意義についての答弁というのは、12年前の話なのです。12年たって、現状は本当にさま変わりしてしまったと、私はそう言わざるを得ないのではないかというふうに思いますけれども、改めて部長の答弁をお聞きたい。

○上田文化スポーツ部長 ただいまこの委員会でもさまざまな御意見を頂戴いたしました。そういった御意見を参考とさせていただいて検討を進めてまいります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 県営スケート場については、実質、御所湖広域公園の艇庫と一体の運営がされていると、最初からそういう説明をしていただきたかった。そうであれば、実態に応じた指定管理のあり方があるのではないかということを提案もいたしました。もちろん根本的には、今議論したように、全体として指定管理のあり方が問われていると思いますけれども、ただこのスケート場については、有期採用職員から正規職員に1名ふやしたということの評価して、この議案には賛成いたします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたします。

次に、議案第50号岩手県営スキージャンプ場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これは、八幡平市、前の安代町との取り決めがあつて、公募しないで八幡平市に指定するということでした。それで、収支計画書と雇用状況を見ると、たしか正規職員7名で、全部正規なのですね、ここは。これは取り決めのときに、そういう人件費も

見て指定管理をすると、こういうことになったのかどうか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 正規職員を充てるかどうかまでの細かい点については取り決めにはなっておりませんが、当時の安代町が管理運営を引き受けるという覚書で進めてきたところでございます。平成18年度に指定管理に切りかわったときについても、それが適切であるということで、随意契約によって指定管理をお願いしているところでございます。

○斉藤信委員 収支計画書を見ると、人件費は56万円で7人ですから、これは月数ですかね。そうすると、冬場以外は別の仕事をして、冬場はという形の正規採用ということになっているのですか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 この職員は、普通の地方公務員、市職員でございまして、私どものような事務職員が職務の一部として、このジャンプ場の管理運営を担っているということでございます。したがって、この人件費相当分、あるいは指定管理料相当分は八幡平市の歳入に繰り入れられまして、八幡平市のほうでは歳出としてそれぞれの職員の人件費を支払っているという形になります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることと決定いたしました。

次に、議案第51号岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これも収支計画と雇用体制についてお聞きしますが、県営武道館は、これまで正規職員3名、非正規職員3名から、正規職員4名、非正規職員2名ということで、有期採用職員1名を正規職員化すると、改善が図られているようですが、この点について収支計画の中で人件費増というのは見られているのか、また別な理由で調整したのか、わかりますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 この施設につきましても、先ほどまでの説明と同様でございますが、スポーツ振興事業団全体としてトータルで指定管理料が増加しておりまして、その一部にこの人件費の増加も含まれていると御理解いただきたいと思います。

○斉藤信委員 では、非正規職員の時給はどうなっていますか。

○工藤スポーツ振興課総括課長 平成28年度実績ベースでございますが、944円となっています。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第3条第3表債務負担行為補正中、追加中1から9までについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることと決定いたしました。

次に、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち文化スポーツ部関係について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることと決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 1点だけ簡潔にお伺いさせていただきます。先日、岩手県議会森林・林業政策研究会の派遣で、全国育樹祭のほうにお邪魔させていただきました。文化スポーツ部にとっては関係ない部分ではあるのですが、その中で、非常に危惧というか、いろいろなものを感じて帰ってきました。岩手県で国体を行ったときに、競技場への人員移動、お客さんであったり選手だったりを移動する際、これまで私自身がいろいろな視察に行き、よその都道府県の国体の会場よりも非常にうまく人員の運搬等ができていたと。もちろん北上総合運動公園の立地条件、さまざまなところから出入りができるアクセス道路ができていたといったような側面もあって、すばらしい形で進行したということを改めて先日香川県の全国育樹祭に行き、思ったわけであります。

国体のときの開閉会式では、それぞれ1万人規模の人員を運ぶということ、50人乗りのバスが延べ何台といったような形で、それをきちんと回すということに関しては、非常に緻密な計算であったり、またさらにはそれを滞りなく動かすための運営の中での苦労というのがあったというふうに思うわけであります。全国育樹祭に行った際にももちろんバス輸送というのが主な輸送の手段であったわけでありますが、今後文化スポーツ部におきまして、これからラグビーワールドカップ2019が控えているわけでありますが、私自身が視察に行った際に、競技場建設の予定地自体のアクセス道路関係がそういった面では貧弱というか、非常に不安を覚えるものでありました。2019年とはいえ、どんどん迫ってくる中で、主体として、もちろん釜石市のほうでもいろいろなことを考えておられるとは思いますが、岩手県の運営に対するかかわり方はどのようになってくるのか。また、さらにはそうしたアクセスも含めた形での運営等について、もう既に何か協議、さらには対策等、何か始まっているのか、そういった部分についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長 観客の円滑な輸送につきましては、ラグビーワールドカップの大会運営についても重要な課題の一つというふうに考えております。試合が満席となる1万6,000席の観客に加えまして、大会の関係者、スタッフなど多くの来場を見込んでいるということで、円滑な交通輸送を確保するために、観客の輸送に大きな役割を果たすことが期待されておる公益社団法人岩手県バス協会とか、J R 東日本、三陸鉄道など、交通事業者の参画も得ながら、県と釜石市が一体となって組織しておりますラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会の交通輸送・宿泊専門部会の中でもそのような検討を進めているところでございます。そして、本年度中には、交通輸送の基本計画を策定するというようにしております。先月、11月20日には試合日程も発表されまして、平日と日曜の午後に2試合が行われると決定したことから、それらも踏まえましたシ

ミュレーション結果を含む中間取りまとめを年内を目途に行う予定としております。

○郷右近浩委員 試合日程も発表されましたし、その中で2019年というのはあっという間にすぐ来てしまうと。もちろんこれは私などが言うよりも、国体開催時、いろいろな形で皆様方が携わってきた中で、恐らく私よりも実感があるのではないかというふうに思います。

あの地形からすると、バスをどのように回していったりすればいいのかと。JR東日本であるとか、いろいろなところとやりとりしたとしても、最後の移動は恐らくバスという地理的な条件の場所であるというふうに思っております。国体で培った県としてのノウハウ、そうしたものをきちんと実行委員会のほうで生かしていただいて、そしてきちんと運営できるような、そうしたものをつくり上げていただきたいというふうに思うところであります。

またさらには、2019年とは言いますけれども、例えばスーパーラグビーなど、いろいろな形でのプレ大会等をやったらどうだという話があるやに私自身も聞いております。やはり被災地釜石市で行うラグビーワールドカップであるということも踏まえた中で、世界のラグーマンの方々がいろいろな形の中でこの釜石での大会を成功させるべく考えていただいているというふうに、私自身のところにもいろいろな相談をいただくところもありまして、そうした中できちんと県のノウハウを使って、すばらしい大会だったと言われるような準備をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

入れかえのため暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 会議を再開します。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中25から28まで、議案第42号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第43号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第45号岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第46号岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、以上6件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、審査の方法ですが、提案理由の説明は一括で行い、審査は議案ごとに行うことと

いたしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 それでは、私からは教育委員会所管の予算議案について御説明申し上げまして、議案第42号、第43号、第45号、第46号の公の施設の指定管理者の指定関連議案につきましては、後ほど担当の総括課長から御説明をいたします。

まず、議案第53号の平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、議案（その3）の5ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正は10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費までの合計4億8,013万3,000円を増額しようとするものでございます。なお、今回の補正は教育委員会で所管する職員給与の改定に伴う人件費について補正しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げについては省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の45ページをお開き願います。10款教育費1項教育総務費の2目事務局費及び5目教育センター費は、教育委員会事務局及び県立総合教育センター職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものでございます。

次の46ページに参りまして、2項小学校費から47ページの3項中学校費、それからさらに次の48ページの4項高等学校費、さらに49ページの5項特別支援学校費までは、いずれもその学校における教職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとする内容でございます。

次の50ページ、6項社会教育費及び51ページ、7項保健体育費は、社会教育関係職員及び保健体育関係職員並びに派遣職員に係る給与改定に伴う人件費について補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その1）をお開きいただきまして7ページでございます。第3表債務負担行為補正の追加の表中、教育委員会の所管分は表の下から4番目の25指定管理者による県南青少年の家管理運営業務から、表の一番下でございますが、28指定管理者による美術館管理運営業務まででございます。後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。

25指定管理者による県南青少年の家管理運営業務及び26指定管理者による県北青少年の家管理運営業務は、期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額をそれぞれ1億1,300万円、1億9,100万円としようとするものでございます。同じく27指定管理者による博物館管理運営業務及び28指定管理者による美術館管理運営業務は、期間を平成29年度から平成34年度まで、限度額をそれぞれ7億2,700万円、11億9,900万円としようとするものでございます。

予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関係につきまして担当の総括課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 教育委員会関係施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明いたします。

教育委員会関係施設は、議案（その２）の47ページ、議案第42号岩手県立県南青少年の家、48ページ議案第43号岩手県立県北青少年の家、50ページ議案第45号岩手県立博物館及び51ページ議案第46号岩手県立美術館となります。これらの４施設に係る指定管理者候補者の選定経緯などについて御説明をいたします。

お手元に配付しております資料、商工文教委員会資料教育委員会所管施設の１ページをごらんください。議案第42号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての１の提案の趣旨であります。県立県南青少年の家は平成30年３月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、２の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ、１団体から申請があり、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成30年４月１日から平成33年３月31日までの３年間とするものであります。

次に、３の指定管理者候補者選定の経緯であります。教育委員会所管の文化社会教育施設の４施設の指定管理者候補者の選定に当たり、外部委員５名で構成する教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、７月24日と９月21日の計２回、開催しております。

資料２ページをごらんください。申請団体は１団体であり、第２回選定委員会において第１次審査として書類審査、第２次審査としてプレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、自主事業による利用促進にも工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価され、指定管理者の候補として選定されたものであります。

次に、資料３ページをごらんください。議案第43号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての１の提案の趣旨であります。県立県北青少年の家は平成30年３月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、２の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ、１団体から申請があり、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成30年４月１日から平成33年３月31日までの３年間とするものであります。

次に、３の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

資料４ページをごらんください。申請団体は１団体であり、第２回選定委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、自主事業による利用促進にも工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価され、指定管理者の候補として選定されたものであります。

次に、資料５ページをごらんください。議案第４５号岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての１の提案の趣旨であります。県立博物館は平成３０年３月３１日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、２の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ、１団体から申請があり、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県文化振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの５年間とするものであります。

次に、３の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては省略をさせていただきます。

資料６ページをごらんください。申請団体は１団体であり、第２回選定委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、自主事業による利用促進にも工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価され、指定管理者の候補として選定されたものであります。

次に、資料７ページをごらんください。議案第４６号岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての１の提案の趣旨であります。県立美術館は平成３０年３月３１日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、２の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ、１団体から申請があり、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、公益財団法人岩手県文化振興事業団を指定しようとするものであり、指定の期間は平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日までの５年間とするものであります。

次に、３の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては省略させていただきます。

資料８ページをごらんください。申請団体は１団体であり、第２回選定委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました指定管理者について、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、自主事業による利用促進にも工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用

促進が期待できることが評価され、指定管理者の候補として選定されたものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 初めに、ただいまの説明のうち、議案第42号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県南青少年の家のこの間の指定管理での実績、新たな成果というのはどういうものがありますか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県南青少年の家におきましてはホームページで最新の利用情報を提供するとともに、利用申請様式のダウンロードサービス等を行っております。また、利用者のニーズに応じた臨時開所を実施いたしまして、利用促進に大きく貢献しております。そのほか、運動場等、施設の特色を生かした所長杯サッカー選手権大会等の自主事業を実施して、利用者促進を図っているところでございます。

○斉藤信委員 具体的な成果で見えるものがあるのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 例えば利用者の状況についてお話をさせていただきますが、この3年間、平成27年度から平成29年度までの利用者の推移を見ますと、平成27年度は年間3万5,000人程度、平成28年度は4万1,000人、平成29年度は10月時点のデータでございますが2万6,900人といったように、特に今年度は5月の連休等の臨時開所による利用促進が大きく図られ、利用者数の実績を上げているというような状況です。

○斉藤信委員 人員体制ですが、県南青少年の家の職員配置計画書、資料の35ページですけども、正規職員1人、事務員1人ということで、たった2人でこれは管理運営をされているのか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 本日御提案申し上げた4施設につきましては、社会教育施設ということで、教育機能、あるいは行政的機能、そして管理機能というふうな分類ができるわけですが、4施設におきましてはその教育機能と行政機能を除いた、いわゆる施設の純粋なる管理部分にのみ指定管理者制度を導入しているところでございまして、中身の研修等の教育機能に携わる職員もおりますので、密接に連携をしながら、その運営に当たっているところでございます。ちなみに、県南青少年の家におきましては、今申し上げましたが、研修事業に携わる職員も含めて、合わせて11名の職員で運営を進めております。

○斉藤信委員 そうすると、11名の職員のうち指定管理が2人と。これは2人以外に11名ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 2名を含めて11名でございます。

○斉藤信委員 わずか2名で指定管理する意味があるのでしょうか。全体11名の体制でやっていて、管理運営だけは2名に委託していると。その指定管理料が年間3,660万円ですよ。これは余り意味のないことではないですか。直営にしたって全然問題がないのではないですか。2名を指定管理することに何か特別の意味があるのか、これが一つ。

あともう一つは、職員配置計画を見て、1人は正規職員で、賃金総額が年収で342万円。

事務員も、これは非正規職員ですが、260日働いて所定労働時間は7.75時間ですから正規職員と全く同じ。ところが、時給820円で、年収は177万円です。これは明確なワーキングプアです。こういうワーキングプアをつくる意味があるのか。2人配置して、1人の非正規職員のほうは正規職員の約半分ですよ。こういう委託の仕方のどこに必要性がありますか。これは直営でやったらいいのではないですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 1点目のお尋ね、2名で指定管理とする意味はということでございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、県南青少年の家は体験活動を中心とした研修、教育的な施設ということで、いわゆる単なる貸し館ではなく、プログラムを実施することによって機能する施設とすることができるかというふうに思います。そういう意味では、ここまでは管理の仕事、ここからは研修事業というふうに、なかなか明確な線を引けないというところもありますので、施設全体として、先ほど申し上げた研修業務に携わる人間と管理業務に携わる人間と一体となって青少年の家に求められる機能を発揮させるべく取り組んでいるというところで、指定管理としては2名の配置ですが、一体的に見ていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の職員の待遇についてですが、いずれ指定管理部分は施設の維持管理とともに、利用促進というミッションがございます。そのあたりは、管理部門としてのミッションを強く意識する部分と研修事業の充実を意識する部分と、そういうふうなミッションとしての明確な役割分担ができていのかと、そういう部分では指定管理を導入する意義は大きいのではないかと考えております。

○斉藤信委員 今回の答弁を聞けば聞くほど、実際には全く意味がないという答弁ですね。そして、2人の職員配置で、正規職員は342万円で非正規職員は177万円で、研修は直営でやっているわけです。管理運営を委託しているわけでしょう。たった2人しか職員いないのに、こんなに待遇に差があったらおかしいのではないですか。フルタイムで働いているのです。私は聞けば聞くほど、無理をして指定管理とする理由には聞こえませんでした。

それと、指定管理期間が3年になっているのはなぜなのか。それと、指定管理者制度が導入される以前はどうだったのか、教えてください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県立の青少年の家は、県内に県南、陸中海岸、県北と3所ございます。その中で、これまで指定管理者制度が導入された平成18年度以降は3所セットで指定管理ということで続けてまいったところでございますが、東日本大震災津波の発災によりまして陸中海岸青少年の家が稼働できない年があったため、結果として1年のずれが生じまして、昨年度、陸中海岸青少年の家は4年間ということで指定管理をお認めいただいたところでございます。つきましては、3所一体というスケールメリットを期待いたしまして、3年後は3所同時に指定管理期間を終了することから、次からは一体的な指定管理制度の導入を構想していることから、こういう状況になったものでございます。

○斉藤信委員 いやいや、指定管理制度以前はどうだったか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 以前の体制でしょうか。

○齊藤信委員 運営は直営だったのか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 平成17年度以前は直営で3所とも運営しておりました。

○齊藤信委員 私は、この指定管理の実態はないと思います。職員配置が全体11名でやっていて、指定管理部分はわずか2名だけれども、しかし指定管理料は3,600万円、3,700万円なのです。何もこれ指定管理にしてやらないでも、直営でやったって十分やれるわけではないですか。余り実態のない、中身のない運営だというふうに私は思いますし、一方で指定管理にしてワーキングプアをつくるような状況では、それ以上に意味がないというふうに思います。

○郷右近浩委員 私も自分の質問する前に、今の質疑を聞いていてわけがわからなくなった部分あったのでお聞きしますが、この運営自体ですけれども、先ほど質疑にあった中で、今回の指定管理ということで2名の職員という内容だということでもありますけれども、残りの9名に関しては、誰が給料を払って、どのような形になっているのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 施設の管理機能につきましては指定管理者制度で職員2名を配置しておりますが、これとは別に、青少年の家については研修業務を業務委託しております。その業務委託に要する人件費等は業務委託の中の経費に含まれておりまして、その職員の人件費としております。

○城内よしひこ委員長 聞いているのは9人の職員のほうですよ。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 研修業務の受託者がたまたま県の指定管理の受託者であるスポーツ振興事業団でございますので、そこに業務委託してということで、そこから職員が施設に勤務しているということでございます。

○郷右近浩委員 聞けば聞くほどわからなくなります。今回のお示しいただいているものというのは、県南青少年の家の指定管理がこのスポーツ振興事業団でいいかどうかということで、私たちはその判断をしていると思うのですけれども、その中で指定管理を2名の職員でもって受ける、だけれども、残りの11分の9の方々も、スポーツ振興事業団のほうから研修業務のために来ているとなると、その方々は職員ではなくて、どのような分担になっているのか。聞けば聞くほどわからなくなっています。

○今野教育次長兼教育企画室長 この県南青少年の家の業務につきましては、今回いわゆる施設管理の業務について指定管理を御提案しているということでございますが、青少年の家につきましては、先ほど申し上げておりますが、研修業務を行っているということでございます。研修業務につきましては指定管理ではなく、その年、その年で別個に、委託という形でスポーツ振興事業団にお願いをしているということでございます。残り9名の職員につきましては、そのうちの5名についてはスポーツ振興事業団そのものの職員ということでございまして、残りの4人については県から、いわゆる公的団体に対する派遣ということで、派遣をしている職員でございます。

○郷右近浩委員 わかりやすく今お示しいただきましたので、わかりました。ただ、やり

方が果たしてどうなのかというような思いは持ちながらではありますけれども。

それで、資料34ページの収支計画書ですけれども、今回特にこの県南青少年の家は、私自身も子供たちの合宿であったりとか、いろいろな形でよく利用しているので、内容はわかっているつもりなのですけれども、利用料収入がゼロということになっております。私どもが利用させていただくときには、食費やシーツ代であったりいろいろな形でお金をお支払いしております。この収支計画ですと、例えば役務費のほうに寝具クリーニングの項目を立てて、経費としては載っているのですけれども、収入としては入ってこない。食費などは、恐らく食堂の部分はまた別のところに委託して、そこでの経理ということで一切載ってこないのではないかというふうに思うのですけれども、ではクリーニングの部分については、これはどのような形でそうした収入が載らないのか。また、事業の部分でも、県南青少年の家所長杯サッカーフェスティバルは私がつくったというぐらい当初からかわっているのですけれども、そのときの参加料であったり、経費の支出という、この事業の関係で入ったお金、出たお金がどのように処理されているのか、最終的にそれがちょっと見えなくなっているのですけれども、その点についてお示しいただければと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県立青少年の家は利用料金制度をとっていないということで、実費のみのお預かりということで運営しております、クリーニング代であれば、クリーニング業者への支払いということになりますので、利用料としての収入にはならないということでございます。

サッカーフェスティバルは、利用促進の一環として自主事業として実施するものでございますが、これは受託者が自前で事業を実施して利用促進を図るということでございますので、この収支決算には収入として入ってこないものと理解しております。

○郷右近浩委員 内容的には、御説明いただいた部分のことだけはわかりました。多分スポーツ振興事業団のほうでの利益であったりになるのだと思うのですけれども。ただ、だとすると、こういう事業をやっています、こういう収入支出になっていますということ自体が、この提案書に要らないのではないですか。あくまで青少年の家の場所を借りて、そしてちゃんと適正に管理していたという実績だけであって、ほかのさまざまな施設関係の今回の指定管理については、その管理する施設というのを県民が使いやすく、そして県としてもちゃんとコスト的なものも含めて、管理自体もきちんとそうしたお任せできる方々にお願いして、その上でうまく利用していただくといったようなことが指定管理だと思っています。何かやったものはそれは当然取っ払い、だけれども、管理は管理で、2人でやる、残りの部分はそれぞれだというような、今回のような形ですと斉藤委員が話していたように、この指定管理は要らないのではないかと、スポーツ振興事業団が直接やられたほうがいいのかというぐらいの考え方を持たざるを得ないのですけれども。

ましてや、先ほど来お話あったスケールメリットを生かして三つの青少年の家を一括でということですが、それぞれの施設というのは、それを使う地域の方々であったり、使い方であったりというのは違うものだと思いますし、そうであっていいと思います。ぜ

ひ利用してもらうために、それぞれの施設が自分たちの地域で何ができるかといったことを踏まえて、そしてきちんと活用していくということこそが私自身は望ましいと思っております。ですから、そうした中で、この2名は施設の管理だけです、あとの運営は違いますなんていうのは、そもそもの本来の指定管理というものとはほど遠いところにあるのではないかと感じるわけですが、その点について教育長のほうから何か御所見あればお伺いしたいと思います。

○高橋教育長 指定管理者制度は、地方自治法の改正に伴って広く全国的に導入されております。従来の民法に基づく委託ですと、それぞれ仕様を発注者側のほうで全て仕組んで、そしてその中での業務を受託するということでしたけれども、指定管理者制度は受託者側の自主性を高めていく、まさに県民サービスを向上させるというような意味で、民間活力を導入する中でできた制度でございます。それで、これを全県的に公の施設全体に基本的には導入していこうという方向を岩手県として決めたわけです。

ただ一方で、社会教育施設、教育機関に関して言いますと、例えば体育館とかの貸し館業務とは違って、教育サービスを提供していくというような役割がありますので、その部分を指定管理者で民間に委託するというのは、これは基本的にはできないという考え方でございます。そういう中で、一般的な建物の管理そのものについては、直接行政がやるという方法もありますけれども、そこを民間のほうでやれば、よりコストを低減させることができる。ワーキングプアという話が、そういう話で先ほど御質問いただきましたけれども、そこで配置する職員を、責任を持って担当する正職員、正職員で担う、それからあとは臨時的な業務、補助的な業務、こういうものは、そういうことで勤務条件の差があっても、少なくとも最低賃金、当然法令は遵守するという基本的な考え方の中で、社会教育施設についてはごく限定的な指定管理者を導入するという判断を教育委員会でしたということです。もちろん全体を直営というのは、方法としてはありますけれども、その辺は行政コスト、限られた経営資源を有効に活用するというような観点に立てば、こういうやり方というものが今我々、そしてまたこれを導入して安定しておりますので、これがベターなやり方だろうというように考えているところでございます。

○郷右近浩委員 今教育長がおっしゃった話の中で、社会教育施設だということについては、確かにそのとおりだと思うのですが、そのさまざまなソフト部分を委託するのが、結局スポーツ振興事業団なのであれば、結果的には一体的な話ですよ。だとしたら、そんな委託なんていう話でなくて、スポーツ振興事業団に丸々一括でパッケージにしていけないでしょうか。先ほど、これまでの指定管理の経緯も斉藤委員のほうから質問ありましたけれども、だとすると今の形が、ほとんど一体的にスポーツ振興事業団のほうでやられているのであれば、そのままスポーツ振興事業団として、どのような事業をやって、どういうふうな形で社会教育の場をつくっていくのだと、そうしたことをきちんと含めて、そこをお願いするほうがいいのではないかと私は思います。

そこについて1点だけ、最後にちょっとお伺いしますが、指定管理の2名以外の方々が

働いている社会教育の現場の研修の部分で何をやっていくかということは、今後私どもにその内容等の議案であったり、そのようなものは来ないというふうに思います。とすると私たちはあくまでこの2名でもって、この金額で指定管理を受ける団体を今諮られているという、その認識だけでよろしいですねということを確認させていただきます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 これは全庁的な取り組みではございますが、指定管理者に対しては、毎年管理運営状況の評価を所管課とともにするというようなルールになっておりまして、次年度の6月末までにそれぞれの所管課と指定管理者が話し合っただけ決めた様式に基づいた管理運営状況評価シートについて公表するというようになっております。それによって、指定管理者の取り組みの様子を御理解いただけたところがございますし、あとは直営時代に比べて、先ほど申しましたが、所のホームページもかなり充実をいたしております、利用促進も兼ねながら、その運営についてさまざまな情報を更新してお届けしているところでございますので、そのあたりから御理解を深めていただければというふうに思っております。

○高橋教育長 議会の議決の関係でございますけれども、これは指定管理業務について議決いただくものは議案という形で出ます。それから、それ以外の研修業務等については、これは指定管理業務を含めてですけれども、予算の中にそういう業務の必要経費を盛り込ませていただいております、そういう面では一体的に議会の議決をいただくことになっているということでございます。

○斉藤信委員 先ほどの説明で全体の人員が11人で、そのうち指定管理分が2人。9人のうち5人はスポーツ振興事業団、4人は県教育委員会からの派遣ですね。県教育委員会から派遣された4人というのはどういう役割を果たしているのですか、これが一つ。

二つ目に、事業団に研修業務を委託していると。これ委託費は幾らなのですか。そして、県南青少年の家の所長は誰で、どこにいる人ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 1点目、県から派遣された4名の業務でございますが、これは社会教育に精通した社会教育主事の資格を持った、青少年の家では指導員という職名になっておりますが、青少年の家が主催するさまざまな研修事業のプログラムを考えて、それを実施すること、あるいは青少年の家の利用団体に対して適宜指導すること及び研修施設の使用許可というのにも加わるのですけれども、その業務についてございます。

それから、所長についてでございますが、現在の佐々木所長は、社会教育を長く経験された知見の高い方でございまして、県南青少年の家の近辺にお住まいの方がことし4月から就任されているところです。

委託費でございますが、県南青少年の家の委託費は、平成29年度は3,934万5,000円でございます。

○斉藤信委員 すると、3,934万円というのは指定管理とは別に県教育委員会が研修委託でスポーツ振興事業団に委託しているということですね。その所長は、これは非常勤ですか、どこの職員になっていて、どういう役割を果たしているのですか。所長と、県から派

遣された4人というのは社会教育主事ですから教員ですかね、恐らく県教育委員会から派遣されている方が全体の管理運営の責任を持っているのだと思うけれども、所長との関係はどのようなのですか。所長の勤務形態はどうなっているのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 青少年の家の所長はスポーツ振興事業団の理事を兼ねまして、スポーツ振興事業団の雇用職員という身分でございます。それから、委託業務の経費の中で所長の人件費も見ておりますので、研修事業の質の高い履行、あとは所全体の運営、マネジメント、総合的、統括的な役割を担っていただいています。

○斉藤信委員 常勤、非常勤どちらですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 常勤でございます。

○斉藤信委員 県教育委員会から4人行って管理運営全体の責任を持っているはずなのに、所長、責任者はスポーツ振興事業団で、研修事業を委託しているところから所長が出るということは、変な話ではないですか。県教育委員会の責任はどこにあるのですか。指定管理はスポーツ振興事業団に委託して、研修業務もスポーツ振興事業団に委託して、県教育委員会からも4人派遣して、その責任者である所長はスポーツ振興事業団から。こんな統制のとれない体制というのはおかしいのではないですか。そして、県南青少年の家の全体の経費はいくら払っているのですか。これでは、全然わかりませんよ。

○高橋教育長 今斉藤委員からはおかしいのではないかとお話がありましたが。これは説明不足ということもありますけれども、文化振興事業団、スポーツ振興事業団の設立当時を振り返ることも必要でありまして、実はそれぞれの団体を立ち上げたときに、それぞれの分野での専門的な団体というものを置いたほうが本県の文化、スポーツの振興に大きな役割を果たすと。そういう中で、事業団だけの職員で運営するというのは、現実的に難しいということで、県職員を派遣するという道をつくったわけです。今法律上、公益的法人への派遣ということが認められておりますので、そういう中で研修業務に携わる教職員を派遣しているということでございます。ただ、派遣することによって、事業団の仕事をすることになっているということで、その中で責任者は事業団の職員である所長、先ほど具体的な名前等申し上げましたけれども、これは社会教育、そしてまた公立学校の校長の経験のある者でございまして、マネジメントにたけた職員ですので、その職員がトップになって、派遣した職員に対する指揮監督も行っているということです。これは事業団の指揮命令系統という形の中に県職員を派遣しているということでございますので、そこは御指摘のような、おかしいというような認識には立っておりません。

○斉藤信委員 教育長の今の答弁だったら、先ほど郷右近委員が言ったように、基本的に全部委託すればいいのです。そうすれば、スポーツ振興事業団の責任で運営できるわけです。しかし、指定管理は管理運営だけなわけです。そして、研修業務はまた別にスポーツ振興事業団に委託する、そこに県職員を派遣する。だから、県の責任なんかさっぱりないではないですか。スポーツ振興事業団に全面的に委託するのであれば、そういう形にすればいいではないですか。私はおかしいと思います。

それで、この申請書というのは、管理運営だけ委託する申請書の割には研修事業とかまで書いているわけ。これは郷右近委員も言うように、おかしいです。ごちゃごちゃになっているのです。この申請書の中身は、全面的に委託して研修までやっていますという申請書なのです。だから、ごちゃごちゃにしているのは、県教育委員会のやり方だと思います。そういうふうに分けて、同じところに別に委託するということ自身に不合理さがあるのではないですか。そして、何よりもワーキングプアをつくってはだめだということです。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県南青少年の家から提出されました管理運営計画書に載っている今御指摘の研修ですが、これは、指定管理者が自主的に行う自主事業の範疇でのプログラムということでございますので、委託業務の主催事業でやる研修事業とは違うというところを御理解いただきたいと思います。利用促進のための自主的に行う事業ということでございます。

○郷右近浩委員 今のところを確認させてください。指定管理者が自主的に行う事業という説明がされました。だとしたら、収支計画に載ってくるのではないですか、収入とか。ちょっと今の答弁は、またさらに変な形になるので、その点について説明をいただきたい。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 指定管理の大きな目的は、施設の適切な管理運営と利用促進、大きな二つの柱というふうに考えてございます。その中で、利用促進についてどんな取り組みを考えているのだという御提案をいただいたということでございます。経費とは直接はこの部分は結びつかないと。例えばお手元の資料の12ページをごらんいただきますと、自主事業は参加者の受益者負担により運営をするけれども、不足分については事業団の自主財源を充当しますとしているところでございます。

○郷右近浩委員 自主事業ですよ。自主事業であれば、本来的には例えば事業収入なりの項目を起こすべきだと思うわけでありまして、だとするとやっぱり、先ほど来斉藤委員のほうからもお話あったとおり、余りにもいろいろな立場をつくり過ぎて、自分の立場がどこからどこまでかというのを自分たちでわからなくなって、このような形の計画書が出てきているのではないかというふうに思わざるを得ないと私自身感じます。やはりこれはきちんと今後整理していただきたいと思いますし、このままの形であれば、この案件につきましては、このままでは、どうしても正常な形で進むとは思えないという判断をせざるを得ない。

○高橋教育長 今さまざま御指摘いただきました。計画書を踏まえつつ、検討委員会のほうで審査いただいたということでございまして、今後これをベースにしつつ、実際運営していくということでございますので、ただいま御指摘いただいたこと等を含めまして、今後の業務運営、それから業者の選定に生かさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤信委員 全体の経費は指定管理の分と、直接事業団に委託した3,934万円と、あと4人の教員の人件費ですか、全体の経費はそういうことでもいいのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 先ほどの委託の3,934万5,000円に、この1年分の指定

管理料を加えまして7,713万8,000円ということになります。

○**斉藤信委員** それに加えて4人の教員の人件費があるのね。その出どころ別だけれども、経費はそうなる。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 県南青少年の家の指定管理と研修事業の委託、そして県からの職員の派遣ということで、私は一体性がないのではないかと。基本的には県教育委員会が責任を持って事業全体を委託するという方法があるのではないかと思います。研修は研修、管理運営は管理運営ということで、同じところに委託するというのは余り合理性がない感じがします。それと、2人の職員の正規職員、非正規職員で余りにも待遇が違い過ぎて、200万円を割るようなワーキングプアがつくられていますので、私はこの議案に反対します。

○**城内よしひこ委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結します。

これより採決をいたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第43号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** 県北青少年の家の問題についても、まず職員配置計画、これはかなり人員が多いですね。正規職員が1名、非正規職員が16名、そういうことになると思いますが、非正規職員の場合は1人を除いて、所定労働日数に若干の違いがありますけれども、ほとんど200万円以下という形になっています。待遇が本当に悪いのではないかとということと、あと県南青少年の家は料金制をとらなかったが、県北青少年の家は料金制をとっているということで、それはどういう違いなのか。それと県南青少年の家の場合には、今議論になったように研修事業は別に発注になっていましたけれども、県北青少年の家の場合、同じようなことがあるのですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 料金制についてですが、県北青少年の家は他の所と異なってスケート場を設置しており、一般の方々に開放しているということで、研修として児童生徒が利用した場合は減免措置があるのですけれども、一般として利用いただいた方からは利用料金をいただいております、一部利用料金制を導入しているということでございます。

それから、待遇についてですが、今お話しいたしましたスケート場を設置していることから、冬期間営業する11月から3月までの4カ月間に限り、スケート場の運営員ということで、合計6名、雇用をしているところでございます。その関係で、かなり有期職員が多くカウントされているというような事情がございます。

研修業務につきましては、3所とも同様でございますが、スポーツ振興事業団に業務委託をしております。

○斉藤信委員 研修業務の委託事業費と人員はどうなっていますか。そして、同じように県北青少年の家の所長も、事業団から配置をされているということになるのでしょうか。これが1点。

第2点に、確かに冬期のスケート場があるのであれなのですが、全体17名のうち7名までは雇用保険加入、あと10名は雇用保険に入っていない。それと、健康保険については加入しているのは5名ですね。12名は健康保険にも入っていない。厚生年金も5名だけで、あとは入らないと。これはどうなのですか、入れないのですか、それとも入れるけれども、入っていないというのもあるのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 まず1点目、委託業務費でございますが、平成29年度の場合、県北青少年の家に対しては3,938万7,000円となっております。所長も同様に、社会教育の経験を多く持った、精通した方がついております。

職員についてですが、資料の73ページをごらんいただきたいと思います。例えば警備当直員は3名になっております。これは交替制となっております。スケート場の場合は時間給の状況でございます。社会保険については、法令どおりに措置をしている状況でございます。

○斉藤信委員 研修の委託費は出しましたけれども、人員は何人なのですか。そして、県教育委員会から派遣している人数は幾らなのですか。

それから、雇用保険と健康保険、厚生年金加入とあるのは基準が違うのですか。雇用保険の場合は所定労働日数228日のところまでは入っています。そのあとは124日なので、これは対象にならないということになるのか、そのことをあわせて示してください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県北青少年の家の職員ですが、資料73ページのとおり、指定管理は17名、所長が1名、事業団の職員が4名、県からの派遣指導員が4名、合わせて26名で運営しております。

2点目の社会保険のことにつきましては、所定労働日数で該当しないというふうに理解しております。

○郷右近浩委員 基本的には県南青少年の家と同じような形だということですね。さっききちんと確認していなかったのですが、委託料の中の給食というのは、これはあくまで食事を提供したりするところをどこかの業者に委託して、材料代として、別にもらったものは、会計の中に入れないで、そちらで処理するといったような形の扱いでよろしいのでしょうか。確認だけで結構です。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 御指摘のとおりでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 県北青少年の家的人员体制は県南青少年の家よりも多いようでありましてけれども、運営形態とすれば、指定管理もあり、研修委託もあり、そして県からの派遣もあると。所長は恐らく校長先生あたりが俗に言えば天下って管理をやっているのではないかというふうに思います。私は県教育委員会の責任のもとに一体的な管理運営のあり方を検討すべきではないかというのが第1点。

第2点は、非正規職員で260日、フルタイムで働いている方も一番高く228万円、あとは189万円、177万円ということで、ワーキングプアがこういう形で、ここでもつくられているので、私はこの低賃金構造は是正をすべきだというふうに思いますので、この議案には反対します。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第45号岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 これは県立美術館にも関連する中身ですけれども、休館日の設定について計画の中に書かれています。休館日が月曜日ということなのですが、これについては子供たちの利用を促進するというような中身も計画に書いてあります。月曜日でいいというふうにお考えでこの管理者に指定をするということをお決めになったのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 原則としては月曜日の休みでございますが、利用者の要望によって臨時開所も行うというような工夫をしております。学校の利用を想定した場合に、月曜日は休館ということを踏まえた上で学校側も別の曜日を選ぶというようなことで御配慮いただいているものと理解しております。

○ハクセル美穂子委員 私はこれについては、議員になってから何回かお話ししておりますが、佐藤生涯学習文化財課総括課長にはお話ししていなかったかと思うのですが、学校で土日行事があつて、そうすると子供たちは月曜日に学校がお休みになるのです。そういうことが多分盛岡近郊でも結構あると思うのですが、盛岡近郊の、博物館も美術館も

ですし、盛岡市のほうの施設ですけれども、盛岡市子ども科学館とか、ほとんど月曜日がお休みなのです。岩手県立図書館ぐらいしかあいていないという。本当に子供たちに利用してほしいというのであれば、そういった代休のときに行ったりすることもあるということも考えれば、私は月曜日の休館日は考慮すべきではないかというふうに考えています。これについて指定管理者にも考えてほしいと思って質問したのですけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 委員御指摘のお話はもっともだというふうに私も承りましたので、検討をしてまいりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 前向きな御答弁ありがとうございます。

あともう一点、先日国立西洋美術館と、それから東京国立博物館に岩手県文化芸術振興議員連盟でお邪魔しまして、その博物館、美術館の方々とお話する機会をいただきました。秋田県の近代美術館で西洋美術館の企画展をやられていたということを千葉絢子議員が一般質問でお話ししたりしてしまして、どういうふうにそういったものを取り入れてきたのかということを実際に西洋美術館と国立博物館の方々にお聞きしましたら、今は運搬費までほぼ助成して、各地の美術館や博物館に企画展をもっと取り入れてもらうようなそういう動きをしているのだということをお話しされました。そういったことについて、指定管理者に指定されようとしている皆さんは把握されているのか、自主事業とかやられるのかどうかも含めてですけれども、どういう形で美術館や博物館の企画展の作り方をやっていたらしゃるのかというところをもう一点お聞かせいただきたい。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 巡回展等の活用につきましては、文化庁の事業等も含めまして、できるだけ活用するという事で努めております。今御指摘のあった西洋美術館、東京国立博物館のことについても、ちょうど数日前に情報を集めるように話をしたところでございますので、活用にも努めてまいりたいというふうに思います。企画展の進め方については鎌田課長のほうから答弁いたします。

○鎌田文化財課長 企画展等について他館との共催で行うというようなことにつきましては、県立博物館では昨年度、国立科学博物館・コラボミュージアム in 盛岡古生代の大量絶滅と回復という企画展を実施しております。国立科学博物館とコラボレーションすることによって、先ほど委員がおっしゃったように運送費を持ってもらうというようなことでやっております。

あと、今年度で言いますと、海を越えた絆～「ミス岩手」と青い目の人形～を、これはアメリカのバーミングハム公立図書館から、海を渡った人形を貸していただいて県内で巡回するというような取り組みをしております。

今後想定される巡回展といたしましては、東京国立博物館でやはり同様の科学博物館のような企画をやっております、岩手にゆかりのある東京国立博物館が所蔵している所蔵品を無償といいますか、やはり国立博物館が輸送費を負担して展示するというような企画を持っています、積極的にそういうものに応募するように働きかけをしております。

○ハクセル美穂子委員 東京国立博物館の方が言っていっぱいでしたが、運賃もかなり東京国立博物館のほう負担してくださるということもありましたし、どういうふうに募集されているのかと聞いたら、手挙げ方式だというようなことを言っていっぱいしました。手を挙げれば来る可能性はかなり高いのだということを聞いてまいりましたので、ぜひ積極的にそういった企画展の事業を展開していただきたいと思います。要望としてお話しして終わりたいと思います。

○城内よしひこ委員長 この際、午後3時15分まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○郷右近浩委員 資料の104ページの収支計画書の部分ですけれども、この収支計画書を見ますと、収入については県からの管理料金だけということになっています。私の記憶では博物館のほうも入場料を払って入るわけですが、入場料収入等はの中には含まれないのかというのが1点。

それから、今回この指定管理の部分については4名の職員ということで申請が出ております。先ほど企画展という話もありましたが、4名の中で3名が受け付け事務ということでもありますから、管理運営全般の主任という方、この人が全ての企画展というものを、例えば学芸員であつたりと相談しながら進めていくのか、どのような形になっているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 まず、企画展のほうの御質問でございますが、企画展の企画、運営等につきましては指定管理者の業務ではなくて、先ほど青少年の家では研修業務の委託という話を申し上げましたが、学芸業務の委託という形で実施をしております。

入館料につきましては、指定管理者の収入ではなく、直接県の収入に入るといような仕組みになっています。

○郷右近浩委員 入館料については、県に直接入るといことで、それを前提としての指定管理という形で進めているといことで理解いたしました。それで、企画展等の委託の部分についてですが、その部分でかかっているお金というのはどのような予算立てをして、幾らぐらいかかっているのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 博物館に委託している学芸普及業務につきましては、平成29年度の職員の人件費、企画展の費用及び資料収集、保管活動、調査研究活動等の業務を含めまして1億6,157万9,000円になっております。

○郷右近浩委員 1億6,000万円余の予算については、どのような形で文化振興事業団に委託されているのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 指定管理者と学芸業務の受託者が同じという状況になっておりますが、学芸業務については教育機能と行政機能という範疇の中で、県がなすべきことといことで継続性が必要だといことから、指定期間ごとに交替するのは望ま

しくないということ、それから一定の水準を確保するためには専門性を有する人材を確保する必要があるという理由から随意契約ということになっております。

○郷右近浩委員 わかりました。ここはわかって、さっきはわからなかったなんていう話ではないですけれども、専門的な部分での企画については、文化振興事業団に随意契約でお願いするということ、今回はあくまでもこの施設の指定管理を審議するものであるということとは理解をいたしました。

ただ、その中で主任の方の賃金ですけれども、580万円何がしは、ほかの方々も水準的には悪くはない水準であると認識しておりますけれども、しかし580万円というのは、主任の方の専門性であったり、知見であったり、そうしたものを求められる中での任用というか、そういう方になっていただいているといった認識でいいのか、その点について伺います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 御指摘のとおりでございます、全体的なマネジメントを担う人材ということで、こういうふうになっております。

○斉藤信委員 私は、博物館というのは、運営次第ではかなりの仕事ができるし、質も期待されていると思うのです。場所が少し中心部から外れて、行きづらいところもあるけれども、その全体の管理運営の責任者、責任体制はどうなるのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 全体を統括する責任者は館長ということになります。これは県の非常勤特別職ということになっております。

○斉藤信委員 館長は、非常勤というと勤務は週3回ぐらいですか。週3日だと、本当の意味で責任をとるような体制ではないね。副館長はどうなっているのですか。そして、博物館の管理運営体制はどうつくっているのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 博物館におきましては、副館長も県から人材を派遣しておりまして、通常は副館長が統括をしている状況でございます。

○斉藤信委員 副館長も県から派遣、これは現役職員ですね。私が聞いているのは、館長がいて副館長がいて、どういう集団指導体制になっているのかと。博物館全体の管理運営の計画はどこでつくっているのかということを聞きたいわけです。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 副館長は総務的な部分の統括をしております。館長は博物館運営の知見を大いに生かしていただいて、経営について、さまざまな企画を出して、博物館一体となった運営の工夫に取り組んでおります。事実、博物館の利用者も最近是非常に好調な状況でございますが、リーダーシップを大いに発揮していただいて運営していただいているところであります。

○斉藤信委員 何回聞いてもよくわからないのだけれども、年間の管理運営計画というのはどこがつくるのですか。文化振興事業団がつくるのですか。それと館長、副館長はどうかかわるのですか。そこを聞いているのです。

○鎌田文化財課長 県立博物館は、学芸部門と、管理を行う総務部門の二つに分かれておりまして、総務部門については総務課、それから学芸部門については3課に分かれていま

して、学芸 1 課、学芸 2 課、学芸 3 課。学芸 1 課というのは主に調査研究及び総務的なもの、あるいは広報。第 2 課が資料保管、保存。第 3 課が展示と教育普及。この学芸の三つの課と、そして総務課を統合する形で副館長が、そしてその上に館長というような体制で管理計画をつくって指導しているという形になります。

○**斉藤信委員** 先ほど郷右近委員の質問で、学芸業務を委託していて、その委託料は 1 億 6,157 万円だと言っているでしょう。そうすると、学芸部門は 3 課あるのだけれども、これは基本的には文化振興事業団の体制で行われているということですか。それと、県職員の学芸員というのは今いないのですか、いるのですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 学芸員は博物館の場合は 11 名、教員等を派遣しております。もう一つは、済みません、ちょっと失念をいたしました。

○**斉藤信委員** 県から 11 名派遣していると、11 名が学芸員ですか、学芸員として派遣しているのですか。それと、学芸業務も文化振興事業団に委託していますから、文化振興事業団の学芸員というのは何人いるのか。派遣業務の人員は何人なのか、そこを示してください。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 県から派遣している 11 名は全て学芸員あるいは専門員でございます。それから、事業団が雇用している専門職も 6 名おります。そこが一体となって学芸業務を進めているということでございます。

○**斉藤信委員** だとすれば、県から行っている 11 名の学芸員、専門員、そして文化振興事業団の 6 人といったら、県主導ではないですか。それなのに、ずっと聞いていると、文化振興事業団に全面的に委託するという、体制がおかしいのではないですか。県が責任を持って、足りない部分は文化振興事業団から派遣されてもいいけれども、学芸部門のさまざまな計画、立案をするべきではないですか。文化振興事業団に丸投げというふうに聞こえるけれども、どうなのですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** この施設も平成 17 年度以前は直営だったわけですが、指定管理になりまして、私どもが捉えている効果といたしましては、ホームページが大変充実して、県民の皆様への情報提供が非常に充実しているということ、あるいは休館日の臨時開館等、柔軟な運営をしているということ、それから指定管理者による自主企画の実施、博物館まつりでありますとか、ナイトミュージアムでありますとか、そういう利用者促進に大きく貢献をしているところで、現在の体制は博物館という施設が県民の皆さんに御利用いただくためには大変適切な運営をしているというふうに考えております。

○**斉藤信委員** あなたはごちゃまぜにしていると思うのだけれども、僕は学芸部門の委託について聞いているのだよ。あなたは指定管理の話をしているのでしょう。学芸部門の丸投げでいいのかと。11 名も派遣の学芸員、専門員がいるのに、文化振興事業団の 6 人の専門職というのは学芸員ですか、どういう専門職ですか。博物館というのは、調査、研究、企画展示が事業の中心でしょう。そこに魅力がなかったら博物館はうまくいきませんよ。

私は博物館というのはすごい文化財というか資料を持っていると思いますよ。それをどういう形で魅力のある企画や展示、それとあわせた調査をやるのかというのが一番のポイントだと思うので、そのことを聞いたのです。指定管理は後から聞きますから、学芸部門の丸投げは見直すべきではないかということで聞いているの。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 お話にございましたとおり、博物館の機能は資料収集、保管活動でありますとか、調査研究活動、あるいは教育普及活動、学校をめぐっているいろいろな教室を開いたりというようなこと等が重要な業務なわけで、それに加えて、博物館としてより多くの皆様に足を運んでいただくということが、一体的に進められなければならないというふうに考えております。そういう意味では、指定管理による利用促進を図りつつ、保管活動、研究活動等の中身も充実させるという意味で、県側と文化振興事業団側が結束して取り組んでいる形であるというふうに考えております。

○斉藤信委員 専門職の6人はどういう専門職ですか。

○鎌田文化財課長 岩手県の文化財行政において博物館というのは非常に重要な機関だというふうに捉えておりまして、特に東日本大震災津波の際に文化財レスキューという活動が行われたわけですが、その核となって活動してきたと。現在も文化財の修復チームを継続しているという状況にあります。

岩手県の博物館は総合博物館という形で文化史系と自然史系、考古、歴史、民俗、そしてあと地質、生物、文化財管理という形で、それぞれの専門職員がそれぞれの立場で専門性を持って調査研究、そして展示活動を行っておりまして、単に一博物館の職員という感覚だけではなくて、文化財レスキューの際にも証明されたわけですが、それぞれの専門分野において一つの重要な役割を持っているというふうに自覚しているものと思っております。博物館協議会というものがありまして、関係機関の方々の御意見も伺いながら、そして何よりも当課との密接な関係で仕事を進めているという状況です。

○城内よしひこ委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いします。学芸員6名の点について御説明願います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 事業団側の6名は全て学芸員でございます。経験等によって、主任専門学芸員、あるいは専門学芸員というような職名の違いはございますけれども、全て学芸員ということです。

○斉藤信委員 県から派遣の11人の学芸員、専門員がいて、文化振興事業団は6人と。教育長は、さっき県ではそういう専門家を養成できないのだと言っているけれども、県のほうが11人養成しているわけですね。だから、文化振興事業団が専門家を養成できるという保証はどこにもないと思います。県の待遇より下げてやるということはあるかもしれない。文化振興事業団の専門職と、県の11人の専門職というのは待遇がかなり違うのですか。簡単でいい、次々行くから。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 同じでございます。

○斉藤信委員 文化振興事業団の専門職も待遇は同じと。だったら、県で採用してやった

らいいではないですか。委託費を出しているのだから。

それで、今度は指定管理に入りますけれども、指定管理の職員配置は正規職員1名、非正規職員が3名。正規職員と非正規職員で待遇が2倍以上違うというのは私いかなものかと思います。これはフルタイムで、勤務日数は同じですから。資料の100ページの非常連絡系統図ですが、博物館指定管理者の下で設備管理・警備・清掃・現場責任者、これは誰なのか。さらにその下に、設備職員、警備主任、清掃主任とありますけれども、これは誰なのか。指定管理の職員はみんな受け付け事務になっているのです、3人とも。これはどういう体制になっているのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 この緊急連絡系統図につきましては、それぞれの緊急時の担当者、キャップという位置づけで、博物館の職員を任命しているものと理解しております。現場責任者につきましては、少々お時間をいただきます。

○城内よしひこ委員長 議論がかみ合っていないので、休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 先ほどの資料の105ページの主任が現場責任者になっているということでございます。

○斉藤信委員 その下はどうなっているか。その下の警備主任とか清掃主任とか、これはどういう職員ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 それぞれ設備、警備、清掃等は再委託をしておりますので、その責任者がついているものと理解しております。

○斉藤信委員 最後にします。学芸業務は丸々文化振興事業団に委託している。しかし、学芸員、専門員は11人県から派遣をするという体制で、私はもっと県が責任を持って、全体の管理運営、企画に当たるべきではないかと思います。足りない部分を文化振興事業団に派遣してもらうということはあっても、それは逆なのではないかと。文化振興事業団に丸投げして、そこに11人の専門家を派遣するというのは、ちょっと逆ではないかと私は思うけれども、全国の博物館はどうなっているのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 そのことについての資料は今持ち合わせておりません。少々お時間をいただきたいと思います。

○田村勝則委員 斉藤信委員の冒頭のお話にもありましたが、県立博物館が今のような場所にあることによって、アクセス等の問題もあって厳しい運営をしておられると思います。その一方で、現在は館長、副館長は県職員ということで私も承知しておりますが、副館長を中心に一生懸命、熱い思いで博物館の運営に取り組んでおられると。しかもまた、東日本大震災津波によって、岩手県立埋蔵文化財センターとの関係も非常に深く、沿岸の埋蔵文化財等の発掘などとの連携等もとりながら、いろいろタイムリーな企画も出して頑張っておられるということには心から敬意を表するところでございます。

また来たいと感じてもらえる時間と空間の提供というのがこの中にも、例えば資料の78ページに書いてあります。そしてまた、79ページには学校教育との連携の強化、先生方へのアプローチ等々、大きな項目で書いてありますが、そういう意味で頑張っておられるのですけれども、私は子供たちがもっと博物館に足を運んでいただけるような機会をつくっていただくのがこれから大事ではないかというふうにも感じているところでございます。それぞれ学校との連携をとりながら、機会を見て企画展等にも足を運んでいただいているということは副館長からもお聞きしておりますけれども、さらにそういう部分の連携を、これにも書いてあるとおりの中身でより積極的に、一層博物館の利活用について周知を図りながら進めていただくようにしていただきたい。それが将来の岩手県民を育てていく大きな財産になっていくというふうにも思っております。そこで、そのような項目があるわけですが、そういう点についてのアプローチで実績的なものがあればお伺いしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 例えば博物館の近年の利用者の状況でございますが、平成27年度4万人、平成28年度4万4,000人、今年度は10月現在でございますが、既に3万5,000人を超えております。交通アクセスがよいとは言えないという状況の中で、いかに博物館に足を運んでいただけるかというようなことで、今館長以下、一体となってイベントを打って、御家族でおいでいただいたりというような工夫を一生懸命重ねておりまして、その成果が着実に出てきているものというふうに思っております。

また、毎週日曜日午後からは体験教室ということで、さまざまな遊びやものづくり、実験などを体験してもらいながら、昔の暮らしや身の回りのものに触れてもらうというような教室も開催しておりまして、さまざま利用促進に向けて取り組んでいただいているというところでございます。

学校につきましても、館長は高校の校長の経験者でございまして、カリキュラムの中に博物館をどういうふうに活用できるかというあたりをかなり研究して、高校、中学校、小学校に対して具体的なプログラムを提案しているというような取り組みもなさっております。その効果が出てきているというふうに理解しております。

○千葉進委員 時間を気にしながらですが、簡潔に。資料の94ページを見ていただきたいのですけれども、次の美術館にも関連すると思うのですが、委託先の文化振興事業団の概要という表があるわけです。これで先ほど説明してくれば助かったのですが、県民会館があって、埋蔵文化財センターがあって、今博物館のところをやっている、次の美術館とあるわけです。そこに館長が非常勤職員、副館長が正職員で、専門学芸員がそれぞれ学芸の第1課から第3課までというような形で、これで全部整理してくれているわけです。そこで、ちょっと確認したいのは、あくまでもこれは文化振興事業団の概要で、職員数がそこに書いてある内容ですので、先ほど言った県から行っている学芸員の11名はこの中には入らないのですよね。そして、逆に専門員が6名という話がありましたけれども、専門員6名がどのような配置がされているのか、ちょっとこれでは見えないのですけれども、

それぞれの部分に文化振興事業団のほうでどのように職員配置をしているか確認させてください。

○鎌田文化財課長 三つの課と、そしてあと六つの部門につきましては、文化振興事業団の学芸員と、そして県派遣の学芸員が一緒に入っているということでもあります。

○千葉進委員 博物館の館長は非常勤という形で入っているわけですので、そういうのを見れば入っているという認識でいいのですね。次の美術館のときも、これなどを参考にしながら説明してください。

○斉藤信委員 今の説明で、館長、副館長は県の職員だという話でしたけれども、これだったら文化振興事業団に派遣となっているのではないですか。おかしいのではないですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県教育委員会と文化振興事業団の派遣契約による派遣ということでございます。

○高橋教育長 博物館長につきましては、県教育委員会の非常勤特別職ということでございます。そして、あわせて文化振興事業団の理事も兼任しているということで、文化振興事業団のほうでは兼任の職として館長をここに位置づけているということでございます。

○斉藤信委員 だから、結局は派遣という形になっているのではないですか、館長も副館長も。副館長も県職員でしょう。この図だと派遣です。だから、11人の学芸員、専門員も全部文化振興事業団に派遣して、文化振興事業団に丸投げしていると、それがこの図です。これでいいのですか。

○高橋教育長 先ほど来、斉藤委員から丸投げというようにお話をいただいていますけれども、そういう実態にならないがために県職員を派遣して、館の運営に直接携わらせていると。そしてまた、これは文化振興事業団との連携のもとに進めているということで、こういう組織図になっています。具体的に御質問がありました副館長以下の職員については、プロパー職員以外は県の派遣でございます。それで、派遣でないのは館長ということでございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 資料94ページの文化振興事業団の概要を見ると、実際に副館長以下、県の職員11名の学芸員、専門員は、全部、文化振興事業団に派遣されて、文化振興事業団が全体に責任を持つという体制です。そして、指定管理は指定管理で、また別の契約を結ぶと。だから、私はもっと県が専門家も養成するし、責任を持った体制をとるべきではないかと思います。文化振興事業団のほうはやれるというのはどこに根拠があるのか、専門的な団体でもないのだから。施設の維持管理ならできるかもしれない。しかし、博物館のような事業で、私は全国の経験からも学びながら、専門性を生かした取り組みというのは、岩手県のほうにそういう人材がいるわけだから、そういう責任体制をとるべきです。職員体制

について、指定管理だけで言えば、正規職員が1人、非正規職員が3人と、このたった4人に指定管理を任せ、その指定管理料は1億4,000万円ですよ。1億4,000万円のお金のうちほとんどは再委託だということなのです。ある意味、コーディネーター的な役割を果たす、そういう人材を養成できれば何も文化振興事業団に委託しなくても、結局再委託になっているのだから、このあり方を考えるべきだと思います。私は、そういう意味でこの議案には反対します。

○田村勝則委員 私は、賛成の立場で討論したいと思います。先ほど申し上げましたが、今の博物館、館長は非常勤ですけれども、副館長は常勤職員、県の優秀な職員が出向しまして、リーダーシップを発揮して頑張っておられます。そしてまた、御所野遺跡もそうですけれども、岩手県のいろいろな埋蔵文化財も今発掘中のところもあれば発掘されてきているところもあって、どんどんタイムリーにいろいろな連携もとっていかなければいけない状況になっております。そういう意味で、文化振興事業団とうまくその辺の連携がとれて、博物館の利用客にもつながっているというふうに私自身は承知しているところでございます。よって、さらに学校教育現場の方がもっと足を運んでいただくということを要望しつつ、私は賛成の立場で意見を表明して終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第46号岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質問はありませんか。

○高橋孝眞委員 指定管理先ですけれども、先ほどからも出ていますが、文化振興事業団は県の100%出資の法人です。それから、今回教育委員会のほうから出てきている四つの案件なのですけれども、全て同じ人が選定委員になっていますが、四つの案件はそれぞれの給与そのものが違うわけです。美術館は賃金が687万5,000円、博物館は584万1,000円、県北青少年の家については441万9,000円、県南青少年の家は342万7,000円と、こういう違いがあるわけですが、この選定委員5人の方々は、この部分についてはどのような発言をされているのでしょうか、この違いについてどのように理解をしながら、これがいいですとか、悪いですとかというふうに決めているのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 選定委員会の委員につきましては、5名の皆様を選定しておりまして、社会教育に関する識見の方から、公認会計士、施設管理の方まで、それぞれの領域を網羅する方に委員となっていていただいております。審査の際に、賃金等につい

ては特に御意見はございませんでした。

○高橋孝眞委員 意見がないということでしたが、指定管理者については、逆に言うとな算定根拠をこちらで持っていて、そして対応していくのだと、そういうふうに私は認識をしておったのですけれども、このように大幅に賃金が違うということはおかしいのではないかと思います。この人はこういう技術があるから、能力が高い人だからということでこの数字になりましたと言われるのであれば、そういう人までもきっちりと選定委員会のほうに提案して、人物を見定めて、この数字を決めるべきことだと思うのですけれども、その点についてはどのように考えますか。

○今野教育次長兼教育企画室長 給与体系のお話でございますが、給与体系は給与の制度といたしますか、仕組みが基本的に違うということではございませんで、要は必要とされる職務の内容ですとか、実際採用する場合には経験年数ですとか、そういったものによって結果的にこういった差が出てきているということではございまして、基本的な制度自体が違っているということではないというふうに認識しているところでございます。

○高橋孝眞委員 いやいや、そうだとすれば、その人物をきっちりと見て審査しなければいけないことになると思うのです。審査はどのようにされましたか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 仕組みについてちょっと御説明をいたしますが、県としてこの施設を運営するためにこれぐらいの人員を配置すると、先ほど教育次長から申し上げたとおり、それぞれの技能や経験であるとかを考慮して、県としてはこれぐらいの人員費でということでは積み上げをいたします。そして上限額を設定いたします。その上限額をもとに、申請者が具体的にはこういうふうな雇用を考えているという提案でございまして、そのあたりは指定管理者候補者の経営努力といたしますか、方針といたしますか、そういうことでございまして、県としてはそこまでは審査はしないということではございます。

○高橋孝眞委員 給料を払うときに、審査をしないで500万円です、400万円です、300万円ですなんて決め方はないと思うのです。きっちり審査をして対応しなければいけないのではないかと思います。なぜかという、県が100%出資する法人ですので、県と一体となってやるのがこの文化振興事業団のはずです。そういう意味合いでは、県の職員と同じような対応をしている人もある、それから独自に雇っている人もある、その違いをきちっと分けて整理しておりますというような整理の仕方をしていけばいいのかなと思いますし、それからさっき文化スポーツ部の審査でも言いましたけれども、いろいろな施設の指定管理を受けているわけです。スポーツ振興事業団もそうですが、両方いっぱい受けているので、一本化して指定管理をするとか、そういうような仕組みで、これから考えていく必要性があるのではないかと思います。文化スポーツ部の中でも1件ありましたので、そういうところと連携もして一緒に発注をすると。そういう仕組みで、会社で言えば100%子会社ですから、丸投げをするのは当たり前なのです。そこで専門的なことをやってもらうために文化振興事業団をつくったのだから。というふうに私は考えて、これからやっていただければというふうに思いますが、教育長、どう思いますか。

○高橋教育長 ただいま高橋孝眞委員からお話がありましたことについては、まさにそのとおりだなというふうに思いながらお聞きいたしました。先ほど文化振興事業団とスポーツ振興事業団の設立経緯も説明すると時間が長くなりますので、そこでとめさせていただきますけれども、まさに県の行政補完法人として設置したものでございまして、これは県が設置した事業団ですので、それが一体的に運営しつつ県民の皆さんにサービスを提供していくと、そういう機会を提供していくということは、これはまた我々の責務だというように考えております。

そしてまた、先ほどの人件費でございますけれども、これはそれぞれの運営計画書に出てきたものをチェックしまして、経験年数等も含めた詳細な資料を出してもらっていますので、それをやった上で委員会のほうでの審査をお願いしたということとして、委員会の中での議論、質疑がなかったということでございますけれども、その辺は説明した上で高い評価をいただいたというものでございますので、その点もお話をさせていただきたいと思います。

○高橋孝眞委員 さっき丸投げするのがおかしいのだという話があり、それに対してそういうふうにならないようなことで考えておりますという発言がありましたが、逆ではないかと。丸投げをすることが当たり前だというふうに考えて進めるべきであるということをお願いしたいのですけれども、ちょっと違うのは、やっぱり全体で仕組みをつくるというか、法というか指定管理者制度の精神にのっとってもう一度考えてほしいという意味です。3年なり5年の期間がありますので、次回までにはそういうことを含めて、同じようなことがあれば各部で協議をして対応していただければというふうに思います。

○斉藤信委員 先ほどの博物館の岩手県文化振興事業団の概要を見ると、美術館も丸投げの構図ですよ。だから、施設管理の指定管理と文化振興事業全体の運営を委託しているのでしょうか。この委託料は幾らになっているのですか。それと、館長も副館長もこの構図の中に入っているのだけれども、そういうものですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ただいまの御質問は、指定管理料の経費額という意味でしょうか。

○斉藤信委員 この図を見ると、これは美術館全体の管理運営を委託しているという図でしょう。だから、施設の指定管理はきょう出ているけれども、業務委託料は別建てで幾らになっていますかと聞いているの。そういうことを聞いている。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 美術館の業務委託料は1億6,883万円ということになっておりますので、これに指定管理料を加えた額ということになります。

○斉藤信委員 質問にちゃんと聞いて答えてください。ここの図にある館長、副館長はこの構図でいいのですか。それと、県の職員がここにはどのぐらい派遣されていますか、されていませんか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 今年度につきましては、指定管理の職員が3名、館長1名、学芸業務委託による文化振興事業団の職員8名、県派遣10名、合わせて22名となっ

ております。

○**斉藤信委員** 館長は派遣ではないの。県職員の派遣は10名、これも文化振興事業団に派遣しているわけですね。館長、副館長の待遇はどうなっているか。

それと、さっき私が聞いたものの回答がないのだけれども、美術館の運営で、文化振興事業団のような団体に丸投げしているというのは全国的に共通なのですか、あるのですか、ないのですか。博物館を含めて教えてください。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 美術館の館長は県の非常勤特別職です。副館長は県から派遣しています。

先ほどの全国の状況でございますが、学芸業務を委託しているか否かという資料は残念ながら持ち合わせておりませんが、管理部門と学芸部門と分けた場合に、指定管理の導入状況というデータは持ち合わせておりますが、それでよろしいですか。

○**斉藤信委員** だめです。指定管理はみんなやるようになっているのでしょうか。私が言っているのは、その全体の学芸部門、美術館は何と言うのでしょうか、そういう部門まで岩手県は丸投げしているわけでしょう、博物館も美術館も。そういうのが全国共通なのかと聞いている。

○**高橋教育長** 今全国調査をやったデータがございませんので、お答えすることができませんけれども、定かではございませんが、直営のところと、それから委託、それぞれあるというように認識いたしております。

○**斉藤信委員** 以前に商工文教委員会の調査で長野県の図書館に行ったときだったと思いますけれども、あそこは直営でした。それで立派にやっていました。館長はたしか大学の先生でしたね。私は、全国的な運営の形態もよく把握してやるべきだと思うのです。丸投げですよ、これ。それが本当にいい形態なのか、全国にどういう形態があるのか、調査研究すべきだと思います。

それと、きょう出されている指定管理の問題について言うと、指定管理料は年間2億3,400万円です。この2億3,400万円にかかわる職員はたった3名、正規職員1人、非正規職員2人。たった3名の配置で2億3,400万円も委託するなんていうところにどれだけの現実性があるのか。実際にその中身を見ますと、委託料は再委託で、1億4,900万円です。指定管理料の半分以上は再委託なのです。だから、ちょっとしたコーディネーターの役割をしているだけなのです。私はこれはいびつだと思います。職員たった3人で、正規職員は1人。さっきお話があったように、この正規職員は賃金総額687万円です。687万円という県庁でいくとどのレベルになりますか。非正規職員の2人は284万円と284万円、同じですね。今までの非正規職員と比べれば、ここは待遇がいいです。ただ、業務内容は事務補助職員です。事務補助職員でこういう待遇だったら、何で博物館の職員はもっと低いのか、その他の文化振興事業団に委託しているところはもっと低いのか。これは高橋孝眞委員が言ったように、そこの基準がさっぱり定かでないと思います。それは委託料が高く設定されているからこういうことがおきるというのだったら、私は県の指定管理料が低過ぎて、

必要な賃金も確保できないということになるのではないかと思います。これ私は3年前にも指摘したのです。施設の指定管理で、わずか3人の配置で2億3,400万円もの指定管理料になるというのはおかしいのではないですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 今再委託のお話でしたが、確かに本日提案いたしました4施設の中で、全体の経費に占める再委託の割合が最も高いのは美術館でございます。美術館は美術品を扱うための空調設備であるとか、さまざまな専門業者でなければ扱えないような機械や設備が多いというのが一つの大きな要因と思っております。それから、冒頭に県南青少年の家の件でも申し上げましたが、指定管理の人員は3名ということでございますが、ほかに学芸部門として職員が多く配置されていることから、施設の運営というのは、管理部門と教育の部門と一体となって連携しながら進めるというのが基本だと思いますので、3名だけではなく、一体となって進めるという意味合いがあるというふうに理解しております。

○斉藤信委員 だから、丸投げになっているからこうなのです。わずか3名の施設の指定管理で2億4,000万円。専門業者に委託しなければだめだとはっきりしているなら、何も指定管理からまた再委託する必要はないので、直接やればいいだけの話ですよ。これだけの再委託が必要だというなら、誰がやったって同じなのです。そういう意味で、わずかな体制の指定管理者に余り実態がないのではないかとやっているのです。ところが、額が巨額なのです。全体の業務委託料1億6,883万円でしょう。施設の指定管理のほうは、これよりも多いのです。だから、ちょっとおかしいのではないかと思います。本当に人材が必要だというならわかるけれども、これは決してそうではないです。事務補助職員2人、統括事務職員1人。さっき私が聞いて答えがないのだけれども、この687万円というのは県職員で言えばどういうクラスですか。

○永井教職員課総括課長 678万円という給与水準でございますが、これは今年度の岩手県人事委員会勧告におけるモデル給与例というのがございまして、これに当てはめてまいりますと、行政職適用者に係る年間平均給与額が今回の勧告で、おおよそ590万円余、約600万円ということでございますし、670万円の近傍の数字を探しますと、ちょっと例は違いますが、扶養親族がいない場合における50歳代の担当課長級職員が700万円弱の給与でございますので、その近傍となります。

○斉藤信委員 収支計画書の中で、さっきの博物館もそうでしたが、給与の中に、退職給与積立69万5,000円とあるのです。博物館と美術館だけ何で人件費の中に、退職給与積立が算定されているのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 恐れ入ります。少しお時間をいただきます。

○高橋教育長 調べてお答えします。

○斉藤信委員 博物館もそうだね、さっき聞かなかったけれども。

○城内よしひこ委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開いたします。

○高橋教育長 今回の指定管理者の決定に当たりましては、それぞれから出された計画書を精査した上で、選定委員会のほうに付議して評価をいただいたというものでございます。それで、指定管理業務については、まさに人を配置して業務提供を県が受けるわけでございますので、それに対する退職金見合い、その期間における退職金引当金についても計上するということは、これは当然のことだというふうに考えています。

○斉藤信委員 県からの派遣の職員もいるけれども、県派遣の職員の給与は別でしょう。だから、ここで言われているのは、文化振興事業団に委託した職員に対する退職金引当金なのですね。ところが、指定管理というのは、今までは3年、今度は5年です。その人件費に退職金引当金を最初から盛り込むということは、今までに例はないです。だって3年たったら、次どこになるかわからないというのが指定管理なのだから。ただ、委託料の中で、文化振興事業団が退職金をその中から引き当てするということは当然ありますよ。しかし、指定管理で3年、5年といっているときに、退職金引当金を博物館と美術館だけ算定したというのはなぜなのかと私が聞いて、それに対する答えにはなっていないのではないですか。県が派遣した分まで見たというならともかく、県派遣の職員は給与が別なのだから。そうでしょう。

○高橋教育長 もちろん県派遣の職員の退職金については、これは県で支給するわけですし、一般会計の中で退職金引当金という項目はございませんので、毎年度の歳出予算で計上した上で支払いをします。ただ、この指定管理業務に従事する職員で、これは県派遣の職員ではございませんので、当該職員に係る退職金引当金、金額も数十万円ということでございますので、生涯にわたる引当金を計上することであれば問題でございますけれども、この期間に係る引当金ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○斉藤信委員 きょうは教育委員会関係で四つやりました。県南青少年の家、県北青少年の家にはありません。文化スポーツ部関係も9件やったけれども、ありませんでした。何で博物館と美術館だけそういうふうになるのかと。大体文化スポーツ部の所管はほとんど教育委員会から移管した施設です。今まで教育委員会の所管だったのです。全然基準が違うのではないですか。

○高橋教育長 青少年の家の正職員1名については、これは所長でございまして、教員OBでございます。教員OBの任用に当たっては、教員を退職する際に退職金を支払っておりますので、その分の退職金引当金を計上するのは適当ではない、厳に支給しないということで、計上していないということでございます。こちらの美術館、博物館については、プロパーの職員を充てるということですので、それを計上しているということでございます。

○斉藤信委員 文化スポーツ部関係の9件には、何でこれにはないのですか。今の説明は、普通そうですか。今まで教育委員会所管だった運動公園とか、県営体育館とか、県営野球

場、スケート場、武道場はないですよ。

○高橋教育長 昨年度までは教育委員会で所管しておりましたので、その実情については頭に入っているつもりでございますけれども、それぞれの責任者、所長については、これは県職員もしくは教員OB等の職員、総体的な人件費を抑制するという中で、そういう活用ということになっておりますので、退職金引当金は計上していないということだというように認識いたしております。

○斉藤信委員 ほとんどが文化振興事業団とスポーツ振興事業団です。その職員について、大体県のOBだったら計上しない、県のOBでなかったら計上する、そんなことはおかしいのではないですか。本当は文化振興事業団が誰を配置するかわからないわけじゃない。だから、これは見ていないのです。所長だけではないのです。教育長の無理した答弁というのは、おかしいと思います。

文化振興事業団に委託するときに、誰が所長になるから、OBだから退職金は見ませんでした、見ますという話ではないでしょう。それは、事業団が誰を配置するかという話なのだから、そもそも。人を見て退職手当をつけたり、つけなかったりという、そんなことにならないでしょう。あなたの話は県職員の場合だったら、それは成り立つ。相手は別人格なのだから。だから、博物館と美術館は特別の事情があったのかと。

高橋孝眞委員も言っているけれども、やっぱり統一的な基準というのはあるべきではないかと。基準に基づいて幅があってもいいけれども、余りにもなさ過ぎる。高い人は高く、低い人は低く、その低い基準もない。

○高橋教育長 私がお答えしていましたのは、まさに事実即して答弁しているということでございます。かつて議会で、県のOB職員が再就職した際に退職手当がどうなっているかというような議論があった経緯があります。そういう中で、再就職先で退職慰労金を受給するというようなことは、これは本来おかしいというようなこと等があつて、現在、OB職員については人材バンクを通して再就職しておりますけれども、それについては退職慰労金等のものを支給することは適当ではないというような指導をしていると。そのような状況を踏まえてこのようなことになっているところであります。

○斉藤信委員 それは天下りの基準なのです。だから、全部入れなければいいのです。みんなが天下りをやっているのですか。そもそも退職引当金というのは指定管理を受託した文化振興事業団が引き当てすればいいだけの話なのです。おかしいです。全ての指定管理の相手方に、天下りでなかったら退職金引当金をやっているのですか。やっていないでしょう。

○高橋教育長 今具体的に調べておりますので、少々お時間を頂戴したいと思います。

○郷右近浩委員 委員長、どうせここから損害賠償の議案だとか請願だとかいろいろあるので、一回ここで休憩するなら休憩したほうが。どうでしょうか。

○城内よしこ委員長 午後5時にも近くなってきましたので、午後4時45分まで暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○今野教育次長兼教育企画室長 退職金引当金につきましては、ほかの団体の例ということでございまして、全て網羅的に調べるまでには至りませんでした。県民会館の例で申し上げますと、計上する区分がちよっと違っているということではございますが、福利厚生費の中に退職金引当金も含む形で計上しているという例があるところでございます。

○斉藤信委員 それだけか。

○今野教育次長兼教育企画室長 現時点で確認している分では。

○斉藤信委員 だったら統一基準がないということだろう。今県民会館の資料を見ました。ここには給料しか書いていないのです。内訳の中に給料と職員手当だけですね。大体普通、人件費の場合は社会保険料を見なければだめなのです。

○城内よしひこ委員長 斉藤委員、全部見てください。

○斉藤信委員 最後の福利厚生費というのは、一般管理費だから正職員の話ではないでしょう。ここに退職給付引当金を含むというのも、ちょっと変な感じだと思うけれども。

○今野教育次長兼教育企画室長 これについては、職員対象ということと捉えております。

○斉藤信委員 根拠のある答弁ではなかったもので、例えばここにある一般管理費の中で退職給付引当金を含むと書いてあること自身、私は変な話だと思います。一般管理費というのは、非正規職員の人件費なのです。1項目の人件費というのが正規職員なのです。だから、いずれ県民会館にそういう項目があるといっても整理の中にはないし、ほかは圧倒的にないので、だから算定の基準が統一していないと。それは、皆さんが慌てて調べたりするような状況に示されている。だから、そこはぜひ精査してください。賃金は高いにこしたことはないのです。私は高過ぎることを批判しているのではないのだけれども、しかしそれぞれの施設によって、非正規職員にもそんなに仕事の差がないように思うのだけれども、非正規職員職員の賃金、時給にもかなりの差がある。そのことが浮き彫りになったというふうに思います。いずれこれ以上議論しても時間がかかるばかりですから、私はここで質疑を終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 美術館の指定管理については、私が指摘したように、わずか3名の人員で2億4,000万円の指定管理料で、多くは再委託ということは余りにもいびつな状況で、このあり方は検討すべきだと思います。これが第1点。

第2点は、博物館と同じで、美術館も管理運営、企画から何から全部、文化振興事業団に委託のスタイルで、そこに県職員を派遣するというふうになっているけれども、私は委

託のあり方、美術館、博物館のこういう運営のあり方については、全国的な運営状況もよく把握、研究して対応していただきたいと。そのことを含めて、これについても反対をいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数です。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第3条第3表債務負担行為補正中、追加中25から28までについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて議題といたします。

当たりの平均在籍生徒数は、県全体では34.5人、これは過疎地域自立促進特別措置法に該当する20市町村でございますけれども、過疎市町村では27.9人となっております。

現在の制度のままで県独自に高校標準法の基準を下回る学級定員を配置いたしますと、算定される教員定数に影響が及び、地方財政措置が減額し、配置できる教員数が減少するとの懸念がございまして、これまで行ってきた生徒の多様な進路選択を図るための習熟度別クラス編制や進路希望別コース編成等に対応することが困難になるおそれがございます。

他方で、学校に期待される役割が増大している中で、生徒等へのきめ細かな対応を行っていくということも重要でございますが、このことは中山間地域であるとか過疎地域に限らず、全県的な対応が必要と考えられますことから、これまでも国に対して教員定数の抜本的な改善や、加配定数の充実等を要望してきたところでございまして、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、請願事項の2に関してでございますが、小規模校の存続について新たな判断基準を設けることを求める内容となっておりますので、昨年3月に策定しました新しい高等学校再編計画の関連部分について御説明をしたいと思います。お手元に新たな県立高等学校再編計画の概要版をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、資料1ページの見出しの下の部分でございますけれども、平成28年3月に策定した新たな高等学校再編計画でございますが、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画でございまして、このうち前半の平成32年度までの5年を前期計画としております。

続いて、資料の3ページをお開きいただきますと、再編計画の前期再編プログラム総括表をお示ししております。平成32年度に、今回請願陳情のございました遠野地区のほか宮古地区、久慈地区において、各2校の統合を予定しております。

続いて、資料を1枚お戻りいただきまして、資料2ページの枠で囲んだものが二つございますが、その下段のほう、県立高等学校の配置の考え方をごらんいただきたいと思います。新しい再編計画の基本となる考え方でございますが、望ましい学校規模の確保と適切な配置等による教育の質の保障ということ、それから本県の地理的条件等を考慮した教育の機会の保障ということが基本となる考え方でございまして、その考え方の1のところの学校規模の基準の確保をごらんいただきたいのですけれども、生徒の多様な学習ニーズに応え、集団生活による社会性を育成するなど教育の質を保障するという観点から、原則としては望ましい学校規模を1学年4から6学級程度としておりますが、その一方で生徒が一層減少するという状況も考慮しまして、学校の最低規模は1学年2学級としたところでございます。

一方で、2のところでございますが、本県の地理的条件等も考慮し、学びの機会を保障するという観点から、少規模校の存続についても配慮いたしまして、近隣の高校までの距離が遠く、仮に統合した場合に、公共交通機関での通学が極端に困難になることが見込まれる地域の高校については、学校の最低規模、先ほど2学級と申しましたが、特例として1学級でも存続させるということも記載させていただきました。

なお、3ですが、教育の質を維持するという観点から、今申し上げた特例校、特例となる1学級校であっても、極端に生徒数が減少してしまった場合には、具体的に言いますと入学者数が2年連続して20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止ということも盛り込ませていただきました。

請願項目の2の中には、各地域の地方創生に向けた活動への考慮ということの記載がございますけれども、この点に関連しますのが、先ほどもお目通しいただいた資料3ページの前期再編プログラム総括表の欄外に(1)、(2)、(3)とございますが、その(1)の記載でございます。新たな再編計画を策定する際には、平成27年12月に計画の素案を公表いたしました後、遠野市を初め統合予定校のある自治体等の皆様からの強い要望等を踏まえまして、地方創生に向けたそれぞれの地域の取り組みの推移、平成30年度までの入学者の状況等の検証を行って、統合時期等の検討を行うということで、今の内容を(1)に加筆したものでございます。この見直しについては、遠野市初め地元の市町村の皆様からも一定の好意的な評価もあったということでもございました。

再編計画では、教育の質を維持、確保していくためには一定の規模が必要ということで、1学級の規模について40人を標準とするとしておりますけれども、他方で請願項目1に関して御説明したとおり、少人数学級の導入については、県としても国に対して教員定数の抜本的な改善、加配定数の充実等の要望を行っているところでございます。

再編計画におきましては、統合等についてはブロック内の中学校卒業予定者数の状況、今後の生徒の見通し等を踏まえて策定したものでございまして、統合の具体的な判断に対しましては、資料3ページの(1)、(3)に記載のとおり、地域の取り組み、入学者の状況等を検証した上で行うこととしたものでございます。また、地域の皆様からの要望を踏まえまして、教育の質の保証のみならず、教育の機会を保障するという一方で、そういった観点で学校の最低規模の特例として1学級でも存続させること等も盛り込んでおりまして、少規模校の存続についても配慮を行ったものと考えているところでございます。以上で参考説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋孝眞委員 この請願団体なのですが、1万人以上の署名をもってこの請願に至ったというふうに聞いております。そういう意味合いでは、いろいろ地域で説明をしておりますと言いながらも、地域の方々に十分な説明がされていないという中での再編計画ではなかったのかというふうに思うわけです。先ほどは、十分な説明をしてきましたという説明もありましたけれども、もっともっと説明をしながら理解をしてもらうということをしないと、おかしいというふうに感じるわけですが、この請願を受けたことによって、今後どのように対応していこうとしているのかについて、教育長のほうから聞きたいと思えます。

○高橋教育長 今回の請願に対してどう受けとめているかということにつきましては、工藤勝子議員からの一般質問の中でもお答えしましたが、地域の意見を集約しつつ、

具体的な行動として、県議会、それから教育委員会に対してそういう行動をしたというふうなことで受けとめさせていただいております。

それで、再編計画の見直しの話は、先ほど高校改革課長から申し上げましたけれども、地域検討会議でありますとか、県民の皆さんとの意見交換、さらには素案公表後、遠野市の代表の方々、遠野市長、遠野市議会議長、それからPTA代表の皆さん等々が私のところにもおいでになりまして、さらに知事にも会っていただきました。そういうようなこと等を踏まえて、この再編計画の見直しをしたところでございまして、それに対する評価については、大変ありがたかったというような評価をいただいたのが昨年の4月でございました。これは昨年の話でございます。これまでも丁寧に意見交換に努めてきたところでございまして、そういう経過がございますので、全ての県民の皆さんに十分というのは、これはなかなか難しい面がありますけれども、そういう御意見を聞く機会も県内各ブロックで行って、1,000件近い御意見等も頂戴したというようなことがございます。まずは今再編計画の着実な推進ということを先般また遠野市の方々がいらっしゃったときも申し上げさせていただきまして、平成30年度の入学者の状況を見きわめながら、そしてまたこの御意見等も踏まえつつ、統合の時期等についてもしっかりと検討していきたいというように申し上げたところでございます。

○高橋孝眞委員 今の答弁から言いますと、もう一度見直しをしてみますというように捉えていいのかどうかということと、去年4月にいろいろ説明をしましたということなのですが、その後署名活動をされているということを考えますと、十分説明をしていなかったのではないかとというふうに私は思うわけがありますけれども、その点はどうかと。なお、これは多分、全会派で署名しておりますので、当然ここで採択になると思います。そういうことを受けて、今後どういうふうに再度対応を考えているのかについてお願いしたいと思います。

○高橋教育長 再編計画策定後におきましても、遠野市の代表の方々が私のところに来て、一定の評価をしていただいたということもございますし、あと今後遠野市のほうでは、学校を盛り上げるために具体的にさまざまなことを考えているというようなお話もお聞きしながら、意見交換をさせていただいてきております。ということで、これまでもお会いする機会等も十分確保しながら対応させていただいてきております。

それで、本請願の取り扱いについては、県民の意見を踏まえてこの常任委員会の委員の方々に議論いただいた中で決定されることだというふうに思っておりますけれども、実際40人定員を見直して、35人学級、30人学級というようなことを岩手県としてやると、国からの地方交付税措置が大きく減少いたしますので、現在の高校教育の水準を維持することへの懸念を持っているところでございます。

ただ一方で、今後岩手県のみならず全国的に生徒数が減少してきている中で、未来を育む子供たちをしっかりとこれまで以上に育てていくという観点に立てば、抜本的な教員定数の改善でありますとか、加配定数の充実ということが不可欠でございますので、これま

でも国に対して、高校教員定数のみならず、小中学校、義務教育学校の定員の拡充についても強く要請してきているところございまして、今後ともそういう要請等についてはしっかりと国に伝えていきたいというふうに考えております。

○高橋孝眞委員 市町村の取り組みについても十分見ていきますということはそのとおりだと思いますけれども、再編計画をつくったからといって、統合ありきではなくて、県教育委員会としても存続させるための、そういう仕組みを少し考えていただければと思うわけです。ただ単に加配云々で、国のほうに財政的な支援を要請しますよというばかりではなくて、県教育委員会としても考えていただきたい。これは遠野市ばかりではなくて、3カ所、同じように対応していただければというふうに思うものであります。

○郷右近浩委員 根本的な部分でお伺いさせていただきたいというふうに思います。今回のこの請願でありますけれども、あくまで過疎地域といったような形での記述がある中でこの請願であると。ましてや、今高橋孝眞委員のほうからお話あったように、恐らくそれは遠野高校であるだろう、何となくそのようなニュアンスが感じ取られたわけありますけれども、その中で先ほど、40人定員の今現在の県立高校において、県全体では34.5人が平均になっていると、またさらには過疎市町村においては27.9人ということでの数字の説明があったわけありますけれども、その中で特に遠野高校は今現在どのようになっているのか。あくまでもさっきは平均ということでありましたので、遠野高校の人数はどのようになっているのか。また、今回遠野高校だけではなく、今後の再編プログラムの中の2校ずつ一緒になる、ここは大体どのような数字になっているのか、まず教えていただきたいというのが1点あります。

また、現状のままでいった場合、県として例えば30人、35人を定員としなくても、県全体で34.5人ということは35人学級が実際実現しているような部分でありますけれども、このときにペナルティーというのがどのぐらいになるのか、また、30人であればどのぐらいのペナルティーになるのか、そうしたところを御説明いただければと思います。

○藤澤高校改革課長 まず、統合を予定されております3地区の高校の状況でございますけれども、遠野地区は、今年度の入学者は、遠野高校が160名定員の20名の欠員。それから、遠野緑峰高校は2科、農業科と商業科がございしますが、2科で定員80人ですけれども、合わせて32名の欠員ということでございます。それから、宮古地区は、宮古工業高校と宮古商業高校の統合が平成32年度に予定されておりますが、宮古工業高校については今年度ですと3科で120人定員ですけれども、56名の欠員。宮古商業高校は4科で160人定員ですが、14名の欠員ということでございます。それから、久慈地区は、久慈東高校と久慈工業高校の統合という計画になっておりますが、久慈東高校は200人定員で4名の欠員、欠員が少ない状況です。久慈工業高校は80人定員で、欠員が38名という状況でございます。

次に、定員に満たない場合のペナルティーということでございますが、現在のところ、教員定数の算定は収容定員で、つまり40人ベースで算定されておりますので、現状ではそれが30人であっても二十数名であっても、特にペナルティーといったものはないというふう

に承知しております。

○梅津県立学校人事課長 今高校改革課長からお話をしたとおり、高校の教員というのはいわゆる高校標準法というもので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律とは違いまして、クラス数ではなくて収容定員で教員数が決まります。本来にあくまで試算ですけれども、仮に、県全体の1学級収容定員を35人にした場合には、県全体として教員は約210名減少すると見込まれます。それを先ほどの過疎20市町村に限定して試算しますと、おおむね70名の減員となると見込まれます。人数については、県全体では210名、それから過疎市町村については約70名ということですが、県全体で210名と試算した場合に、これもあくまで年度当初の予算算定資料に基づいて計算しますと、おおよそ18億4,000万円と見込まれますし、過疎地域のみということに限定した場合にはおおむね5億6,000万円と試算されます。

○郷右近浩委員 教育とお金とどっちが大事なのではないですけれども、私自身は本当に教育環境を整えるべきというふうに考えております。ただ今回の請願について、私自身が最初に受けた感覚というのは、実はこれ過疎地域のみならず、本来的には県全体でこうした少人数学級であったり、そうしたものをやっていってほしいということを強く思ったところでございます。今過疎地域と言われているところ以外でも、これから子供たちが少なくなっていく中で、この間、県として国に対してそうしたことで要望を出していただいていたということを、私自身も認識しております。ただその中で私はそうした思いからすれば、今回このような請願の内容で来ておりますけれども、本来的には県全体でぜひとも少人数学級を進めていただきたいと、そうしたような形で取り扱っていただければというふうに思っているところでございます。

過疎地域というのが、さっき20地区と言いましたけれども、その地域だけが少人数学級が必要だとか、そうしたものではないといったように私自身は考えているわけでありまして。今回はその特定の地域だけ少人数学級にする、そうでないところは40人学級で、そのままでもいいといったようなダブルスタンダード的な考え方が教育現場になじむのかどうか、そうした部分についておの考えをお話いただければというふうに思います。

○高橋教育長 先ほど高橋孝眞委員の御質問でも触れさせていただきましたけれども、学校教育を充実していくというのは極めて大事な視点だと思っております。そしてまた、現在生徒数が減少してきていますが、これからの社会を支えていくのは今の子供たちだということもございまして、それからあわせて大きな課題として、教員多忙化の問題がございまして。これは単に部活動をどうするかの話だけではなくて、いじめ問題もありますし、それから不登校の問題。社会が複雑化してきている中で、このストレス社会で子供たちをしっかりと支えていく体制の整備、さまざまな課題を解決するためにも、教員定数を充実していくというのは極めて大事だというように思っております。

ただ、そういう中で、小規模校におきましては、現に少人数学級というような状態になっておりまして、それを本県として国の措置がない中でやると、結果的に極めて厳しい状

況になるという現実があるわけでございまして、その辺も含めて総合的に判断していくことが必要だというように考えております。

この教員定数を充実していく、人づくり革命というようなことも今国の予算編成の中で検討されておりまして、教員定数の充実もその中には入っておりますけれども、そういう状況等をしっかりと見きわめつつ、今後とも必要な要請を機会を捉えてタイムリーにやっていきたいというふうに思っております。

○郷右近浩委員 先ほど、これから平成32年度に統合を予定している地区の定員等を聞いたわけでありすけれども、宮古工業高校の56名欠員、これは確かに1クラスが吹っ飛んでしまうような状況ですが、それ以外については、ことしの欠員と同じような状況であれば、クラスとしては40人学級というままで、2クラスの維持できる人数であると。それを県教育委員会のほうで統合して減らしていかれるのではないかといった心配が、今回の請願の中に盛り込まれているというふうに思うのですけれども、だとしたら先ほどの一番最初に聞いた40人定員が過疎市町村で実質27.9人しかいない中で、ペナルティーがないということであれば、ある程度今現在の運用をしながら、これからの教育というのはもちろん岩手県のみならず日本全体で少子化の中で考えていかなければならないという中にあって、大きな課題として国に対しても話していただきながら、そして県としても全体論として考えていくべき課題であるのかというふうに私自身感じているところでございます。

実はこの後最後のほうで、教職員の年次的な部分の今後の動向等であったりとか、それに対する対応、それから、ことしモデルケースでやっている部活動指導員の状況や、今後どのようにしていくかといったことをこの際のところで質問しようと思っているわけですが、そうしたものをきちんと組み合わせていながら考えていくことが必要であるというふうに思っているので、今回この請願の地域限定的な部分については、私は全体論として考えていくべきとの思いであり、これから継続的に考えていくべき案件であろうという思いを持っているということを披瀝して終わりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 この請願は、郷右近委員がおっしゃったとおり、過疎地域という部分が特に項目名で書かれています。私の地元の雫石町にも、再編計画になかったのに、とうとう1学級減になって、1学級になってしまう高校があります。地元としては、全県のルールにのっとって、こういう形で1回決められたことについて、その事実は雫石町としても重く受けとめながらも、これから将来ビジョンを雫石町教育委員会、それから高校を支援する会、そして高校と3者で作りながら、支援をするような形をとっていくという話し合いをしまして、県教育委員会のほうでもそこは随時中に入っていていただいて御支援いただきながら、今どうやって地方の、都市周辺部の高校を維持していくのかという、そういう大きな課題に取り組んでいくところです。

雫石町の場合は過疎地域にも入らないのではないかなと思うのですけれども、都市周辺部の学校というのは現実問題として人数確保がすごく厳しいと。どうやったらいいのかと私自身が考えたときに、雫石中学校にはたくさんの子供がいるにもかかわらず、なぜ雫石

高校には入らないのかという現実問題を考えると、望む進学ができる高校を選ぶと、どうしても盛岡の学校を選ばざるを得ないような、進学を希望する先で分かれるようなシステムがもう既にできていると。それをそのまま継続すると、きっとこの問題は解決しないだろうというふうに考えていまして、前から私も話はしていますけれども、では何をこれからやっていかなければいけないのかというのをこの県立高校の再編計画にもうちょっと入れてほしいという思いがあります。

少人数のクラスを存続したからといって、入学者数に歯どめがかかるのかというと、私はそれはちょっと違うのではないかとこの部分もありまして、ぜひこれから考えていただきたいのは、地域の学校でも、例えば、少人数でもICTを使いながら進学校並みの授業が受けられるような、そういうコースをきちんとつくってもらおうということです。西和賀高校でこの間国立大学に入れるような取り組みをした上原先生という方の講義を受けまして、例えば、雫石高校に行くと岩手県立大学や岩手大学に行けるよというふうにならないと、子供たちは希望しないのではないかと、現実問題はそこなのではないかというふうに感じています。

日本では、学力レベルで受験をして高校から分けますけれども、諸外国ではそうでないところもあるわけで、アメリカは高校までは、義務教育ではないですけれども、公立なので、その地域の学校に中学校のように行って、そこから自分のレベルに合わせた大学に行くと。だから、普通の地域の高校から物すごく優秀な大学に行ったりするという、そういう仕組みもあります。そういったものが地域、都市周辺部の高校にこれから必要なのではないかと。少人数の高校でも自分の希望した進路に行けるよというようなシステム自体をきちんと考えて、それが新たな高校再編の計画なのではないかというふうに思うのです。その点について、もうちょっと次期高校再編計画のときには力を入れて考えてほしいと。

私も郷右近委員がおっしゃったように、過疎限定ではなくて、全体的な問題としてもっと捉えてほしいという気持ちがあります。その部分をもうちょっと検証した上で、この請願の取り扱いを、やっていくべきではないかというふうに思っていますが、そういった数だけではない再編計画をつくる予定はあるのか、具体的にどういうふうな形で次の再編計画に向けての考えをお持ちなのかという点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○藤澤高校改革課長 今後の高校再編計画の策定における御意見と承りました。今委員から御紹介あったとおり、雫石高校については平成30年度、1学級減の計画案を示させていただいておりますけれども、それを契機として雫石町の中で将来ビジョンを考える委員会が発足しまして、その中には私どもも参加をして、できるだけ、今1学級になる予定ですが、雫石高校の魅力をどうやって高めていったらいいか、あるいは存続ということも含めてさまざまアイデア出しをして、町内の関係者の方からも意見をいただいているところですので、これからしっかり参加して意見を承り、また意見を出してまいりたいと思います。

それから、今度後期計画の策定になりますけれども、平成33年度からですので、来年度

後半になるかと思いますが、また地域での意見交換会等の機会を設けまして、さまざま御意見を承ってまいりたいと思います。その中で、現時点でどういうことを盛り込むということはなかなか申し上げにくいのですけれども、今お話のあった都市周辺部の高校の魅力をどう高めていくか、特に雫石高校の場合は、地域の子供たちがなかなか進学しないという現状がございますが、なぜそうなのかといったことも皆さんの意見を承りながら、さまざま検討したいと思います。

○ハクセル美穂子委員 地域の子供たちが入らない部分には、あともう一つ、中学校の先生方の進路指導と、それから高校が実際にどんな取り組みをやっているかという、その意思疎通がちょっと少ない部分がある。というのは、実際にどうして入らないかということを検討していろいろ見ている中で、雫石町のほうでも気づいてきたことです。小学校と中学校というのは市町村教育委員会でやっていますが、そこはやっぱり県立高校と連携する形を県教育委員会主導で構築していくとか、これからそこをかなり力を入れるべきではないかというふうに思っています。その点について、教育長のお考えをお聞きしたい。

○高橋教育長 ハクセル委員の御質問は、雫石高校だけに限定した話ではないかなというふうに承りましたけれども、雫石高校に限って申し上げますと、盛岡地区の高校に通いやすいという現実がございます。今後ＩＣＴ技術等が飛躍的に成長していく時代になってくるとは思うのですが、実際それだけで子供の成長が本当に実現できるかというようなこと等を含めて、今遠隔授業のモデル授業等もやっておりますが、その効果等もしっかりと見ていかないと、そういうことをやったけれども、ますます入学者が減っていくというようなこと等も含めて多面的に考えていく必要があると。それにはやっぱり地域の皆さんとよくよく話し合っていくことが大事だというふうに思っています。

私も雫石町長、それから雫石町教育委員会教育長とも何度かお会いしておりますが、その辺をこれから雫石町のほうも力を入れていきたいと、県のほうも主体的に、我々と一緒に話をしていこうというような要請を受けておまして、そういうことで同じ土俵で、どっちが重きを持つということではなくて、地域に支えられながら、そして地域を支援するというような思い等も含めて高校のあり方というものを、今後後期計画の策定もごさすし、それから総合計画の教育ビジョン等、この後御説明いたしますけれども、岩手県教育振興計画（仮称）もつくる予定としておまして、本県の教育をこれからどうしていくのかということをおささまざまな皆さんから御意見等を頂戴しながら、その辺の考え方をしっかりまとめていければなというふうに思っています。

○斉藤信委員 この請願は、地域の切実な願いの込められた請願で、同時に、具体的な校名を書いているわけではないので、高校再編のあり方を問うている請願だと思いますけれども、国の制度との関係で、この請願項目の実現はかなり厳しいものがあると率直に思います。

それで、前期の高校再編計画はこの資料の３ページのところにあるわけですが、宮古地区、遠野地区、久慈地区と、学校の統合というのは学校がなくなる話ですから、ゼ

ひ地元との合意をしっかりとやるべきだと。計画だから、決まったからというのではなくて、学校の統合というのは、学級減とはまた違うのです。今までの歴史と伝統のある学校がなくなるということですから、本当に地域の住民、自治体の合意をいただいて、こういう統合は進めていただきたい。

それで、どういうことを考えるべきかということ、生徒の減少は事実なのです。ことしは来年度の葛巻高校の学級減を見直しました。それは、それなりの実績を上げて、2学級規模を確保できるという見通しが立ち、学級減の計画を来年度はやらないとなったわけけれども、地域の中学生在が入りたい学校を地域ぐるみでつくらないと高校は存続しないのだと、私はそういうふうに思います。

だから、例えば遠野高校と遠野緑峰高校も、計画では普通科が4クラス、そして農業科が1クラスです。学校としては1学級では厳しいですから、だったら、遠野高校側の普通科を3学級にして、専門学科を2学級にするという議論も地域であってしかるべきだというふうに思います。そういうことでもして学校を存続するという道もあるのではないかと。そういうことも含めて、地域の住民の合意をしっかりと構築をしていただきたいと。決定的には地元の中学生在が本当に入りたい、残したい学校をどうつくるかだと。

そこで、私はお聞きしたいけれども、遠野高校、遠野緑峰高校は、地元からの進学率はどうなっていますか。

○藤澤高校改革課長 遠野高校、遠野緑峰高校の地元からの進学状況ですけれども、両方合わせて六十七、八%となっており、遠野市内の中学校の卒業者数の7割を少し切るくらいが両校合わせて進学しています。

○斉藤信委員 地元の高校を残そうと思えば、やっぱり8割ぐらいのところまで上げないと残らないと思います。そういう地域の取り組みが必要だと。残念ながら雫石高校は、その取り組みをやる前に減ってしまったと。再編計画になかったので、油断したのだと思うのです。だから、ある意味、これはちょっと不意打ちだったと私は思います。ここにだって平成32年度まで2学級という計画が書いていますから、逆に言えば、深刻な実態を見逃したということが言えるのではないかと。だから、危機感を持って、地元の高校を本当に子供たちにとって魅力のある高校にどうしていくのかと。

私は、葛巻高校の取り組みというのは一つの典型なのだと思うのです。やっぱり葛巻町が、地理的環境もあるけれども、例えばことしでいくと8名が国公立大学に進学したとか、交通費や給食費の助成とかという形で、近隣からも入学してくると。株式会社岩手くずまきワインは毎年、8名とか、10名の高校生を1週間ぐらいドイツに送っているのです。それがあから葛巻高校に入りたい、大学に進学したいから葛巻高校に入りたいという子供たちもいる。そして、ことしは、葛巻町が学習塾を学校の集会室を使ってやっているという、これは足寄町学習塾の経験を学んだようだけれども。進学にも就職にも対応できるということで、本当に真剣になってやっているわけです。それは、やっぱり地域の支えがあるからで、そういう地域と学校をどうつくるのかというのが私は一番根本に問われてい

るのではないかと思います。入学者が減ってしまったから学級を減らしますというのは、事務的、機械的、官僚的なのだと思うのです。地域と一緒に、どうやって守っていくのかということを県教育委員会もしっかり芽をとってやる必要があるのではないかと。

あともう一つは、市町村教育委員会のあり方です。ハクセル委員も言ったように、中学校の校長になると、学力テストの結果が強調されればされるほど、どこの高校に何人入ったという成果主義になるのです。やっぱり地元の高校の魅力や、地元の高校で進学も就職もできるという、こういう人材をつくっているということが見えないと、大学に入ろうと思えば盛岡に行ったほうが希望をかなえられると思いますから、私はそこは市町村教育委員会、そして中学校も一緒になって地元の高校づくりをやらないとだめだと思います。その点は乖離があると思います。だから、中学校の校長先生なんかにも成果主義に陥らないで、どの学校に何人入ったということで評価するようだと、これは高校間格差が拡大して、本当に地域の高校が廃れてしまうと。高校間格差の是正というのが大事だと思います。だから、盛岡の高校のあり方も問われており、盛岡のパイが大きければ、どんどんそこに吸収されるということもありますから、これはこれでしっかり計画の中でメスを入れないと、どんどん中心部に吸収されてしまうということになるのではないかと。そういう点について、教育委員会はどうか考えているかお聞きしましょう。

○藤澤高校改革課長 高校再編を進める場合の地域との連携ということでございますけれども、委員がおっしゃるとおり、計画を進めるに当たって、地域で魅力ある高校づくりをして、生徒が地元に残っていくということも大事なことで思っております。取り組みの一例を挙げますと、今回学級減ということになりました西和賀高校におきましては、昨年度から計画に学級減が盛り込まれたということもあつてのことではありますけれども、地域の皆さんと、仮に学級減になった場合にはどういう学びを残したらいいかということ、何度かお邪魔した上で、福祉の学びを少し残すということも学級減する中でも考えたという事例もございます。そういった形で、まずは再編計画の中にも高校の魅力づくりということも大事な要素として掲げておりますので、そういったことは柔軟に考えながら、今後進めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 私がたくさん言った割には答えが簡潔でしたね。もっと正確に聞きましょう。学校の統合計画については、地元の合意を形成して進めてもらいたい。これはどうですか。

○藤澤高校改革課長 計画をつくる際にも何度も足を運んで意見交換したわけですが、その後におきまして、昨年度は計画策定後、全市町村、全高校を回って意見交換をいたしました。今年度も、計画の俎上にのっている高校、市町村には2度ほど足を運び、意見交換をしております。もちろん中には、今回の請願にもございましたように、100%納得をいただけていないところもないわけではございません。そこについては、今後計画を進めるに当たってはしっかりと意見交換、意思疎通を図ってまいりたいと思います。

○斉藤信委員 あと、岩手県の高校は、葛巻高校、西和賀高校、岩泉高校は1学級になっ

でも残すというふうになっているけれども、それ以外にも大迫高校、花泉高校、住田高校、宮古北高校、そして来年度学級減になれば、雫石高校も西和賀高校も1学級になってしまいます。だから、この1学級規模の学校をどうやって存続させるかということも切実な課題になっているというふうに思います。

それで、私は今回の請願の対応について、委員長に提案したいのだけれども、これは全会派紹介議員になっていますが、同時に国の制度とのかかわりで言うと、なかなか厳しい要求項目があるわけで、願意採択というふうにするのがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○城内よしひこ委員長 意味を含む採択ということですか。

○斉藤信委員 もう少し説明すると、請願の採択というのは一定の大きな効力を発揮するわけです。達増県政のもとでは、県議会で採択されれば、それについてかなり対応をするということが多いのです。しかし同時に、説明があったように、この項目は採択したからといって、すぐ実施できるかというところかなり難しい課題もあるのではないかと。この趣旨に沿って県教育委員会に、国に対しても、また県教育委員会内部でも努力、検討してもらおうと、こういう趣旨の願意を受けとめた採択にしたらいのではないかと。

○城内よしひこ委員長 請願の取り扱いまで入っているということですか。

○斉藤信委員 私の意見で言いました。それは議論してください。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、取り扱いに入りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 本請願の取り扱いを決めたいと思いますが、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○郷右近浩委員 先ほど来、質疑が交わされている中で、かなり前ですけども、水沢高校と水沢商業高校が一時、統合だとかというような話の中で、当時の進路指導の先生方が必死になって、いろいろな中学校を回って、自分たちの学校ではこういうことをやるのだということを説明して、今は定数以上の方々に入学を希望していただいているといったことを、私も思い出しながらいろいろ皆さんの意見を聞かせていただいております。その質疑の中で願意採択という道もあるのではないかとといった発言もあったわけでありすけれども、願意採択とはいえ、過疎地域限定という話ではなくて、全体論の中での話をしていくべきだと。もちろん国においても、これからますます少子化が進む中で、早急にそうしたもののへの対応もやっていきながら、そして県としても早急にきちんと考えていくといったことで、これは今回は願意採択という形よりは、みんなでこれから考えるべきテーマであるという中で、そしてまたさらには請願者におかれましても、大きい意味でいろいろ考えていただくと、そうした時間をとっていただくという意味も含めて、私は継続という形での取り扱いをお願いしたいと思います。

○高橋孝眞委員 私は、請願は今回採択をして、これらの内容については以後十分にこの委員会で時間をかけて検討していくということで、今回は採択をすべきだというふうに思います。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 それでは、再開をします。

〔斉藤信委員「まず継続だから、先に。そっちやってから。」と呼ぶ〕

〔郷右近浩委員「趣旨採択の提案が出ましたか。」と呼ぶ〕

〔佐々木順一委員「取り扱いで出たか。」と呼ぶ〕

〔郷右近浩委員「取り扱いでは出していないよ。」と呼ぶ〕

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 それでは、再開をします。

本請願の取り扱いについて再度確認します。

○斉藤信委員 全会派が紹介議員になって、この請願の趣旨は重いものがありますが、同時に国の制度上の問題もあるので、趣旨採択という意味で、意見を付して採択するようにしていただきたい。

○城内よしひこ委員長 この請願の取り扱いについて、今意見が三様出ています。

それでは、本請願について、継続審査と意見を付して採択との意見がありますが、まず最初に継続審査について採決を行いたいと思います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立少数です。よって、本請願は継続審査にしないことに決定いたしました。

次に、本請願に意見を付して採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長 起立多数であります。よって、本請願は意見を付して採択と決定いたしました。

なお、意見につきましては当職に御一任願いたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 以上をもって教育委員会の付託案件の審査を終わります。

この際につきましては、予定していた平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果における本県及び全国におけるいじめの認知件数については次回に繰り延べしたいと思います。

この際、執行部から、教育委員会で所管する教育分野に関する個別計画の策定について発言を求められていますので、これを許します。

○鈴木企画課長 お手元に配付させていただいております商工文教委員会資料の教育委員会で所管する教育分野に関する個別計画の策定について御説明をさせていただきます。

教育委員会では、次期総合計画の策定に合わせまして、教育分野における個別計画であります、仮称でございますが、岩手県教育振興計画を策定する予定としております。この計画は次期総合計画の内容を踏まえて、今後10年間の教育分野における施策の基本方向や具体的な取り組み内容を取りまとめようとするものでございます。今後、岩手県教育振興基本対策審議会において検討を進め、次期総合計画と同様に平成30年度末を目途に計画を策定したいと考えております。

また、教育委員会で策定する予定の他の個別計画につきましても、次期総合計画、それから岩手県教育振興計画の内容を踏まえ、今後切れ目なく改定作業を行うこととしております。個別の計画の具体的な策定スケジュールにつきましては、資料に記載のとおりでございますけれども、これからの改定作業に当たりましては、商工文教委員会の委員各位にも情報提供させていただきながら進める予定としてございますので、よろしくお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○高橋孝眞委員 県立高校での2008年のバレーボール部顧問の男性教諭暴力事件の裁判がありまして、判決があったわけでありまして、この件で、現在どのようになっているのかについて教えていただきたいと思っております。判決後どのように対応しているかについてお願いします。

○永井教職員課総括課長 お尋ねの県立高校における事件、事案に関する損害賠償請求事案訴訟の状況でございます。提訴以来、順次審議が進んでまいりまして、去る11月10日に民事裁判の判決が下されました。判決におきましては、元生徒の精神的苦痛に対して20万円の賠償を命じられたというような状況でございます。これに対しまして、過日でございますが、原告から高等裁判所に控訴する動きがございまして、県のほうにはまだ控訴状及び控訴理由書が届いておりませんので、その内容を確認してございませぬが、今後につきましてはその訴状の内容を見ながら対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋孝眞委員 向こうのほうから控訴理由が来ていないということなのですが、ということは県側としては控訴しないということになったと思っておりますけれども、控訴しない、するというのは、どういう手順で決めていくのか。する、しないというのは誰が決めるのかということを教えていただきたい。

○永井教職員課総括課長 1点目、なぜ控訴しなかったかということでございますが、今回の判決内容の趣旨及びこれまで県が裁判で主張してきた内容を踏まえて、代理人の弁護士とも協議しながら検討してまいりました。判決内容は、県の主張がおおむね認められた

という判断をしたところでございますので、県として判決を受け入れ、控訴しないことにしたものでございます。最終的には、これについては被告は県でございますので、県として控訴はしないという判断をしたところでございます。

○高橋孝眞委員 例えば教育委員としても協議をして、控訴する、しないを決めるということではなくて、内部で整理をしましたということになるのですか。

○永井教職員課総括課長 この事案の提訴に当たりましては、提訴以前から、この事案が発生して以来、県の教育委員会には順次、事案の進行及び民事裁判の前に行われました刑事裁判、そして今回の民事訴訟について、逐一内容を報告し、その内容を確認した上で、今回控訴をしないという判断をしたというところでございます。

○高橋孝眞委員 控訴しないというふうに決めたのは、教育委員会の委員としての委員会を開いて決めたのか、ただ単に内部的に決めたのかということです。

それから、これを認めるということは、賠償責任があるわけですよね、20万円というか、プラス幾らかあるわけですが、それも認めたということになるのですが、損害賠償事件についてはいろいろ議会にかかりますけれども、そのときはまた違う取り扱いになるのですか。これは、裁判だから議会に提案する必要はないということになるのでしょうか。今回判決が確定したとすれば、20万円の支払いについては議会にかけるのか、かけないのか。

○永井教職員課総括課長 まず、意思決定についてでございますが、これについてはいわゆる被告は岩手県でございます。代表者は知事ということになります。教育委員会の議決事件として、これを控訴する、しないというような案件ではございませんが、先ほど来報告しておりますとおり、このような方針及び判決に至る経緯については十分意思の合意形成を図った上で進めてきているものでございまして、これについては被告である岩手県、代表者は知事なのですが、しっかりと知事部局のほうとも意見調整、確認をした上で、そのような判断をしたものでございます。

次に、20万円につきましては、賠償の支払いということで、必要な予算措置をして議会にもお認めいただくということになります。

○高橋孝眞委員 今回私はなぜ県側が控訴しなかったのかというふうに思ったのです。それは、間接的な暴行という理由で、職員の責任を問われる内容なのですが、直接手を下したわけでも何でもなし、そういう意味合いでは、普通の指導をしたのではないかというふうに思うわけです。普通の指導をしたと考えて、もっとそういうことを主張すべきではなかったのかというふうに私自身は思うのです。1対1でやりましたとは言いますが、判決文を見ますと、そういうわけではなくて、先生が周りにもいましたということですね。という意味合いから見ると、1対1だという意味合いではないのではないかというふうに思うのです。(斉藤信委員「何が認定されているか、判決文をよく見て。1対1のところは認定されている。」と呼ぶ)。まずそれは別として、私そういうふうに思うのです。そういう意味合いでは控訴すべきではなかったのか。そして、その部分は主張す

べきだと私は思うのです。職員をきっちりと、かばうという言い方すると悪いのですけれども、自分たちの職員でありますし、本当にミスしたのであればまた別なのですけれども、最低そこは控訴して、高等裁判所までいって争っても、職員そのものは、そういう意図があってやったわけでは絶対はないのだというふうに思います。そういう意味合いでは、この裁判は控訴すべきではなかったかということですが、控訴期限が切れてしまったからどうしようもないわけなのですけれども。これ多分向こうから出てきた部分、今度反論していくわけですが、これに不利になってしまうのではないかというふうに実は思っているのです。この点、不利にならないような仕組みを少し考えていかなければいけないのかなと思ったのですけれども、教育長はどういうふうに判断をしながら、この事件を控訴しなかったのでしょうか。

○高橋教育長 ただいま高橋委員からお話ありましたようなことで裁判が当初スタートいたしました。その後裁判が継続する中で、当該教員、それからその後の関係者からの聴取等も丁寧に行いながら、その部分についてはそういう事実があったということを裁判の場で認めるに至った経緯がございます。

それで、裁判の対応につきましては、やはり専門的な知見から、代理人に十分な相談をした上で対応していかないと、我々の主張、そしてまた客観的な対応を証明するというのは、なかなか難しいという現実がございますので、先ほど教職員課総括課長から申し上げましたけれども、代理人とも十分相談しながら、さまざまな影響等も十分考慮しつつ、総合的な判断のもとで、控訴しないということに至ったものでございます。

ただ、今回控訴状については、今後届くということでございますけれども、今回PTSDとの直接的な因果関係だとか、原告側の主張するような暴力行為等はなかったということについては、これは我々も十分確信しておりますし、それから委員からお話ありましたように、当該教員とも十分話し合った上でこのような方針を定めたところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○高橋孝眞委員 これを認めてしまうと、生徒指導そのものは1対1でやれるのかということになってしまって、非常に問題の大きいところだと思うのです。そういう意味合いでは、繰り返しになるけれども、なぜ控訴しなかったのかということですか。やっぱり控訴して、きっちりとやる。それから、相手はもう一度最初の部分から争うわけですから、その部分を認めてもらいましたなんていうのは一審だけのことで、高等裁判所に行ったときはまた別な話です。そういう意味合いでは、控訴しなければいけなかったのではないかとこのように私は思います。期限が過ぎてしまってから、どうしてと言ったってどうしようもないのですけれども、これから裁判に当たって十分検討して対応していく必要があると思いますので、お願いします。

○斉藤信委員 今高橋孝眞委員からこの問題が出たので私も発言しますが、さきの常任委員会で、これはけんけんがくがく議論されました。原告からも相談受けたし、話も聞いたし、教師の暴力、暴言によって不登校に陥り、そして深刻な被害を受けたと。判決

文の中では、3時間にわたって体育教官室で1対1で激しい暴言を受けたというのが認定されて、これが大きな根拠になって20万円の賠償なのです。ただ、その他の原告に対する暴力行為というのは認定されなかったと。それと、暴言によってPTSDになったというのも、残念ながらこれは判決では認定されなかったということなのです。

ただ、今、教師のいわゆる指導死というのものもあるけれども、指導や暴言で自殺も今発生している問題なのです。3時間にわたって本当に苛酷な、これは教育的な指導ではない、暴言によって生徒が追い詰められた事件だったと今でも私は思っています。

今回、県教育委員会の主張は大方認められた。ただ、3時間にわたる1対1の体育教官室での暴言は認められたのです。だから、そういう意味では大方認められて、県教育委員会として控訴しなかったというのは、私は県教育委員会としては妥当なことだったと思うし、原告側からいけば、主張が十分認められなかったということで控訴に至ったということなので、前回の常任委員会では、自由民主クラブの千葉伝委員も樋下正信委員も、私と同じ立場でこの問題を取り上げましたので、よく意思疎通してください。

○永井教職員課総括課長 判決内容の概要について若干補足させていただきます。被告教諭の言動として、一審で認めた内容といたしましては、平成20年11月4日ごろに、体育教官室において、当該教員が1対1の状態ですらなくとも1時間、暴言、激しい口調でどなりつけたというような部分が裁判では事実として認定されていますので、御報告いたします。

○高橋孝眞委員 いや、裁判では、ほとんど原告の主張は認められていないのだよね。この部分だというふうなだけで。これが99%近く認めていないのにもかかわらず、この部分だけを裁判官が認めたというのも、私はおかしいのではないかと考えているのです。そういう意味合いでの控訴もしなければいけなかったのではないかとすることを私は言っているのであって、だから高等裁判所、最高裁判所まで争うべきだったということを言いたいのです。

議論したときというのは、裁判記録が出てきていないわけですから、状況を聞いた内容で議論しているので、判決の中身の中で議論したのであれば、自由民主クラブの人間としてはそのように思うのですけれども、判決後の話です。控訴の期限が切れたからあれですけれども、これからの対応について十分慎重にやっていただきたいと思います。

○郷右近浩委員 なるべく短く御質問したいとは思いますが。先ほどの請願の際も意見として言わせていただいたことに関係してくるわけなのですけれども、私自身、教職員の方々には少数数学級であったり、子供たちに近いところで向き合えるような、そうした教育をやっていただきたいということを思っているものであります。その中で県立学校、またさらに小中学校で、これから教員の大量退職が始まってきます。県立学校で言えば55歳から60歳の方が18.8%、その次の50歳から54歳の方々が18.5%といったような状況です。これが小中学校では、さらに顕著で、55歳から60歳の現役の方が今26.4%、50歳から54歳の方が25.7%と。これを足すと小中学校では52.1%の方々がこれから退職を迎えてくると。それに対して、今現在24歳までの教職員の方々というのは、小中学校で126名、またさらには

県立高校であれば30名で、確かに子供たちが少なくなってくれば、先生方の数も減るというのが本来的な考え方であるかもしれませんが、ただ私は私として、先ほどの請願のときにも考えを述べさせていただいたように、少人数学級であり、そしてこれからも子供たち、生徒たち、青年を育てていっていただきたいといった思いから、これから大量退職時代を迎えていくに当たって、若い先生方をどんどん育てていくような環境というのをきちんとつくっていかなければならないと思うわけであります。今後県としてこのような状況に対してどのように対応していこうとしているのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○荒川小中学校人事課長 委員御指摘のように、大量退職時代を迎えております。これがこの先十数年続く見込みでございます。その中で、若手の教員をどう育てていくかということで、採用数もふえてまいりますので、教員の育成指標というのを今つくっている段階です。どの年代で、どういう資質や力を身につけさせるかというのを年代ごとに、段階ごとに今つくっている最中でありまして、それを学校現場での研修等にのせていくという計画をつくっているところでございます。

○郷右近浩委員 ただ、行政的な形で考えると、いなくなった後の人員の補充というような考え方に恐らくなるといふに私は考えるわけであります。しかし先生方も現場を初めて体験される中でいろいろなことを悩んだり、そして成長していくということを考えると、企業的な考え方ではないですけれども、これはどのような手法をとってやっていけばいいかというテクニカルな部分は出てくると思います。ある程度、経験豊富な先生方が現役でいらっしゃる間に、一緒になって教えていただきながら、現場に入ったらすぐに即戦力で走り回ってという形ではなく、緩やかに、きちんとゆっくりと育ていけるような配慮というか、そうしたものが必要だといふふうに思っているわけであります。

ですので、平成26年度から再任用ということで、退職を迎えた先生方に現場に残っていただいているといったような状況であるというのは認識しているわけでありますので、その再任用と定数の部分での先生方の確保について、全体としての定数自体をどんどんふやしていくという話ではなくて、再任用はするけれども、その部分は定数以外というか、そういう考え方も含めて、何かちゃんとつながっていくような形をとりながら、来る大量退職時代に備えていくことができないかというふうに考えているわけでありますけれども、その点について何かお考えのところあれば教えてください。

○荒川小中学校人事課長 委員御指摘のように、再任用が平成26年度から始まっています、小中学校で申しますと、今130名余の再任用者がおります。平成30年度には200名になると捉えていますけれども、その方々にはいわゆる常勤職員の再任用として、週29時間勤務の再任用というのも平成30年度から開始しまして、定数外での再任用という方法も、少人数加配等を使いながらの任用も考えているところであります。

そして、初任者指導教員という役目を再任用の方に与えまして、初任者の指導に当たってもらおうと、こういうシステムも、今現在も進めておりますが、来年度以降もそういうシ

システムを稼働させていきたいと思います。

○郷右近浩委員 なるべく若い先生方をきちんと時間をかけて、現場で育てていただければ。多忙化の中でぼんと現場に入って、そして自分自身を見失う先生ももしかしたらいらっしやるかもしれませんし、そうしたこと自体も起こることも不幸でありますし、きちんとつながっていくようにやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと1点だけお願いします。部活動指導員の現状についてお伺いしたいと思います。これは、一般質問で以前に話をさせていただきました。岩手県として文部科学省の8地区のモデル地区ということで、平成29年度採択され、今現在試行されているのだと思いますが、その点についての現状についてまずお伺いしたいと思います。

○荒木田保健体育課総括課長 まず、委員に御指摘いただきました地域の人材を活用しての事業でございますけれども、おかげさまでサッカー部の子供たちの指導に当たってもらっています。子供たちは専門的な指導を受けて大変よかったという成果もありますけれども、いかんせん部活動だけに当たっているものですから、部活動はあくまでも勤務時間の範囲内ですので、指導者の方からはもう少し長く指導したいのだけれどもという課題も実はございます。ですので、そのところはこれから成果と課題を検証しながら、モデル事業として進めていきたいというふうに思っております。

それで、今御指摘のありました部活動指導員のお話でございますけれども、この部活動指導員というのは4月に法的な位置づけがされまして、単独での引率とか部活動の顧問としての活動が可能となるというような制度が国のほうで出ておりまして、それが今国の概算要求で配置する計画が計上されているところでございます。県としましてはその動向を注視しながら、市町村と連携しながら配置について検討を進めているところでございます。

○郷右近浩委員 部活動指導員自体、もともと学校現場のほうでは、そうした学校外の方々が入ってきて指導するといったところに対しては、学校の中をどのように守るかとか、いろいろな悩ましいことというのは多くあったというふうに思います。

またさらに、部活動の時間が短くて、その中でどこまでどのようにすればいいかと。それは、今までの子供たちに対してのスポーツシーンをつくってきた中で、父母会だとかスポーツ少年団だとかとどう組み合わせていくとかか、もちろん学校との組み合わせ、地域との組み合わせ、いろいろな部分の要素があるというふうに私自身も認識しているところでありますけれども、岩手県としてモデル事業をこの1年間ずっといろいろやっていただいた中で、恐らく課題点や、こういうことをやってみようかという新たな形づくりなど、いろいろな部分を捉えられたと思いますし、それを学校現場なり、そうしたところに提示できたり、話をする素地ができたりしているというふうに思います。

そして、国のモデル事業だったので、もちろんそれをきちんと取りまとめて、今後、本事業としてこの4月からなった場合、岩手県としてはどのような形でやっていくかと。これは、モデル事業をやったがゆえに、岩手県としてこういうことをこういう形に持ってい

ったらいいのではないかという、そこまでの提案までできる立場に立つことができていると思っております。教職員の方々の多忙化であったり、実は子供たちの環境ということ、家に帰ってもどっちにしても親がいないというような部分であったり、そのこと自体を是とするわけではありませんけれども、そうした中で、地域で、そして学校を基礎とした中で、どのような形で子供たち、青年たちを育てていくかと。そして、学校現場では、教職員の多忙解消につながるのか、そうしたことも含めて進めていけるということであればすばらしいと思います。今回本事業になった際にぜひともこれまでの知見を生かして進めていただきたいと思います。その点について教育長にお聞きします。

○高橋教育長 今年度取り組ませていただいているモデル事業については、国庫委託事業でございまして、岩手県だけのためということではなくて、全国のモデル的な、まさにメリット、デメリット等を含めまして、そういうのを研究するという事業でございまして、これは委員からの多大な御尽力等もいただきながら進めてきたというように思っております。

先ほど具体的なメリット、課題等については保健体育課総括課長から申し上げたところでございますけれども、それに加えて、外部指導者の方には学校をよく理解していただくというようなことを一定程度時間をかけながら、学校のシステム自体も、子供たち、教員、それから応援いただく方にとっても、そういう環境整備というのは必要だと思っております。

そしてまた、現在このシステムではなくて、外部の方に協力いただいているところありますので、具体的な対価等を含めまして、その辺をしっかりと仕組みをつくった上で御理解いただくということが大事だと思っております。今回のモデル事業等を含めて、本県にとっていい形での導入というようなことを目指して、具体的に検討を進めさせていただきたいというように思っております。

○小西和子委員 では、端的にお伺いします。1点目、小学校5年生、6年生の少人数学級導入についてお伺いいたします。東北各県の少人数学級の現状は、わかっていますのでいいです。大分進んでおります。小学校5年生に少人数学級を導入するとした場合に、対象の学級数、同じく6年生についてもお伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 小学校5、6年生に35人以下学級を導入した場合の対象の学級数でございますが、学校数と学級数は同じでございます。今年度11月1日に児童生徒数を調査しましたので、今現在の最新データでは来年度小学校5年生では26校26学級、小学校6年生では25校25学級の増、合わせて51校51学級の増となります。

○小西和子委員 それでは、直近の教員の未配置人数をお伺いいたします。全国最下位ではないかと私は捉えているのですが、100%入っていない、99.3%で、未充足が0.7%。以前にお聞きしましたところ、5月1日で74名の未配置、その後23名の講師を配置して現在51名の未配置というふうに伺っておりますけれども、そのことについてお伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 教員で未配置、配置できていない数というお尋ねでございます。前回の常任委員会で51名まだ未配置がありますというお答えをしましたが、それから日数がたちまして、12月1日現在におきます未配置は、国からの加配に対しての未配置が6名いるところでございます。

○小西和子委員 6名に減ったということですね。100%に近づいたということですね。5年生、6年生を合わせて51人の担任がいればいいわけですので、前回聞いたところのこの51人をそれに充てればすぐにでもできるなというふうに考えております。小学校5年生、6年生に少人数学級を導入するための人件費をお伺いいたします。

○荒川小中学校人事課長 5、6年に導入するための人件費につきましてでございますが、先ほど申し上げたとおり、51校51学級が増えますので、51人増員ということで、人件費は毎年度約4億円の増額が必要となります。

○小西和子委員 東北では、もう既に三つの県が大分前から小学校1年から中学校3年までの少人数学級を実現しておりますので、前向きに、みんな期待をしております。特に5、6年の担任をしている教職員は、本当に大変な思いをしておりますので、一日も早い、一年も早い導入に向けて努力をしていただきたい。

次、中学校の部活動負担を大胆に軽減する取り組みについて伺います。まず、部活動というのは学習指導要領外であるということは、もう皆さんおわかりのとおりだと思います。そこで、部活動休養日の実施状況と理解の浸透については、部活動休養日の実施状況は100%というふうに捉えております。問題は、保護者だとか地域の方とか指導者の理解の浸透だと考えておりますけれども、そこはどうなっているのでしょうか。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動休養日の実施状況と理解の浸透についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、本年2月に部活動の休養日の基準を示す通知を発出しまして、5月時点の調査では全ての市町村立中学校、県立学校におきまして、通知の内容に基づく休養日が設定されたというところでございます。

なお、中学校につきましては、スポーツ庁が実施しております平成29年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査というのがございまして、その調査項目におきましても部活動休養日の実施状況を把握するということとしておりますので、県教育委員会としましてはスポーツ庁の今後の公表の結果を踏まえながら、市町村教育委員会と連携をしながら、各学校に適切に指導してまいりたいというふうに思っております。

また、その徹底に向けまして、保護者、地域の方の理解というお話でございましたけれども、部活動休養日の徹底につきましては、学校だけではなく、保護者や外部指導者等の御理解をいただくことも重要と考えていますので、学校に設置しております部活動連絡会などを積極的に活用しまして、引き続きその理解の浸透と定着に向けて指導してまいりたいと思っております。

○小西和子委員 若者と県議会との意見交換会で一関高等専門学校に行ったときに、学生から言われたことです。一関高等専門学校に入る学生は岩手県の中学校から来ている方が

多いが、岩手県の中学校の99%が部活全員加入制であることについて、意見、質問をさせていただく。部活動は本来生徒の自主的な参加により行われるものだと思っているが、岩手県の中学校は99%強制で部活動を行っている。中学校で部活動を強制させることにより、学力の面で劣ってしまうのではないかとと思っている。全国学力テストランキングがあり、小学6年生と中学3年生で全国共通のテストを行うが、中学校の順位が小学校の順位に比べて毎年落ちている現状であり、なぜ3年間で一気に落ちるのか考えたときに、部活動が一つの原因ではないかと思う。それが改善されることにより岩手県の中学生の学力が少しずつ上がり、ものづくりの人材の育成と地元就職に関係してくるのではないかと思う、というふうに学生がお話をしたのです。

そこでお伺いいたします。本県の部活動加入率というのは、以前お伺いしたときには、男子が96.5%で、女子が97.6%、東北の他県に比べて一番高いというふうに捉えております。まず、そのことはどうなのかということと、長時間練習の弊害について伺います。

○荒木田保健体育課総括課長 部活動の加入率につきましては、委員の話したとおりでございます。やはり全国的に見ても高い加入率でございます。

先ほどお話がありましたけれども、適切な休養日を伴わない長時間の練習については、生徒の勉強面でも、健康面においても、さまざまな影響を及ぼすというふうに思っておりますし、また教職員や保護者にとっても過度な負担になるというふうな認識をしております。県教育委員会としましては、中学校の部活動の顧問を対象としました指導者の研修会等を活用しながら、スポーツ医・科学の観点から適切な休養や効果的な指導法について指導しているところでございます。

○小西和子委員 高校の場合は得意な部活動を指導とかという方が多いのですが、中学校の場合は経験したことのない競技とか種目の割り当てになってしまうことがあるのです。十数年前だったのですが、20代の教職員が剣道部の顧問になったのです。ところが、一度もやったことないからということで、剣道を習いに道場に通ったのです。結果的に過労死しました。そのことだけではないかと思えますけれども、そのようにかなりの負担になります、やったことのない種目を子供に教えるのですから、大変な負担になります。調査しているのだと思いますが、そのように経験をしたことのない競技とか苦手な競技の部活動顧問の割合というのは押さえているのでしょうか。そしてまた、先ほど郷右近委員がおっしゃいましたけれども、部活動指導員の配置についてもお伺いいたします。

○荒木田保健体育課総括課長 県教育委員会が行いました学校体育関係調査におきまして、技能に関する指導ができないと回答しました顧問につきましては10.9%。余り指導ができないと回答した顧問は24.5%という数値でございました。委員御指摘のとおり、指導が得意でないというのは負担になると思えますけれども、それにつきましても、先ほどもお話をいたしました、地域のスポーツの人材を活用するなど、それなりの対応をしているところでございます。

また、先ほども御説明したとおり、国で4月に部活動指導員が法的に位置づけられたと

ところでございますので、国の予算要求を見据えながらも、県教育委員会としましては配置に向けて検討を進めているところでございます。

○小西和子委員 教育界では、部活動は多忙化の大きな要因であるということで、総合型地域スポーツクラブへの移行というようなことで、もう10年ほど前からそういうことをやってきたわけですが、その状況、県教育委員会の方針はどのようなのでしょうか。これはなかなか進まないのです。どのように考えているかお伺いいたします。

○荒木田保健体育課総括課長 総合型地域スポーツクラブ、生涯スポーツ関係につきましては文化スポーツ部のほうに移管したところでございますけれども、県内には57の総合型の地域スポーツクラブが設置されていると伺っております。一部では、中学校の部活動と連携しながら活動しているという事例もございます。県教育委員会としましては、先ほど郷右近委員のお話もありましたけれども、スポーツ庁の委託を受けまして指導者のモデル事業を実施しながら、スポーツ指導者の活用もしているところでございます。今後におきましても、その成果と課題を明らかにしながら、総合型地域スポーツクラブとの連携なども広めていきたいと、負担軽減の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○小西和子委員 中学校の部活動の過熱というのは、どうも高校入試ともかかわりがあるということで、以前にも質疑をさせていただいたのですが、若者と県議会との意見交換会の一関会場で千葉進委員が、中学校の部活動に関しては高校入試がネックになっている。高校入試のときには部活動は何をしていたか記載する欄があり、面接でも必ず聞いている。部活動推薦入学もあり、中学校の部活動全員加入となる原因は高校入試だと思っている、というふうに発言をしておりますけれども、以前次長からはそういうことはないというお話がありました。そのかかわりというのは改善されたのでしょうか、お伺いいたします。

○佐藤高校教育課長 中学校の部活動と高校入試のかかわりについてですが、中学生の中には高校でも引き続き部活動に取り組んで、一層のレベルアップを目標に入学する生徒もおります。高校入試においては、部活動の実績に偏ることなく、中学校時代の学習状況や適性等も考慮し、総合的に選抜を行っております。特に推薦入試にかかわりましては、実績調査書、実績がどのくらいの割合であるかという点数、そういった配点等も明示しておりますので、部活動だけで入学するのではないというふうなところは示しているところではあります。

また、部活動は本来高校入試のために取り組むものではなくて、生徒みずからの興味、関心によって選択し、主体的に行っていくものだ、というふうに認識しております。今後におきましても、中学校で取り組んだ学習活動や特別活動、部活動等の実績も考慮しながら、生徒一人一人の多様な能力を総合的に評価して選抜するような、そういう高校入試をしてまいります。

○小西和子委員 それでは、教職員の働き方改革なのですが、できるものは直に行えという中央教育審議会の提言があったわけですが、今年度はどのような取り組みを行っ

たかというのは、これは後でペーパーでください。

それから、京都府では、教職員の働き方改革推進本部を立ち上げました。ところが、岩手県ではそういう組織はつくられないのですけれども、やはりそういうものをつくって、県教育委員会、あとは関係の部局等で、今すぐにでも取り組めることをどんどん出していただきたいと思うのですけれども、このことについてはどのように考えているのでしょうか。

○永井教職員課総括課長 京都府における取り組みは、ウェブ等のページの内容程度しか手持ちありませんけれども、教育次長を中心スタッフに本庁の事務局職員で組織する本部による検討会というふうに拝見しております。本県では、いわゆる本部という形態はとってございませんけれども、本庁の事務局職員を中心に、教育長の指示のもとで多忙化解消の取り組みを組織的に検討してきております。なので、実質的に検討内容としてはまだまだ不十分ではございますけれども、その内容の検討については今加速をしているところでございます。

○小西和子委員 京都府では教職員の実態調査とかアンケート調査とかさまざま取り組んでおりますし、たしか業務20%縮減が目標でしたよね、たしかそうだったと思います。ほかに滋賀県だったでしょうか、25%縮減というふうな目標を立てているところもございます。まず、業務縮減の数値を明示すべきと考えますし、先ほど話がありました岩手県教員等育成協議会のことです。その中で、PTA団体とか民間企業から、教員の労働環境整備の一環として、心のめり張りをつける、特にリラックスできる場所をつくれるよう配慮していただきたいとか、長時間勤務、休日出勤等の改善に向けて他県に先駆けた独自性を発揮することを期待するとかという御意見が出されておりますけれども、業務縮減についてはどのように話し合われているのでしょうか。数値のことと業務縮減について伺いたします。

○永井教職員課総括課長 業務縮減の数値目標についてでございますけれども、現在8月の中央教育審議会の緊急提言が出ておりますし、またその後の概算要求、それからつい先日には中間取りまとめなど、そういう結果が出てまいりました。これを踏まえて、本取り組みの検討を行っているところでございます。ただ、これをどのような体系として取りまとめることができるかということと、あとは成果と課題の把握の仕方というのは、これはトータルで考えることかと思しますので、委員御指摘の内容も含めて、今後総合的に考えてまいりたいと思っております。

また、教員等育成協議会における議論でございますけれども、この育成協議会については教員のあるべき資質ですとか、達成すべき能力、スキルというものを検討する協議会ということで、議論を進めてきているところでございますが、その中で御指摘のような民間企業の人事関係の方ですとか、PTA連合会の方からも、さまざま教員のあるべき姿の中で、教員の働き方等の現状についてもいろいろお話を伺っております。これについても、先ほど申し上げた業務縮減、来年度に向けた働き方、多忙化解消の検討の中にどのような

形で整理できていくか、これも検討を加速していきたいと考えております。

○小西和子委員 こうしたらいいのではないか、ああしたらいいのではないかと、職員団体のほうからたくさん提案があるのですけれども、いや、上司にはそのことまでは言えないとかというふうに県教育委員会では言っているようですので、どうぞ県教育委員会全体で、いろいろな対策をとるような職場風土をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、学校図書館整備等5カ年計画についての学校図書館、図書の整備について、それから学校図書館への新聞開示——千葉委員が一般質問でやりましたけれども——それから学校司書の状況についてはペーパーで下さい、時間も時間ですので。以上で終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆さんは退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

総務部の審査をする前に、先ほどの請願の件で意見を調整をしましたがけれども、月曜日の朝に私も早く来まして、委員の皆さんに配付しますので、一応お目通しをいただいて、それでもし調整が必要であれば再度調整しますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼総務室長 議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、歳出第10款教育費のうち総務部関係の予算について説明いたします。

予算に関する説明書により説明いたしますので、2種類ございます、厚いほうの説明書の52ページをお開き願いたいと存じます。

総務部関係の補正予算額は、第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費について28万6,000円を増額しようとするものでありまして、これは給与改定を踏まえ、私学振興を担う職員の人件費を補正しようとするものであります。

以上で議案第53号についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第63号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第64号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので一括議題とします。

当局の参考説明を求めます。

○岡部私学・情報公開課長 請願陳情受理番号第63号私学助成の充実強化等に関する請願及び請願陳情受理番号第64号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、受理番号第64号の項目1の運営費補助についてであります。私立学校の振興を図ることは本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、これまでも私立学校の経常的経費に対する助成に重点を置いてきたところでございます。私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒等1人当たり補助単価を毎年度国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額してきているところでございます。今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、受理番号第63号、項目5の私立中学校等の生徒への就学支援金制度及び受理番号第64号、項目2の授業料減免補助及び入学金減免補助並びに項目3の私立高等学校等授業料等減免事業補助についてであります。本県の授業料減免補助につきましては、高校生の場合、不慮の災害や家計急変の世帯を対象に、また高校専攻科生の場合、低所得者世帯をも対象にそれぞれ支援を行っているほか、入学金減免補助につきましては生活保護受給世帯の高校生等を対象として支援を行っているところであり、引き続き経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。また、小中学生につきましては、授業料の負担軽減を図るため、今年度から年収400万円未満の世帯を対象に年額10万円を限度として補助することとしております。

資料2ページをごらん願います。被災幼児、児童生徒に対する支援につきましては、入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等への助成を行うとともに、被災高校生の場合にはいわての学び希望基金を活用して、教科書、制服及び修学旅行に係る費用を給付しているところであり、引き続き被災幼児、児童生徒の就学支援に努めてまいります。

次に、受理番号第63号、項目4の私立高等学校等の就学支援金制度についてであります。国の就学支援金制度が改正され、平成26年4月入学の生徒から支給対象世帯の所得制

限が設けられた一方で、低所得者世帯を対象として授業料に充てるための支援金が増額されるなど、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正が図られたところでございます。さらに、平成26年度から低所得者世帯に対して授業料以外の学用品費等に充当できる奨学のための給付金制度が創設されたところでございます。これら支援制度の活用により、引き続き経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

次に、受理番号第63号、項目3及び受理番号第64号、項目4の私立学校施設の耐震化への補助についてであります。私立学校施設の耐震化については、これまでの耐震診断事業費補助及び耐震改修事業費補助制度に加え、平成27年度に国の耐震事業に対応した県のかさ上げ補助制度として、新たに耐震改築事業費補助制度を創設したところでございます。県ではこれまでも国に対して支援制度の拡充を要望してきたところであり、国では私立学校の耐震化の促進に向けて予算の拡大、耐震補強工事等の補助や低利融資制度の拡充を図ってきております。これら制度の周知、活用を促進し、耐震化を進め、安全で安心な教育環境の整備充実に努めてまいります。

次に、資料3ページをごらん願います。受理番号第63号、項目2のICT、情報通信技術環境の整備についてであります。私立学校におけるICT環境の整備につきましても、国の補助制度により継続的な支援がなされているところでございます。制度の周知、活用を促進し、ICT環境の整備等、教育環境の整備充実を進めてまいります。

次に、受理番号第64号、項目5の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてであります。この補助は私立高等学校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて昭和55年度に県単独で創設したものであり、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。厳しい財政状況ではありますが、平成20年度以降今年度まで、1億5,000万円の補助額を確保したところでございます。県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しておりますので、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、受理番号第63号、項目1及び受理番号第64号、項目6の国の私学助成制度等についてであります。国の私学助成の大きな柱である私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等1人当たり国庫補助単価につきましては、平成30年度文部科学省予算の概算要求においても増額要求がなされております。また、国の過疎高等学校特別経費補助金の生徒1人当たり国庫補助単価につきましては、平成30年度概算要求において本年度と同額の要求がなされております。就学支援金制度につきましては、政府予算提言要望や全国知事会等を通じて制度の見直し、拡充を要望してきたところであり、国の平成30年度概算要求では今年度と同額の支援金月額で要求がなされておりますことから、今後とも要望活動을続けてまいります。以上で説明を終わります。

○城内よしひこ委員長 今の請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 生徒1人当たりの運営費の補助単価は、昨年度と比べてことは若干伸びているようではございますが、東北6県の中で岩手県はどういう水準にあるのでしょうか。

それと、資料の最後の私学助成の経常費助成、1人当たりの国庫補助単価と、運営費と経常費って、これはどこがどう違うのかも含めて示してください。

○岡部私学・情報公開課長 運営費補助の単価の東北での位置づけでございますが、高等学校の例を申し上げますと、本県は山形県、福島県に次いで3番目の補助単価という位置についております。

それから、3ページ目の経常費助成費補助金でございますけれども、冒頭で説明した生徒1人当たり補助単価は、国庫補助単価と地方交付税単価の合算となっており、3ページ目の1人当たり国庫補助単価はその1人当たり単価の内訳になっております。高校の例で申し上げますと、1ページ目に34万6,316円がございますけれども、このうち国庫単価が5万4,686円、これが国庫補助単価でございますして、残りが地方交付税の単価というふうになっております。

○斉藤信委員 入学金減免補助というのがありますけれども、これはどのぐらいの実績になっているでしょうか。

あとは、就学支援金制度で所得制限が導入されて、910万円以上は父母の負担は減らないわけけれども、これはどのぐらいの生徒が対象になっているでしょうか。

それと、奨学のための給付金制度の実際の対象はどうなっていますか。

○岡部私学・情報公開課長 平成28年度の実績で申し上げます。対象生徒は、授業料におきましては65名でございますして、703万9,000円の補助でございます。入学金につきましては24名、206万4,000円の実績でございました。

続きまして、就学支援金でございますけれども、給付をされない層の内訳でございますが、概数でお話しいたしますと、平成28年度実績では、高校全日制におきましては、在籍者6,757人のうち、認定がなされなかった者は941人となっております。

それから、奨学のための給付金の実績でございますが、これは年収250万円未満の世帯に給付されているものでございまして、平成28年度の実績におきましては1,152名で、給付額が9,252万9,000円となっております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第63号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択との御意見がありますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第64号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは意見書の文案を検討いたしますが、当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○城内よしひこ委員長 ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思いますが、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任いただきたいと思います。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆さんは退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

それでは、次回の委員会の運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、ラグビーワールドカップ2019釜石開催についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。(斉藤信委員「教育委員会の次回に延ばしたやつがあるでしょう。それは入るのでしょうか。」と呼ぶ)。休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

調査項目については、ラグビーワールドカップ2019釜石開催についてと、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果についての2件を調査項目としますが、これに御異議ありませんか。

○**斉藤信委員** きょう私は資料を見て、1枚ぺらぺらでびっくりしたのだけれども、児童生徒の問題行動については、暴力行為から、いじめ、不登校、高校中退、こう入って、数ページにわたって岩手県分の報告書が出ているので、それをきちんと配付してするようにしてください。

○**城内よしひこ委員長** 御意見賜りました。

ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任いただきたいと思います。

追って、継続調査と決定いたしました案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって2日間の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。